

外 部 監 査 公 表

○ 令和 3年外部監査公表	(第1号)	32
---------------	-------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告	(経済・地域商業課)	267
--------------------------	------------	-----

名古屋市告示第69号

名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

令和 3年 2月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市緑区倉坂1515番地
- 3 設立認可の年月日
平成28年 1月 6日
- 4 変更認可の年月日
令和 3年 2月 8日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第70号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和2年名古屋市告示第533号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

令和3年2月10日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 指定を解除する区域
名古屋市北区金城四丁目301番1の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第71号

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しましたので、同条第 4項の規定により公告します。

令和 3年 2月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 組合の名称

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合

2 事務所の所在地

名古屋市守山区大字下志段味字西新外 656番地

3 設立認可の年月日

平成 4年 9月 8日

4 変更の内容

第 5条中「名古屋市守山区大字下志段味字西新外 656番地」を「名古屋市守山区大字下志段味字西新外 670番地」に改める。

5 変更認可の年月日

令和 3年 2月10日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第72号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第2項の規定に基づき、事業者からみなとアクルス開発事業に係る事後調査結果中間報告書（工事中）（その2）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和3年2月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 東邦ガス株式会社

取締役社長 富成義郎

名古屋市熱田区桜田町19番18号

(2) 東邦不動産株式会社

取締役社長 林貴康

名古屋市熱田区桜田町19番18号

(3) 三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田正信

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

(4) 三井不動産レジデンシャル株式会社

代表取締役社長 藤林清隆

東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号

2 対象事業の名称及び種類

みなとアクルス開発事業

工場又は事業場の建設

3 対象事業の実施予定地

A区域 名古屋市港区港明二丁目の一部及び津金一丁目の一部

B区域 名古屋市港区金川町の一部

C区域 名古屋市港区河口町の一部

4 事後調査結果中間報告書の提出年月日

令和3年1月29日

5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎5階）

イ 名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号

熱田区役所

ウ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

令和3年2月10日（水）から同月24日（水）まで。ただし、地域環境対策課、熱田区役所及び港区役所にあつては日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、熱田区役所及び港区役所

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第73号

名古屋市農業センター臨時開所

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第 8条
第 3項の規定により、名古屋市農業センターの休所日を次のように臨時に開所
する日に変更します。

令和 3年 2月10日

名古屋市長 河 村 た か し

臨時に開所する日 令和 3年 3月 1日、同月 8日及び15日

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第74号

名古屋市農業センター駐車場の有料期間

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第4条の規定により、名古屋市農業センターの駐車場を利用しようとする者が使用料を納付しなければならない期間として市長が指定する期間は、次のとおりとします。

令和 3年 2月10日

名古屋市長 河 村 た か し

使用料を納付しなければならない期間

令和 3年 2月27日から同年 3月21日まで

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第75号

名古屋市議会定例会の招集について

令和3年2月18日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

令和3年2月10日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第76号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年 2月12日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
金沢QOL支援セ ンター株式会社 石川県金沢市西泉 一丁目 149番地 1	脳卒中・身体障害 専門就労支援セン ター「リハス」 名古屋市中区丸の 内二丁目 3番25号	就労移行支援 就労定着支援	2316101134	令和 3年 1月 1日
株式会社フィンテ ックス 名古屋市東区葵一 丁目25番 1号	就労継続支援B型 L e a p 名古屋市天白区原 二丁目3306番地	就労継続支援 B型	2316401344	令和 3年 1月 1日
株式会社ぜによ 名古屋市千種区春 岡一丁目11番22号	就労継続支援B型 元気 名古屋市千種区春 岡一丁目11番22号	就労継続支援 B型	2317100093	令和 3年 1月 1日
特定非営利活動法 人ワンプレサポー	キャンパスたかお か	就労定着支援	2317200612	令和 3年 1月 1日

ト 名古屋市守山区苗 代一丁目 9番13号	名古屋市東区東桜 二丁目 9番34号			
特定非営利活動法 人ポパイ 名古屋市北区志賀 南通 2丁目51番地	MO-YA-CO HOUSE K INJO 名古屋市北区金城 町 4丁目 5番地	短期入所	2317301667	令和 3年 1月 1日
株式会社ルーク 名古屋市瑞穂区船 原町 6丁目 2番地	就労継続支援B型 事業所サンライク 楠 名古屋市北区会所 町 250番地の 1	就労継続支援 B型	2317301675	令和 3年 1月 1日
株式会社幸福の家 名古屋市名東区名 東本通 5丁目50番 地	ヘルパーステーシ ョン奏音 名古屋市守山区小 六町17番12号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	2317601892	令和 3年 1月 1日
合同会社フチャー ルフレンズ 名古屋市名東区引 山三丁目 531番地	ヘルパーステーシ ョンフチャールフ レンズ 名古屋市名東区引 山三丁目 531番地	居宅介護 重度訪問介護	2318001449	令和 3年 1月 1日
合同会社ベガ 名古屋市緑区大高 町字杵前24番地の 2	こだま 名古屋市緑区大高 町字杵前24番地の 2	就労継続支援 A型	2318501513	令和 3年 1月 1日
ウェルフェア24 合同会社 名古屋市東区代官 町28番33号	ウェルホーム24 名古屋市中村区中 村本町 3丁目33番 地の 2	共同生活援助	2320100254	令和 3年 1月 1日

有限会社チェリッシュ企画 名古屋市天白区植田二丁目 202番地	はりなの森 名古屋市天白区天白町大字平針字大根ヶ越 201番地の2	共同生活援助	2326400229	令和 3年 1月 1日
合同会社R h y z m 大阪府堺市南区三原台二丁 7番 1ー403号	グループホーム J O Y III 名古屋市天白区向が丘三丁目1012番地	共同生活援助	2326400237	令和 3年 1月 1日
合同会社ライフアップ 名古屋市港区当知四丁目1907番地	障害者グループホームライフアップ 名古屋市南区三吉町 2丁目20番地	共同生活援助	2328100181	令和 3年 1月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第77号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年 2月12日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
一般社団法人グラ ンドライン 愛知県長久手市岩 作床寒23番地 1	メリー相談支援 名古屋市天白区一 本松一丁目1209番 地	特定相談支援	2336400169	令和 3年 1月 1日
		障害児相談支 援	2376400160	
一般社団法人すず な 名古屋市北区長田 町 1丁目 8番地の 3	相談支援事業所す ずな 名古屋市北区長田 町 1丁目 8番地の 3	特定相談支援	2337300160	令和 3年 1月 1日
		障害児相談支 援	2377300179	
一般社団法人ハー トリフォーレ 名古屋市守山区大 字下志段味字北荒	相談支援事業所心 愛 名古屋市守山区大 字下志段味字北荒	一般相談支援	2337600296	令和 3年 1月 1日
		特定相談支援		
		障害児相談支 援	2377600297	

田2353番地の 2	田2353番地の 2			
合同会社m i n a 名古屋市緑区境松 二丁目 341番地	相談支援事業所m e 名古屋市緑区境松 二丁目 341番地	一般相談支援	2338500222	令和 3年 1月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第78号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 2月12日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社セラム 名古屋市北区大曾 根一丁目26番23号	けあらーず中村指 定訪問介護事業所 名古屋市中村区太 閤二丁目12番15号	同行援護	2310100124	令和 2年 12月27日
株式会社アバンセ ライフサポート 愛知県一宮市新生 3丁目 9番 1号	アバンセメンタル ラボ中村 名古屋市中村区中 島町 1丁目16番地	自立訓練（生 活訓練）	2310101478	令和 2年 12月31日
株式会社アース 名古屋市中村区名 駅南 3丁目 6番 6 号	アースライフケア 名古屋市中村区北 畑町 1丁目28番地	行動援護	2316100763	令和 2年 12月31日
株式会社クリエイ ターズ 石川県金沢市諸江	脳卒中・身体障害 専門就労支援セン ター「リハス」	就労移行支援 就労定着支援	2316100961	令和 2年 12月31日

町上丁 307番地25	名古屋市中区丸の内二丁目 3番25号			
-------------	--------------------	--	--	--

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第79号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第51条の25第 4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 2月12日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社マルイ 名古屋市南区明治 一丁目14番53号	相談支援事業所パ ンダの宝物	一般相談支援 特定相談支援	2331200176	令和 2年 12月17日
	名古屋市南区道徳 新町 2丁目51番地	障害児相談支 援	2371200169	
株式会社ピーアン ドピーコーポレー ション 名古屋市西区八筋 町 8番地の 5	P ルームステーシ ョン 名古屋市西区宝地 町 103番地の 1	特定相談支援	2330200235	令和 2年 12月31日
		障害児相談支 援	2370200210	
株式会社ハートリ フォーレ 名古屋市守山区日 の後1105番地の 2	相談支援事業所心 愛 名古屋市守山区大 字下志段味字北荒	一般相談支援 特定相談支援	2337600288	令和 2年 12月31日
		障害児相談支 援	2377600289	

	田2353番地の 2			
--	------------	--	--	--

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第80号

名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届
出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

令和 3年 2月12日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
小 野 健 吾	名古屋市緑区大高町字柿木峡 7番地の 2
久 野 正 巳	名古屋市緑区大高町字城山 9番地
小 島 浩 資	東海市名和町東垣内21番地
近 藤 壽 夫	名古屋市緑区大高町字洞之腰14番地の 4
酒 井 賢 治	名古屋市緑区大高町字東千正坊36番地
下 村 哲 也	名古屋市緑区大高町字下西峡38番地の 3
永 井 庄 三	名古屋市緑区南大高三丁目 105番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市会達第 1 号

市会事務局情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市会達第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 9 日

名古屋市会議長 中 里 高 之

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（起案の方法） 第18条 （略） 2 （略） 3 前 2 項の規定にかかわらず、障害その他の事由により文書管理システムを利用することができない場合は、起案用紙を利用して起案することができる。	（起案の方法） 第18条 （略） 2 （略） 3 前 2 項の規定にかかわらず、障害その他の事由により文書管理システムを利用することができない場合は、起案用紙を利用して起案することができる。<u>この場合において、起案者は所定の欄に記名押印し、又は署名するものとする。</u>
（決裁の手続） 第21条 （略） 2 ～ 6 （略） 7 前項の規定にかかわらず、紙決裁の場合は、起案者以外の者も訂正できる。この場合においては、加除訂正した者の<u>印を押すものとする。</u> <u>（公印）</u> 第27条 行政文書の浄書に当たっては、別に定める手続により公印を押さなければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、電子情報である行政文書又はその内容が事務報告、照会、回答その他の法律的効力を有しない行政文書については、公印を押すことを要しない。</u> <u>3</u> 行政文書の浄書に当たっては、原則として施行文書と原議を契印するものとする	（決裁の手続） 第21条 （略） 2 ～ 6 （略） 7 前項の規定にかかわらず、紙決裁の場合は、起案者以外の者も訂正できる。この場合においては、加除訂正した者が<u>押印し、又は署名するものとする。</u> <u>（契印）</u> 第27条 行政文書の<u>施行</u>に当たっては、原則として施行文書と原議を契印するものとする

る。ただし、施行文書又は原議が電子情報である場合は、この限りでない。 (電子署名) 第28条 総合行政ネットワークを利用して施行する<u>行政文書</u>には、電子署名を行うものとする。<u>ただし、その内容が事務報告、照会、回答その他の法律的効力を有しない行政文書については、電子署名を行うことを要しない。</u> 2 (略)	る。ただし、施行文書又は原議が電子情報である場合は、この限りでない。 (電子署名) 第28条 <u>法律的効力を有する行政文書であって総合行政ネットワークを利用して施行するもの</u>には、電子署名を行うものとする。 2 (略)
--	--

附 則

この達は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第1号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和2年2月26日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和3年3月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
中川区	富田町	千音寺・赤星裏 千音寺・市場上屋敷 千音寺・市場下屋敷 千音寺・中屋敷 千音寺・東五反田 千音寺・仏供田	一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
	富永三丁目		〃	〃
港区	東茶屋一丁目		〃	〃
	東茶屋二丁目		〃	〃

	東茶屋三丁目		〃	〃
--	--------	--	---	---

3 供用を開始する排水施設の位置

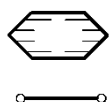
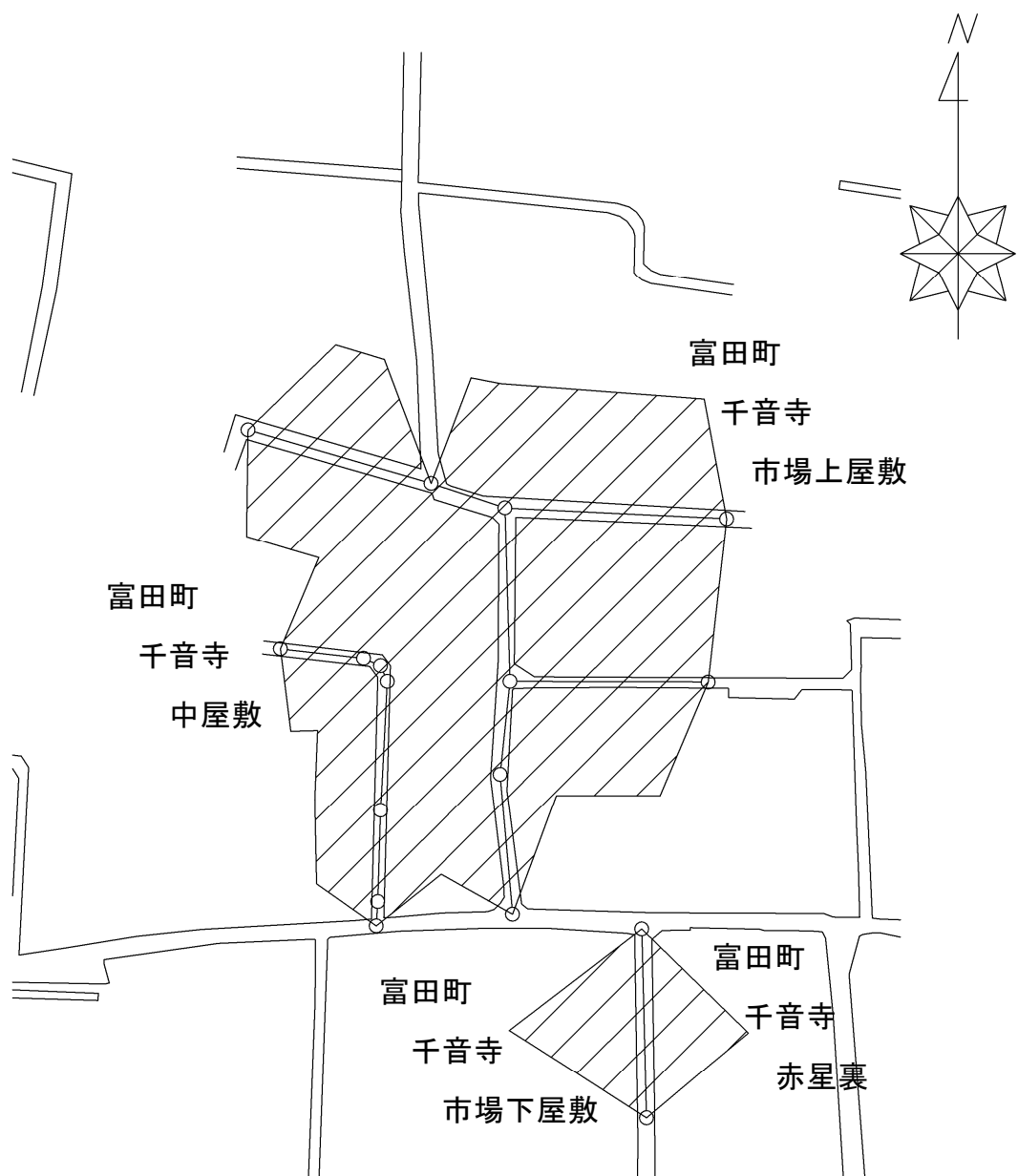
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	中川区
分流式	中川区 港区

排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 1

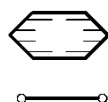
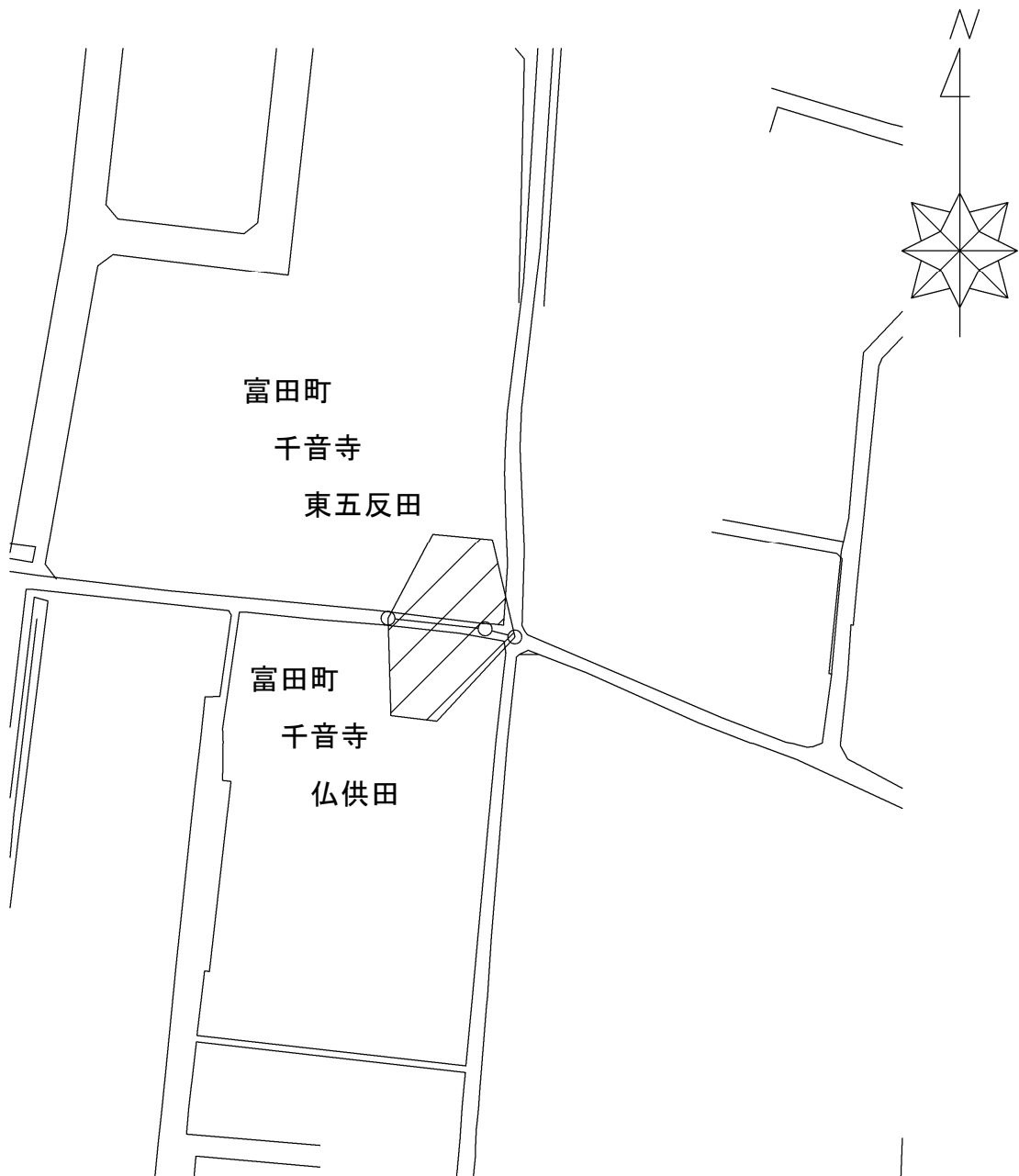


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 2

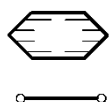


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

中川区（分流式）

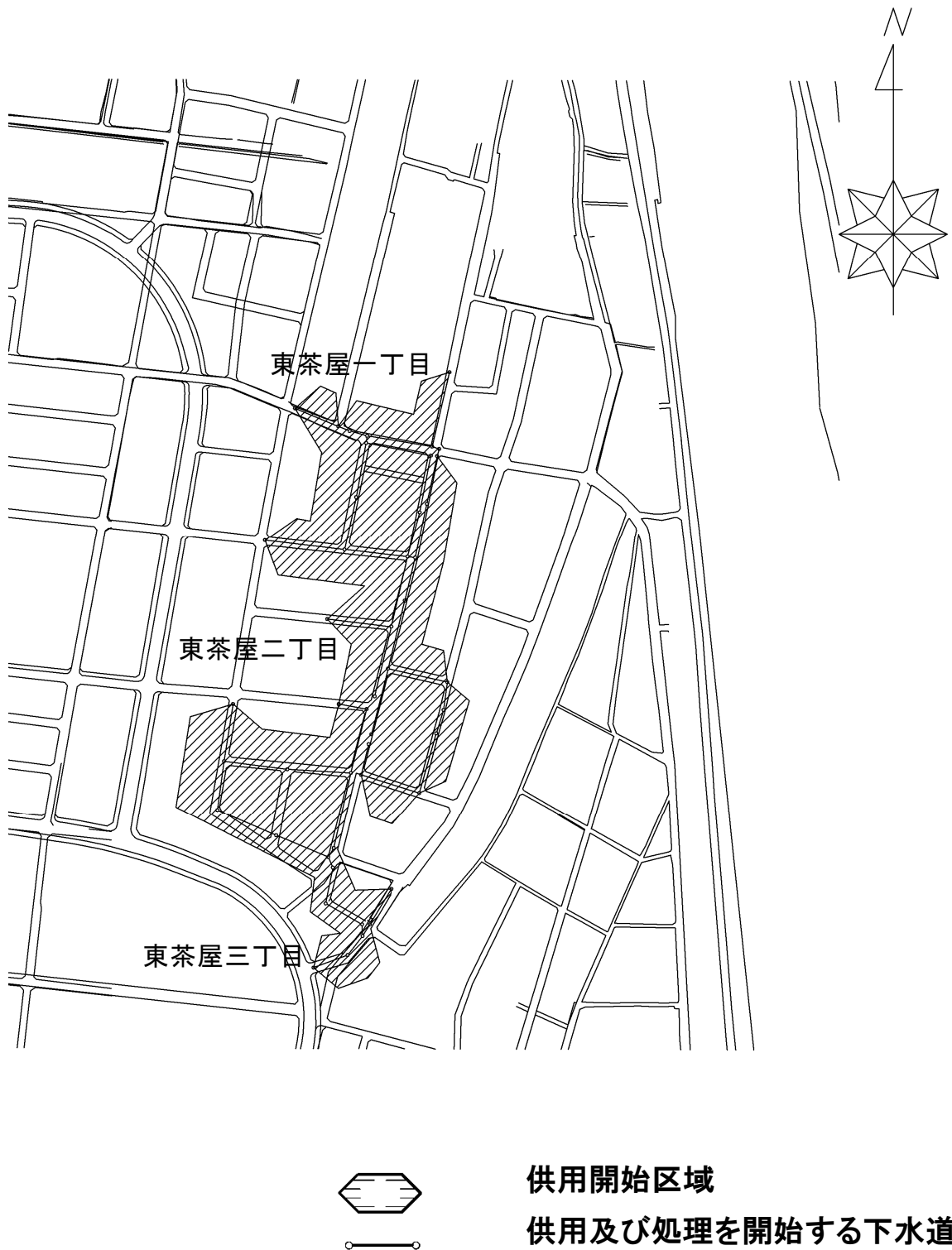


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）



名古屋市上下水道局管理規程第2号

名古屋市上下水道局職員研修規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第29号）を次のように改正する。

令和3年2月12日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第5条第2項を削る。

別記様式を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第3号

名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月9日

名古屋市交通局長 河野和彦

第19条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、起案者は所定の欄に記名押印し、又は署名するものとする。

第22条第7項中「の印を押す」を「が押印し、又は署名する」に改める。

第28条の見出しを「（契印）」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条第1項とする。

第29条第1項を次のように改める。

法律的効力を有する行政文書であって総合行政ネットワークを利用して施行するものには、電子署名を行うものとする。

第5号様式中「印」を削る。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

令和 3 年外部監査公表第 1 号

外部監査人北川裕和から包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法第 252 条の38第 3 項の規定により公表します。

令和 3 年 2 月 9 日

名古屋市監査委員	木	下	優
同	岩	本	たかひろ
同	山	本	正 雄
同	小	川	令 持

令和 2 年度 包括外部監査の結果報告書

名古屋市包括外部監査人
公認会計士 北 川 裕 和

委託料についての財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

目 次

委託料についての財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第 1 章	包括外部監査の概要	1
第 2 章	委託料の概要	4
第 3 章	名古屋市における契約事務の概要	12
第 4 章	テーマに係る名古屋市の取組み	19
第 5 章	包括外部監査の結果	24
第 6 章	制度を所管する部局に対する指摘又は意見	39
第 7 章	各委託業務契約に対する指摘又は意見	43

第 1 章 包括外部監査の概要

第 1 包括外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

第 2 選定した特定の事件（テーマ）

委託料についての財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第 3 監査対象年度

令和元年度（ただし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とした。）

第 4 包括外部監査の実施期間

令和 2 年 5 月 11 日から令和 3 年 2 月 2 日まで

第 5 テーマの選定理由

令和 2年 5月から包括外部監査を開始するにあたり、この時点において決算が確定している直近の年度の決算は、平成30年度分であった。

そこで、平成30年度の名古屋市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書における一般会計歳出節別集計表により、名古屋市の財政状況を確認したところ、委託料の決算額は、957億 2,847万円（一般会計決算額の 8.0%）と全体に占める割合も大きく多額であり、また、平成29年度の決算額 770億 8,399万円（一般会計決算額の 6.6%）に比較して24.2%増加するなど、財政に与える影響が大きくなっている。

ところが、特定の事件としての委託料は、平成22年度に、包括外部監査における特定の事件として選定されているものの、以降、10年近くにわたり選定されていない。

名古屋市の財政は、依然として厳しい状況にある中、持続可能な行財政運営を行っていくためにも、歳出において増加しつつある「委託料」にかかる事務・事業が、適正かつ経済的・効率的に進められているか、検証することは意義があると考ええる。

また、名古屋市では、令和元年度に名古屋市総合計画2023（計画期間：令和元年度から令和 5年度まで）を策定しており、特定の事件を選定するにあたり、名古屋市総合計画2023が実施される初期の段階から、包括外部監査の視点を取り入れることは、市民にとって、より確実な計画の実現のために意義があると考ええる。

そのため、委託料にかかる事務・事業の監査において当該計画に掲載された事業についても、有効性の視点から検証を行うことは意義があると考ええる。

これらの点を踏まえ、委託料について、部局横断的に包括外部監査を実施することとし、特定の事件として選定した。

第 6 包括外部監査人及び補助者

区分	氏名	資格等
包括外部監査人	北川 裕和	公認会計士
補助者	佐藤 真吾	公認会計士
補助者	大西 研一	弁護士 公認会計士
補助者	小川 薫	公認会計士
補助者	川合 利弥	公認会計士
補助者	藤井 卓	システム監査技術者
補助者	小澤 里美	公認会計士
補助者	蘆澤 春奈	公認会計士
補助者	森本 憲和	公認会計士
補助者	大久保 譲	日本公認会計士協会準会員
補助者	森山 京亮	日本公認会計士協会準会員
補助者	大澤 令嗣	日本公認会計士協会準会員

第 7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2章 委託料の概要

第 1 令和元年度委託料の決算額

令和元年度、一般会計及び事業会計並びに特別会計において、委託料（委託費）として執行された款別の金額は以下のとおりである。

（単位：千円（単位未満切捨て））

会計	款	決算額
一般会計	議会費	26,119
一般会計	総務費	5,511,795
一般会計	健康福祉費	19,679,130
一般会計	子ども青少年費	8,915,939
一般会計	環境費	26,082,294
一般会計	市民経済費	3,740,236
一般会計	観光文化交流費	4,635,077
一般会計	緑政土木費	9,583,432
一般会計	住宅都市費	13,849,730
一般会計	消防費	1,414,329
一般会計	教育費	9,401,084
一般会計 小計		102,839,170
病院事業会計	東部医療センター費	1,453,124
病院事業会計	西部医療センター費	2,039,030
病院事業会計	緑市民病院費	1,375
病院事業会計	総係費	52,530
水道事業会計	水道経営費	3,317,932
水道事業会計	資本的支出	961,017
工業用水道事業会計	工業用水道経営費	46,660
工業用水道事業会計	資本的支出	20,705
下水道事業会計	下水道経営費	4,590,629

下水道事業会計	資本的支出	2, 042, 687
高速度鉄道事業会計	高速度鉄道事業費	2, 378, 698
高速度鉄道事業会計	関連費	672, 486
自動車運送事業会計	自動車運送事業費	6, 167, 435
自動車運送事業会計	関連費	168, 121
公営企業会計 小計		23, 912, 433
国民健康保険特別会計	国民健康保険費	2, 063, 069
後期高齢者医療特別会計	後期高齢者医療費	824, 440
介護保険特別会計	介護保険費	5, 791, 699
市場及びと畜場特別会計	卸売市場費	352, 088
市場及びと畜場特別会計	食肉流通施設費	421, 608
名古屋城天守閣特別会計	名古屋城天守閣事業費	434, 246
市街地再開発事業特別会計	市街地再開発事業費	12, 375
墓地公園整備事業特別会計	公園整備事業費	73, 833
公債特別会計	公債費	296
特別会計 小計		9, 973, 657
合計		136, 725, 262

(出典：財務会計総合システム等による決算情報)

※ 基本的に、金額は税込みである（一部非課税の案件が含まれているため、消費税等が課税されている案件に限る。以下同じ。）。

第 2 契約方法の種類

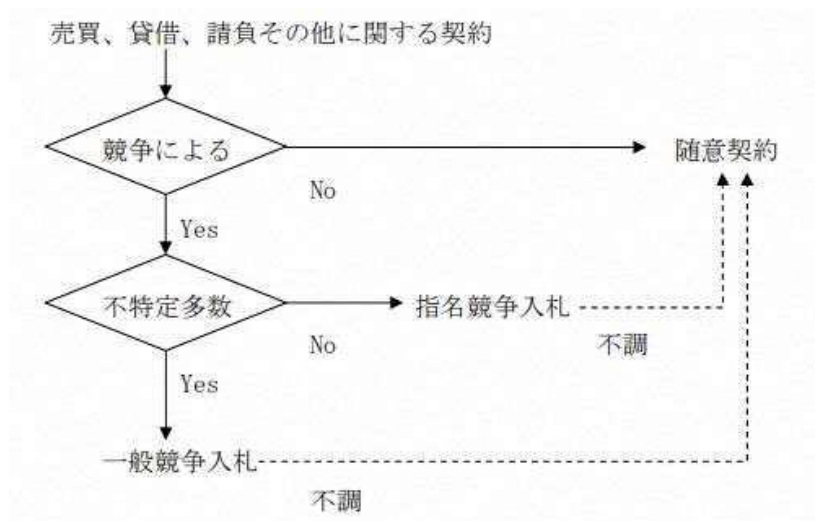
1 概要

地方公共団体が売買、貸借、請負その他に関し締結する契約については、地方自治法第 234条第 1項において、「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法」によることとされており、同条第 2項において、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とされている。

地方公共団体の契約は、公正かつ合理的に処理され、適正に行われなければならない。そこで、入札参加資格を有する者に入札の機会を均等に与え、公開された手続において、不特定多数の参加者の公正な競争による価格決定が行われる一般競争入札を原則とし、一般競争入札によって契約を締結することが不利益となる場合や客観的に困難である場合等、一般競争入札によることが適当でない場合に限り、一般競争入札によらないことができるとされている。

2 契約方法の選定

契約方法をどのように選定するかについては、以下のフローとなっている。



3 契約方法の種類

(1) 一般競争入札

一般競争入札は、入札の内容を公告して一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、その中から予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売払い契約の場合は最高の価格）をもって申込みをした者を契約の相手方とする入札方式である。一般競争入札では、入札前に全参加申請者の入札参加資格の確認を行う。

なお、地方自治法施行令第 167条の 5の 2において、一般競争入札の実施にあたり、個別の契約の性質又は目的により入札を適正かつ合理的に行うために特に必要がある場合には、一般的な参加資格のほかに、更に参加資格を定めることができるとされている。

(2) 入札後資格確認型一般競争入札

入札後資格確認型一般競争入札は、入札後に予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売払い契約の場合は最高の価格）をもって申込みをした者から順に入札参加資格の確認を行い、入札参加資格があると認められる者が確認された段階で落札者を決定する契約方法である。

(3) 指名競争入札

指名競争入札は、資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を通知によって指名し、その中から予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売払い契約の場合は最高の価格）をもって申込みをした者を契約の相手方とする契約方法である。

指名競争入札は、地方自治法施行令第 167条各号に規定される次の場合にのみ行うことができる。

- 1 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 2 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 3 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(4) 随意契約

随意契約は、競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に選択した特定の者を契約の相手方とする契約方法である。

随意契約は、地方自治法施行令第 167条の 2第 1項各号に規定される場合にのみ行うことができ、要約すると次のとおりである。

号	内容																					
1	予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が一定額以下の契約（以下「少額随意契約」という。）をするとき <table><tr><th>契約の種類</th><th>予定価格</th><th>主な内容</th></tr><tr><td>工事又は製造の請負</td><td>250万円以下</td><td>建設工事、建築物等修繕、車輛・展示物等製造</td></tr><tr><td>財産の買入れ</td><td>160万円以下</td><td>動産・不動産の購入</td></tr><tr><td>物件の借入れ</td><td>80万円以下</td><td>OA機器、自動車等リース</td></tr><tr><td>財産の売払い</td><td>50万円以下</td><td>動産・不動産の売払い</td></tr><tr><td>物件の貸付け</td><td>30万円以下</td><td>動産・不動産の貸付け</td></tr><tr><td>上記以外のもの</td><td>100万円以下</td><td>業務委託、役務、物品修繕</td></tr></table>	契約の種類	予定価格	主な内容	工事又は製造の請負	250万円以下	建設工事、建築物等修繕、車輛・展示物等製造	財産の買入れ	160万円以下	動産・不動産の購入	物件の借入れ	80万円以下	OA機器、自動車等リース	財産の売払い	50万円以下	動産・不動産の売払い	物件の貸付け	30万円以下	動産・不動産の貸付け	上記以外のもの	100万円以下	業務委託、役務、物品修繕
契約の種類	予定価格	主な内容																				
工事又は製造の請負	250万円以下	建設工事、建築物等修繕、車輛・展示物等製造																				
財産の買入れ	160万円以下	動産・不動産の購入																				
物件の借入れ	80万円以下	OA機器、自動車等リース																				
財産の売払い	50万円以下	動産・不動産の売払い																				
物件の貸付け	30万円以下	動産・不動産の貸付け																				
上記以外のもの	100万円以下	業務委託、役務、物品修繕																				
2	その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき																					
3	障害者支援施設等において製作された特定の物品を買い入れる契約をするとき、障害者支援施設等、シルバー人材センター等、母子・父子福祉団体等若しくは認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設から特定の役務の提供を受ける契約をするとき																					
4	特定の総務省令による契約をするとき																					
5	緊急の必要により競争入札に付することができないとき																					
6	競争入札に付することが不利と認められるとき																					
7	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき																					
8	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき																					
9	落札者が契約を締結しないとき																					

なお、随意契約をしようとする場合において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に定める少額随意契約ができるときは、同施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号に該当する場合であっても、少額随意契約により契約を締結する。

4 各契約の長所・短所

各契約の長所・短所は、以下をあげることができる。

契約方法	長所	短所
一般競争入札	・ 入札参加資格者に入札の機会が均等に与えられ、公正な競争による有利な価格決定を行うことができ、経済的である。 ・ 契約手続の公開により特定業者への便宜が抑制され、慎重な手続により公正性が高まる。	・ 価格決定において低廉第一主義となる可能性があり、品質・サービスの低下のおそれがある。 ・ 慎重な手続のため、臨機応変の対応がとれないおそれがある。 ・ 公告や入札に手数や経費がかかる。
指名競争入札	・ 一般競争入札と同様に競争原理が働くため、経済的である。 ・ 資産、信用、経験等の確かな相手を選定でき、一定水準以上の品質・サービスを担保できる。	・ 価格決定において低廉第一主義となる可能性があり、品質・サービスの低下のおそれがある。 ・ 慎重な手続のため、臨機応変の対応がとれないおそれがある。 ・ 指名通知や入札に手数や経費がかかる。 ・ 入札参加者が特定されるため、一般競争入札に比べ参加

契約方法	長所	短所
		機会が公平でない。 ・限られた業者を指名するため、談合のおそれが高まる。
随意契約	・事務手続が簡易である。 ・資産、信用、経験等の確かな相手を選定でき、一定水準以上の品質・サービスを担保できる。	・競争原理が働きにくいいため、不利な契約を締結するおそれがある。 ・供給者が固定され、不正のおそれが高まる。

5 特定調達契約（WTO）

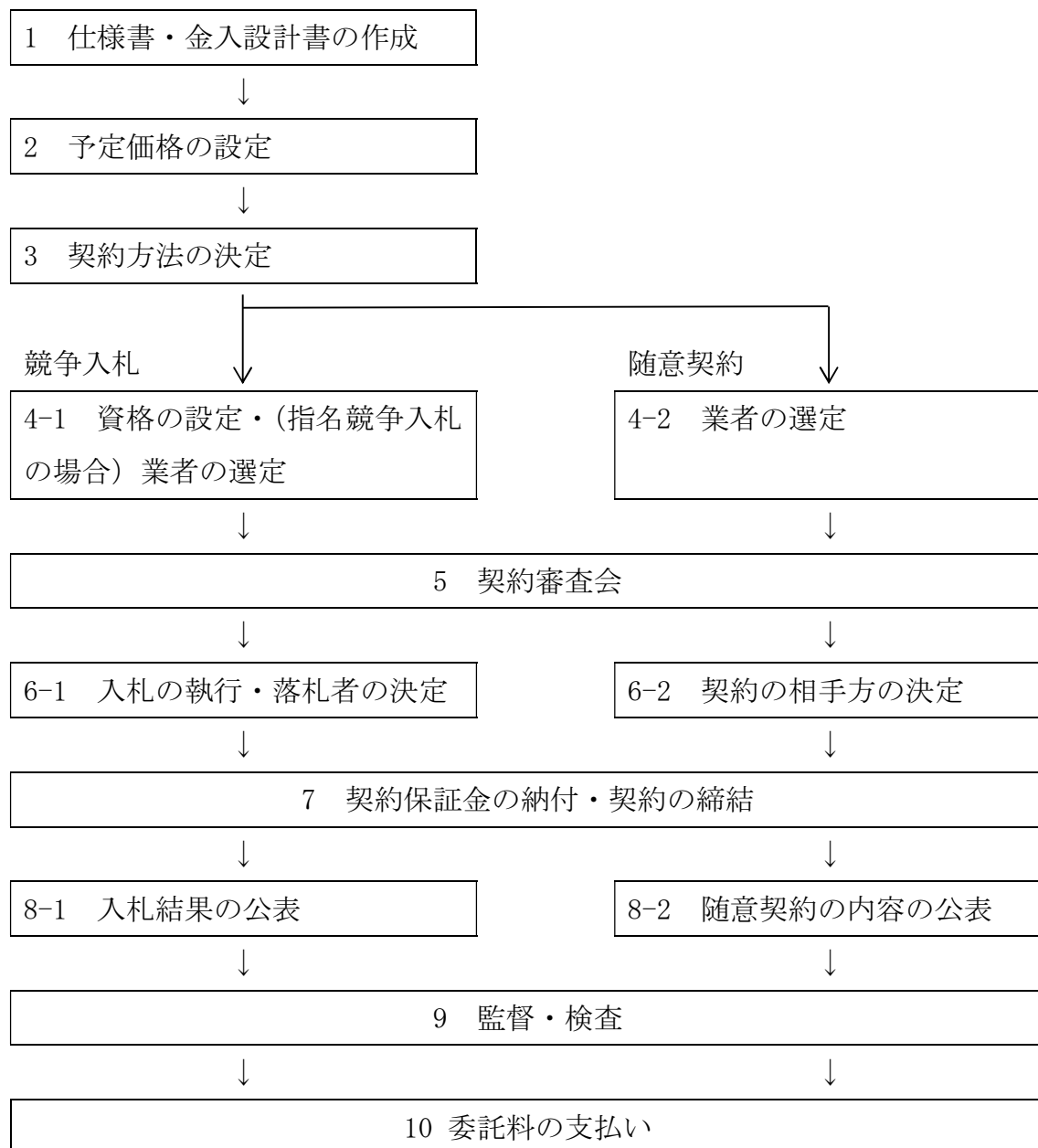
WTO（世界貿易機関）において、各国の政府（中央、地方）が調達する契約について、内外無差別の原則を適用するために、「政府調達に関する協定」（WTO政府調達協定）により入札・契約手続が定められている。このWTO政府調達協定と都道府県及び政令指定都市について規定する地方自治法、同施行令との関係を調整するために「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第 372号、以下「特例政令」という。）」が制定されており、WTO政府調達協定の適用を受ける都道府県及び政令指定都市の締結する一定額（適用基準額）以上の契約については特例政令が適用される。

この特例政令が適用される契約が特定調達契約であり、WTO政府調達協定の適用対象とならない契約については従来どおりの取扱いとなる。

第 3章 名古屋市における契約事務の概要

第 1 契約事務の流れ

名古屋市における、基本的な契約事務の流れは、以下となっている。



第 2 契約事務の手順

名古屋市における、契約事務の主な手順は、以下となっている。

1 仕様書・金入設計書の作成

(1) 仕様書の作成

契約の履行にあたり、業務内容に必要な条件を明確に記載する。また、部分払等の支払いに特別な条件がある場合には、その条件を記載する。

仕様書については、多くの者が参加しやすく、競争性が働くものとし、必要に応じて図面等を添付する。

(2) 金入設計書の作成

仕様書に基づき、予算費目・予算執行可能額を確認し、業務内容を考慮して発注予定金額の積算を行う。

2 予定価格の設定

金入設計書、仕様書等に基づき、契約の目的物についての取引の実例価格、需給状況、履行の難易その他価格の算定に必要な条件を考慮して定める。

3 契約方法の決定

契約の種類及び予定価格に応じて、以下のとおり契約方法を決定する。

なお、下表にかかわらず地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号に該当する場合は、特定の相手方と随意契約をすることができる。

随意契約によるかどうかについては、個々の契約ごとに履行内容の特殊性、経済的合理性、緊急性等を総合的に判断し決定する。

契約の方法 契約の種類	一般競争入札 (WTO) ※	入札後資格 確認型一般 競争入札	指名競争入 札	少額随意契約
工事請負	22億9,000万円 以上	1,000万円 以上	250万円超	250万円以下
測量・設計	2億2,000万円 以上	100万円超		100万円以下
業務委託	3,000万円以上	100万円超		100万円以下
業務委託 (WTO対 象外)	—	100万円超		100万円以下
物件の買入 れ	3,000万円以上	160万円超		160万円以下
物件の借入 れ	3,000万円以上	80万円超		80万円以下

※WTOの適用基準額は 2年ごとに改定され、上記基準額は平成30年 4月 1日
から令和 2年 3月31日までの契約にかかるものである。

4 資格の設定・業者の選定

- (1) 一般競争入札（入札後資格確認型一般競争入札を含む。）における競争入
札参加資格の設定

当該契約に係る契約の区分及び業種等についての登録事業者であり、欠格
事由等に該当しない者とする。また、事業内容や技術的難易度等を考慮して
必要と認められる場合は追加の要件を定めることができる。

- (2) 指名競争入札における指名業者の選定

契約に係る当該業種・品目についての名古屋市競争入札参加資格を有する
者から、原則 5者以上を選定する。客観的な理由により、選定理由を明確に
する。

- (3) 随意契約における見積徴取業者の選定

随意契約の場合であっても 2者以上の者から見積書を徴取する。ただし、
次のいずれかに該当する場合は、契約をしようとする者からのみ見積書に

ることができる。

- ・ 予定価格が30万円以下のものについて契約する場合
- ・ 特に販売価格の定まったものについて契約する場合
- ・ 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないものについて契約する場合
- ・ 緊急を要するものについて契約する場合
- ・ 地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 6号から第 9号までに定める事由に該当する場合
- ・ 地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 3号に定める随意契約によろうとする場合において、別に定める授産施設等又はシルバー人材センター等のうち、その契約を履行可能な者が 1者しかいないとき

5 契約審査会

競争入札参加資格や指名・随意契約に関する事項については、各局室区ごとに設置された契約審査会が審議する。

6 入札の執行・落札者（契約の相手方）の決定

入札は、原則として電子入札方式による。

競争入札の場合は、原則として予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売払い契約の場合は最高の価格）をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が 2者以上あるときは、その入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、名古屋市では、著しい低価格による入札の防止策として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を導入している。

随意契約の場合は、徴取した見積書に基づき、契約の相手方を決定する。

7 契約保証金の納付・契約の締結

(1) 契約保証金

契約を締結しようとする者に契約保証金を納付させる。ただし、一般競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき等に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(2) 契約書（又は請書）の作成

契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限その他必要と認められる事項を記載し、市長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、記名押印する。

ただし、契約金額が 200 万円を超えない契約をする等の場合においては、契約書の作成を省略することができる。なお、契約金額が 200 万円を超えない契約をする場合において、契約金額が30万円以上であるときは、契約の相手方は、契約に係る事項を記載した請書を提出する。

8 入札結果等の公表

(1) 一般競争入札・指名競争入札

入札により契約を締結したときは、速やかに件名、入札方式、入札者（入札が無効となった者を除く。）の入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額等を公表する。

(2) 随意契約

少額随意契約以外の随意契約を締結した場合には、その内容を公表する。

9 監督・検査

契約の適正な履行を確保するため、立会いや指示が必要な場合は監督員を指定する。給付の完了の確認のため、検査を行う検査員は必ず指定する。

契約金額が 100万円以上の場合は、検査員は検査後に検査調書を作成する。

10 委託料の支払い

委託料の支払いについては、業務が適正に履行された後（検査後）に支払いを行う。ただし、契約の内容により必要があると認められるときは、契約の履行完了前においても出来高に応じ契約代金の一部を支払うことができる。

第 3 業務委託における再委託

1 再委託の分類

業務委託の再委託については、各局室区によって定め方に相違はあるものの、契約書等において概ね以下のように分類され規定されている。

	再委託の範囲	再委託の可否
①	全部・主たる部分	一括再委託不可
②	上記以外（軽微な部分を除く。）	可（市の承諾が必要）
③	軽微な部分※	可（市の承諾が必要）

※業務の内容については、個々の契約書等において定められる。

上記のうち、市の承諾が必要な場合には、受託者は事前に市に下請負届を提出することと定められている。

2 再委託の長所・短所

再委託の長所・短所としては、以下をあげることができる。

長所	短所
①業務の中の特定の内容について、より高い品質・サービスの提供が期待できる場合がある。	①委託業務の監督が十分に行えず、適正な履行が確保できないおそれがある。
②受託者が自社よりも低コストの業者に再委託する事業の場合、全体としてのコスト削減が期待できる場合がある。	②関係する者が多い事業の場合、監督が十分ではない場合には、コストが高まり、工程も伸びるおそれがある。
③受託者の専門外の業務を組み込むことができ、総合的なサービスの提供が期待できる場合がある。	③関係する者が増えることにより、情報漏洩のリスクが高まる。

第 4 章 テーマに関係する名古屋市の取組み

第 1 名古屋市における取組み

名古屋市では、契約の透明性、公正性を確保するとともに、行政運営の合理化を図るため、以下のような取組みを進めている。

1 契約関係

(1) 競争性のある契約の推進のために

随意契約は、競争入札の方法によらずに、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法であるが、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号までに定める場合に該当するときに限り、これに よることができる」とされている。すなわち、契約方式は、競争入札が原則で、随意契約はあくまで例外とされている。

名古屋市においては、競争入札が原則との原点に立ち返って随意契約を点検し、競争性のある契約への移行を進めるべく、平成21年10月に「競争性のある契約の推進のために」を作成し、各局室区における「実務上の手引」として活用を促している。

また、「競争性のある契約の推進のために」では、随意契約とする場合の運用をより厳格にするため、「随意契約の厳正な運用のための指針」として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の対象となるものの要件又は具体例を示している。

(2) 名古屋市企画競争実施ガイドライン

名古屋市では、平成21年10月に「競争性のある契約の推進のために」を作成し、競争性のある契約への移行を推進する中で、プロポーザルやコンペといった企画競争の活用が増加してきた。企画競争は、事業者の技術力や知識等「価格以外の要素」を基に、契約の相手方を選定することから、その手続には透明性、公正性、客観性が求められている。

こうしたことを踏まえ、各局室区における「実務上の手引」として活用するために、名古屋市では、企画競争の標準的な手続及び留意点をまとめた指針として、平成24年 7月に「名古屋市企画競争実施ガイドライン」及び「名古屋市企画競争実施ガイドライン運用手引」を作成している。

本ガイドライン等では、契約の相手方の選定方式や対象、評価委員の選定、契約審査会における審議などに関連する留意点がまとめられており、各局室区において運用されている。

2 行政改革関係

(1) 事務事業の見直しの視点・方向性

地方公共団体は、行政運営にあたって、常に組織及び運営の合理化に努め、最少の経費で最大の効果をあげる責務がある。また、限られた行政資源を有効かつ効率的に活用するため、全体として市民サービスを確保しながら、事務事業の見直しに取り組んでいく必要がある。

名古屋市では、内部管理事務や事務事業の見直しを検討する際の着眼点とそれに対応する見直しの方向性を示すために、毎年度「事務事業の見直しの視点・方向性」を策定し、公表している。

このなかで、見直しの視点の一つとして「契約全般の見直し」を挙げている。具体的には、「競争性のある契約の推進のために」に基づく競争性の確保、材質等の仕様や入札条件の精査、多数の業者からの見積り合わせ、調達集約一元化等によって契約価格を引き下げるとともに、それを前提とした予算額の見直しを行っている。

(2) 公的関与のあり方に関する点検指針

官民が適切な役割分担を行い、民間活力を積極的に導入する公的関与のあり方に関する見直しは、行政改革を推進するうえでの重要な方針の一つである。

これまで国においても、平成13年のいわゆる「骨太の方針」に、公共サービスの提供について「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」を原

則とし、以降、民間活力が発揮されるための環境整備が進められ、民間活力の活用は、経済再生と財政健全化の手法とされている。

行政以外の者が公共サービスの担い手となり得る状況は制度的にも実態としても確実に広がってきており、公的関与のあり方については常に点検を行っていく必要がある。

こうしたことから、名古屋市は、市の関与の必要性や実施主体の妥当性など、公的関与のあり方についての基本的事項を平成15年 3月に「公的関与のあり方に関する点検指針」として整理し（平成27年 3月改定）、以下の 3つの基本的な考え方に基づき、公的関与のあり方を点検・検証している。

- ①「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、行政と民間との役割分担の観点から、市の関与は必要最小限とする。
- ②市の関与が必要な場合であっても、費用対効果や効率性の観点から、サービス提供の実施主体については民間活力を積極的に導入する。
- ③特定の利用者に限ってサービスを提供するような場合は、負担の公平の観点から、利用者に適正な費用負担を求める。

(3) 指定管理者制度導入の推進

公の施設については、平成15年度に指定管理者制度が創設され、それまで地方公共団体やその外郭団体に限定されていた施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業、市民グループなど法人その他の団体が包括的に代行できることとなった。

多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的として、名古屋市でも指定管理者制度の導入を推進している。

制度の運用においては、指定管理者の選定や管理運営における公正性、透明性について、共通のルールを定める必要があることなどの理由から、制度全般を網羅した統一的な指針として、平成21年 3月に「指定管理者制度の運用に関する指針」を定めている（令和 2年 4月改定。）

また、指定管理者制度導入施設において適切な管理運営がなされ、一層の

サービス向上が図られるよう、平成21年 5月に「指定管理者制度導入施設における管理運営状況の点検・評価について」を定め（平成31年 4月改定）、指定管理者の管理運営状況の点検・評価を行っている。

名古屋市では、平成16年度以降、順次、指定管理者制度の導入を進めており、令和 2年 4月現在 570以上の施設において本制度を活用することにより、市民サービスの向上と経費の節減などを図っている。

(4) 地方行政サービス改革の取組状況等

民間委託の実施状況や指定管理者制度の導入状況等のまとめとして、名古屋市は、「地方行政サービス改革の取組状況等（平成31年 4月 1日現在）」を公表している。具体的には、以下の項目に関する取組状況を掲載しており、「取組状況・方針の見える化」等を図るため、各地方公共団体統一の様式で公表している。

- ① 民間委託、②指定管理者制度等、③窓口業務、④庶務業務の集約化
⑤クラウド化、⑥公共施設等総合管理計画、⑦地方公会計の整備

上記のうち、本報告書は①と②を対象としている。

3 その他の取組み

(1) C I O補佐監による情報システムの点検等

名古屋市では、情報システム関連経費の適正化等のため、実務経験の豊富な外部の専門家をC I O（※）補佐監として登用し、専門家の視点から情報システム等について助言を得て、委託業務の管理等を行っている。

なお、C I O補佐監は、情報システムの新規開発、再構築、改修の場合で関連経費の合計が 5年間で 1,000万円以上の案件についての点検や、情報システムに関する相談支援等を行っている。

（※）C h i e f I n f o r m a t i o n O f f i c e rの略。日本語では「最高情報責任者」「情報システム担当役員」「情報戦略統括役員」など。企業や行政機関等といった組織において情報化戦略を立案、実行する責任者のこと。（出典：「平成28年版情報通信白書」（総務省））

(2) 委託における情報の保護及び管理に関する基準

名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第11条並びに名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第17条及び第64条の規定に基づき、受託業者等に事務の処理等を委託等するときに実施機関が講ずべき必要な措置の基準を定めている。

なお、「名古屋市の保有する情報の保護及び管理の状況」において、令和元年度に実施した情報保護対策を公表している。具体的な対策として、機密情報を取り扱う受託業者や指定管理者に対して情報保護についての契約書等の遵守状況及び情報保護対策の実施状況の報告を求め、必要に応じて作業現場等の実地確認を行うなどして、受託業者等に対する指揮監督の徹底を図っている。

第 5章 包括外部監査の結果

第 1 監査の視点

包括外部監査の視点として、合規性の他、地方自治法第 2 条第14項に掲げる最少の経費で最大の効果を目指す 3E（経済性・効率性・有効性）の視点に基づき、監査を実施した。

具体的な視点は、以下のとおりである。

1 合規性

委託料にかかる会計経理が法令等に従って適正に処理されているか、また、関係法令、契約仕様に基づき、適正に業務は履行されているか。

2 経済性

委託料にかかる事務・事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施できなかったか。

3 効率性

委託料について、同じ費用でより大きな成果が得られなかったか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得たか。

4 有効性

委託料にかかる事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成したか、また、効果をあげたか。

第 2 主な監査手続

主な監査手続として、以下を実施した。

- 1 委託料の財務データを入手し、分析を行うとともに、監査対象となる案件と、質問事項の洗い出し
- 2 ヒアリング前の事前照会として、洗い出した質問事項への回答を各部局に依頼
- 3 質問事項について、各部局から回答を入手し、分析を行うとともに、各部局へ関連資料の提出を依頼
- 4 質問事項への回答に加え、各部局から提出された関連資料に基づき、ヒアリングするとともに、関係法令等への準拠性の検証、内部管理文書等の閲覧、証拠書類との突合等

第 3 監査対象案件の抽出基準と監査対象案件

令和 2年度包括外部監査を実施するにあたり、監査対象年度を中心とした委託料の財務データを入手し、次の抽出基準に基づき監査対象案件を抽出し、監査を実施した。

1 監査対象案件の抽出基準

(1) 金額基準

委託料の財務データの金額が 5億円以上のデータ案件

(2) 質的基準

財務データ上で 5億円未満の案件については、次の視点により抽出した。

ア 一般会計・特別会計・公営企業会計を含め、部局横断的に抽出

イ 財務データの契約名・検査確認年月日等を確認し、抽出

(例えば、毎年度、同様の契約が締結されている場合や、長期継続契約となっている契約等)

2 抽出した監査対象案件

前項の抽出基準に基づき抽出した結果、以下の委託契約等を監査対象案件として抽出した。

節	細節	局室区	件名
1	1	会計室	財務会計総合システムの改造委託（令和元年度Ⅰ～Ⅲ期分）
1	2	会計室	名古屋市財務会計総合システム再構築開発業務委託（平成31年度分）
2	1	防災危機管理局	同報無線の保守委託
3	1	総務局	名古屋市役所庁舎警備業務委託
3	2	総務局	名古屋市役所庁舎清掃業務委託
3	3	総務局	市庁舎電灯動力受変電設備点検保守委託
3	4	総務局	市庁舎空調衛生設備保全業務委託
3	5	総務局	ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託
3	6	総務局	名古屋市職員寮の管理等の業務委託
3	7	総務局	平成31年度名古屋市職員の総合検診業務委託
3	8	総務局	平成31年度名古屋市職員の健康診断（巡回会場）業務委託（A～C地区）
3	9	総務局	名古屋市職員の健康診断（本庁会場）業務委託
4	1	財政局	税務総合情報システム再構築・運用保守業務委託
4	2	財政局	税務総合情報システムの保守・運用及びオペレーション業務委託
4	3	財政局	税務総合情報システム再構築管理支援業務委託
4	4	財政局	税務総合情報システムの改善業務委託（上半期分）
4	5	財政局	税務総合情報システムの改善業務委託（下半期分）
4	6	財政局	個人市民税特別徴収業務等の委託一式
4	7	財政局	市税に係る申告書等入力業務委託
4	8	財政局	市税納付書作成業務委託

節	細節	局室区	件名
5	1	スポーツ市民局	住民票等への旧氏記載に伴う住民記録システムの改修業務委託
5	2	スポーツ市民局	名古屋市体育施設の管理運営（29協会 5年）（指定管理者制度）
5	3	スポーツ市民局	名古屋市体育施設の管理運営（27年度募集）（指定管理者制度）
5	4	スポーツ市民局	名古屋市体育施設の管理運営（29 J P N）（指定管理者制度）
6	1	経済局	地域経済活性化促進事業業務委託（商品券販売等関係）
6	2	経済局	中央卸売市場本場警備業務委託
6	3	経済局	中央卸売市場本場場内清掃委託
6	4	経済局	中央卸売市場北部市場場内清掃委託
6	5	経済局	南部市場電気空調設備等運転管理委託
6	6	経済局	南部と畜場衛生管理委託
6	7	経済局	中央卸売市場南部市場警備業務委託
7	1	観光文化交流局	なごや観光ルートバス運行業務委託
7	2	観光文化交流局	名古屋国際会議場屋根付歩廊整備事業（工事監理費相当）
7	3	観光文化交流局	M I C E 施設利活用推進調査業務委託
7	4	観光文化交流局	名古屋市文化施設の管理運営（指定管理者制度）
7	5	観光文化交流局	名古屋市民御岳休暇村の管理運営（指定管理者制度）
7	6	観光文化交流局	ナディアパーク管理者業務委託
7	7	観光文化交流局	名古屋城発券・改札・警備・清掃等業務委託
7	8	観光文化交流局	名古屋城木造天守閣実物大階段模型及び展示施設棟建設工事（工事監理費相当）
8	1	環境局	プラスチック製容器包装選別・梱包・保管委託
8	2	環境局	空きびん収集運搬業務委託
8	3	環境局	ごみ収集運搬業務委託
8	4	環境局	プラスチック製容器包装収集運搬業務委託

節	細節	局室区	件名
8	5	環境局	昭和区空きびん収集運搬業務委託
9	1	健康福祉局	名古屋市ひとり暮らし高齢者緊急通報事業及び重度身体障害者緊急通報事業業務委託
9	2	健康福祉局	名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業実施委託
9	3	健康福祉局	名古屋市地域包括支援センター事業委託
9	4	健康福祉局	名古屋市介護保険要介護認定事務業務委託
9	5	健康福祉局	名古屋市総合リハビリテーションセンターの管理運営（指定管理者制度）
9	6	健康福祉局	名古屋市重症心身障害児者施設の管理運営（指定管理者制度）
9	7	健康福祉局	特定健康診査・特定保健指導委託
9	8	健康福祉局	後期高齢者医療健康診査委託
9	9	健康福祉局	令和元年度定期予防接種委託
9	10	健康福祉局	名古屋市立第二斎場の管理運営（指定管理者制度）
10	1	子ども青少年局	名古屋市子育て応援拠点運營業務委託
10	2	子ども青少年局	先天性代謝異常等検査委託
10	3	子ども青少年局	乳幼児健診等母子保健情報の利活用の推進にかかるプログラム修正委託
10	4	子ども青少年局	妊婦健康診査、産婦健康診査及び乳児一般健康診査委託
10	5	子ども青少年局	どんぐりひろば樹木剪定委託 単価契約
10	6	子ども青少年局	名古屋市子どもあんしん電話相談事業委託
10	7	子ども青少年局	名古屋市子ども・子育て支援センター運營業務委託
10	8	子ども青少年局	地域療育センター初診前サポートモデル事業業務委託
10	9	子ども青少年局	母子生活支援施設名古屋市五条荘の管理運営（指定管理者制度）
10	10	子ども青少年局	母子生活支援施設名古屋市にじが丘荘の管理運営（指定管理者制度）
10	11	子ども青少年局	名古屋市児童福祉センター給食業務委託
10	12	子ども青少年局	休日夜間子ども相談事業業務委託

節	細節	局室区	件名
10	13	子ども青少年局	名古屋市西部児童相談所給食業務委託
10	14	子ども青少年局	名古屋市東部児童相談所給食業務委託
10	15	子ども青少年局	名古屋市あけぼの学園給食業務委託
10	16	子ども青少年局	植田山福祉団地給水空調設備保守管理業務委託
10	17	子ども青少年局	平成31年度福祉総合情報システム（子ども・子育て支援業務）外部委託出力処理委託
10	18	子ども青少年局	名古屋市病児・病後児デイケア事業（医療機関型）に係る業務委託
10	19	子ども青少年局	子ども・子育て支援新制度にかかる給付等事務等業務委託
10	20	子ども青少年局	平成31年度名古屋市保育所等収納事務等に係る電子計算機処理業務委託
10	21	子ども青少年局	幼児教育・保育の無償化にかかる給付事務等業務委託
10	22	子ども青少年局	幼児教育・保育の無償化にかかる労働者派遣業務委託
10	23	子ども青少年局	公立保育所清掃業務委託
10	24	子ども青少年局	保育所等巡回警備業務委託
10	25	子ども青少年局	令和元年度児童扶養手当法改正に伴う児童福祉システム改修業務委託
10	26	子ども青少年局	平成31年度児童福祉システム運用保守業務委託
10	27	子ども青少年局	平成31年度児童手当バッチ処理業務委託
10	28	子ども青少年局	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金システム改修業務委託
10	29	子ども青少年局	平成31年度母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の徴収処理等にかかる業務委託
10	30	子ども青少年局	平成31年度名古屋市母子家庭等就業支援センター名古屋相談室運營業務委託
10	31	子ども青少年局	平成31年度名古屋市母子家庭等自立支援センター事業（県等合同事業）業務委託
10	32	子ども青少年局	家庭訪問型相談支援モデル事業業務委託
10	33	子ども青少年局	子どもライフキャリアサポートモデル事業委託

節	細節	局室区	件名
10	34	子ども青少年局	名古屋市子ども・若者総合相談センター運営業務委託
10	35	子ども青少年局	若者・企業リンクサポート事業運営業務委託
10	36	子ども青少年局	名古屋市若者自立支援ステップアップ事業業務委託
10	37	子ども青少年局	名古屋市若者自立支援ジャンプアップ事業業務委託
10	38	子ども青少年局	名古屋市とだがわこどもランドの管理運営（指定管理者制度）
10	39	子ども青少年局	名古屋市青少年交流プラザの管理運営（指定管理者制度）
10	40	子ども青少年局	児童館の管理運営（指定管理者制度）
10	41	子ども青少年局	名古屋市放課後事業業務委託（弥富小始め69校、名城小始め63校、旭丘小始め60校、内山小始め60校、新栄小始め 4校、川原小始め 2校）
10	42	子ども青少年局	名古屋市トワイライト要配慮児童対応業務委託（内山小始め 112校）
11	1	住宅都市局	中川運河における水上交通定期運航・モニタリング調査（運行業務）委託
11	2	住宅都市局	中川運河における水上交通の推進に係る船舶の運航業務委託
11	3	住宅都市局	有松駅前及び鳴海南駅前公共施設管理業務委託
12	1	緑政土木局	有松駅前公共施設管理業務委託
12	2	緑政土木局	水分橋修正設計業務委託
12	3	緑政土木局	東海道新幹線 331k 611m付近寺部跨線橋（笠寺橋）耐震補強工事に伴う支障移転復旧等の施行に関する協定
12	4	緑政土木局	枇杷島橋詳細設計業務委託
12	5	緑政土木局	都市計画墓園第 2号勅使ヶ池墓園の土地開発公社からの再取得
13	1	消防局	指令管制システム等のOS更新に伴うプログラム改修委託
14	1	選挙管理委員会事務局	平成31年 4月執行 市・県議会議員一般選挙にかかるポスター掲示板等処理業務委託
14	2	選挙管理委員会事務局	名古屋市議会議員一般選挙・愛知県議会議員一般選挙街頭啓発キャラバン及びバナー広告業務委託

節	細節	局室区	件名
14	3	選挙管理委員会事務局	名古屋市議会議員選挙・愛知県議会議員選挙に関する意識調査実施業務委託
14	4	選挙管理委員会事務局	市県会選挙における投票用紙分類機の点検調整及び各種設定作業等業務委託
14	5	選挙管理委員会事務局	令和元年執行 参院選「選挙人名簿抄本」及び「選挙のお知らせ」等の作成等業務委託
14	6	選挙管理委員会事務局	参議院議員通常選挙街頭啓発キャラバン等実施業務委託
14	7	選挙管理委員会事務局	参議院議員通常選挙における投票用紙分類機の点検調整及び各種設定作業等業務委託
14	8	選挙管理委員会事務局	参議院議員通常選挙における投票用紙分類機の点検調整及び各種設定作業等業務委託
14	9	選挙管理委員会事務局	市県会選挙にかかる選挙用ビニールシートの収集運搬及び処分業務委託
14	10	選挙管理委員会事務局	参議院選挙にかかる選挙用ビニールシートの収集運搬及び処分業務委託
14	11	選挙管理委員会事務局	参院選 期日前・不在者投票システム選挙時サポート業務委託
14	12	選挙管理委員会事務局	市県会 期日前・不在者投票システム選挙時サポート業務委託
14	13	選挙管理委員会事務局	市議選に係る投開票速報システム運用サポート業務委託
15	1	教育委員会	名古屋市外国人英語指導助手派遣業務
15	2	教育委員会	中学校スクールランチ調理等業務委託
15	3	教育委員会	科学館警備業務委託
16	1	市会事務局	名古屋市会会議録・委員会記録検索システム運用保守及びデータ作成業務委託
16	2	市会事務局	名古屋市会本会議インターネット中継配信機器構築業務（HDカメラ用配信機器）委託
16	3	市会事務局	名古屋市会本会議インターネット中継配信業務委託
16	4	市会事務局	名古屋市会委員会インターネット中継配信業務委託
17	1	病院局	受水槽等清掃業務委託
18	1	上下水道局	メータ点検業務等徴収関係業務委託（東部ブロック）

節	細節	局室区	件名
18	2	上下水道局	令和元年度下半期分配水管等移設工事
18	3	上下水道局	正江橋築造工事（鋼桁製作工及び左岸鋼製階段製作工）に伴う上水道配水管添架工事
18	4	上下水道局	都計 3・2・42大津町線開橋改築工事に伴う上水道配水管添架工事
19	1	交通局	職員身分証の作製等業務委託
19	2	交通局	期限更新機点検整備委託
19	3	交通局	消費税率改定に伴う運賃適用作業（業務委託）
19	4	交通局	I C 敬老パス及び I C 福祉特別乗車券の再発行登録業務委託
19	5	交通局	駅務機器の祝日データ変更作業（業務委託）
19	6	交通局	伏見駅の係員操作型 I C 定期券発行機移設業務委託
19	7	交通局	フルマルチ券売機の多言語対応業務委託
19	8	交通局	広告管理業務委託
19	9	交通局	高蔵変電所受電設備等更新に伴う工事施工管理業務委託
19	10	交通局	バス車両清掃業務委託
19	11	交通局	バス停留所施設の清掃点検業務委託
20	1	緑区役所	緑区役所電話交換業務委託
20	2	緑区役所	緑区役所庁舎警備業務委託

第 4 包括外部監査結果の指摘と意見の区別

包括外部監査の結果の記載のうち、指摘と意見の区別は、以下としている。

1 指摘

合規性、正確性に関して指摘した事項、その他不当であるものとして指摘した事項

2 意見

経済性、効率性、有効性等について意見を述べた事項

なお、抽出した各契約単位ではなく、名古屋市全体のルールが必要と判断した事項については、それぞれの制度を所管する以下の部局に対する指摘又は意見として記載しているが、具体性を確保するため、抽出した各契約単位での監査の結果においても記載している。

- ① 会計室 出納課
- ② 総務局 行政改革推進室
- ③ 総務局 情報化推進課
- ④ 財政局 契約監理課

第 5 包括外部監査結果の指摘と意見の数

制度を所管する部局に対する、監査結果の指摘と意見の数は、以下のとおりである。

所管局	指摘	意見
会計室	1	0
総務局	0	3
財政局	0	2

また、抽出した各委託契約等に対する、監査結果の指摘と意見の数は、以下のとおりである。

所管局	抽出件数	指摘	意見
会計室	2	0	0
防災危機管理局	1	1	2
総務局	9	0	0
財政局	8	0	2
スポーツ市民局	4	1	0
経済局	7	0	1
観光文化交流局	8	2	1
環境局	5	0	1
健康福祉局	10	4	6
子ども青少年局	42	10	8
住宅都市局	3	4	3
緑政土木局	5	2	1
消防局	1	0	0
選挙管理委員会事務局	13	0	7
教育委員会	3	0	2
市会事務局	4	2	2

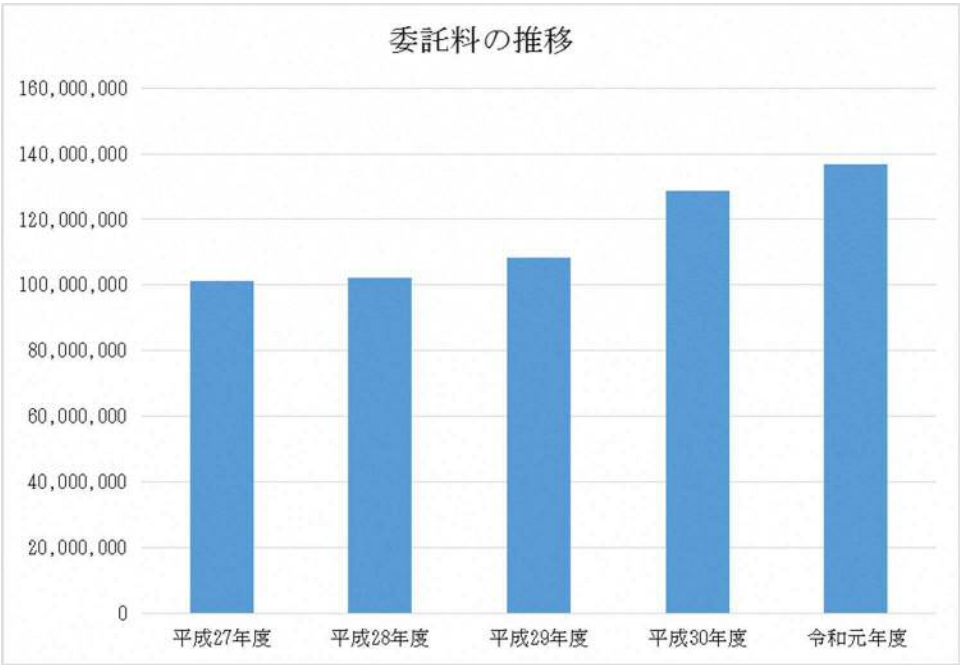
病院局	1	0	0
上下水道局	4	0	1
交通局	11	1	2
緑区役所	2	0	1
合計	143	27	40

第 6 監査結果の総括

1 委託料の傾向

第 4 章の名古屋市の取組みを踏まえ、平成27年度から令和元年度までの、5年間の一般会計・特別会計・公営企業会計（病院事業・水道事業・工業用水道事業・下水道事業・高速度鉄道事業・自動車運送事業）の合計の委託料は、以下の傾向となっている。

（単位：千円（単位未満切捨て））



平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
101,343,482	102,289,946	108,493,294	128,686,292	136,725,262

※令和元年度は、消費税等の税率改定による影響がある。

名古屋市として、定員削減とともに、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本としており、委託料は増加している。

これら、増加する委託料について、個々の委託契約等を抽出し監査を実施した結果、主に次項のような傾向があると考ええる。

2 監査結果の指摘と意見の主な傾向

詳細は、次章以降において、制度を所管する部局単位、あるいは、各委託業務契約単位に、指摘又は意見として個別に取りまとめているが、主な傾向としては、以下の事項があげられる。

1 利用者満足度調査等、委託料の支払いに対する、市民にとっての効果の検証が十分ではない場合がある。

2 随意契約における契約金額の妥当性を検証するにあたり、参考として、他の自治体の情報を入手していない場合がある。

また、システム関連の委託料については、C I O補佐監制度の活用が十分ではない場合がある。

3 指定管理者の選定や企画競争による委託業者の選定にあたり、事前に選定委員を公表している案件について、公正性や透明性確保に課題がある。

応募事業者からの不正な働きかけや利害関係がない旨の誓約書を、重ねて入手する等の対応を検討すべきである。

4 製本された契約書の中に、仕様書や設計図書が含まれていない場合がある。

事業遂行を円滑に行うため、契約書上、委託業者との合意に基づいた仕様書等を、契約書の製本の中に添付し、委託業務内容を明確にするなど、トラブルを回避するための対応を検討すべきである。

5 委託先にある貸付備品について、定期的な現物確認が実施されていない場合がある。

6 委託料の支払いにあたり、仕様書どおりに、業務が履行されたかを確認していない場合がある。等

第 6章 制度を所管する部局に対する指摘又は意見

1 会計室 出納課

(1) 監査の結果（指摘）

貸付備品の廃棄について

子ども青少年局青少年家庭課が担当する「名古屋市とだがわこどもランドの管理運営（指定管理者制度）」において、指定管理者が遊具等の貸付備品を廃棄した時に、廃棄証明等を入手しているかを青少年家庭課へ確認したところ、指定管理者より不用になった旨の報告を受けた際は、不用かどうかの判断をしたうえで不用の決定を行い、廃棄するよう指示しているものの、実際に当該貸付備品が廃棄されたことまでは確認していないとのことであった。

名古屋市の遊具等の資産が、名古屋市に無断で、売り払われている可能性はないとは言えず、実際の廃棄までを確認する必要があると考えるが、現状、名古屋市としてルールが存在していないことから、指定管理者が、貸付備品を廃棄する場合の廃棄確認に係るルールを整備する必要があると考える。

2 総務局 行政改革推進室

(1) 監査の結果（意見）

評価委員と応募事業者との利害関係の有無の確認について

指定管理者の選定にあたり、募集要項に、事前に、評価委員を記載し、公表している場合がある。

また、募集要項には、留意事項として、「評価委員との選定にかかる接触の事実が認められた場合には、提案が無効となる場合がある」旨の記載がある場合がある。

これは、より適切な制度の運用を図るため、制度全般を網羅した統一的な指針として定めた「指定管理者制度の運用に関する指針」に沿った対応である。

しかし、評価委員を募集要項に記載し、公表している案件については、提案者が評価委員に不正な働きかけを行うおそれがあり、評価の公正性や透明性の確保に課題がある。

この点につき、名古屋市として、より協定締結時の公正性や透明性を確保する観点から、評価委員を募集要項に記載し、公表している案件については、事前の留意事項に加え、評価委員から、応募事業者からの不正な働きかけや利害関係がない旨の誓約書を、重ねて入手する等、名古屋市として統一的な対応を検討すべきと考える。

3 総務局 情報化推進課

(1) 監査の結果（意見）

ア C I O補佐監制度の活用について

名古屋市として、情報システム関連経費の適正化等のため、一定額以上の経費の支出が見込まれるシステムの新規開発・再構築・改修の検討の際には、C I O補佐監による点検を受ける仕組みが導入されているが、点検対象を把握するために情報化推進課が行う全庁的な調査に対し、一部の部署において回答がなされておらず、この仕組みが活用されていないケースも見受けられた。

システムの新規開発・再構築・改修の際には、当該仕組みがしっかりと活用されるようにすることが望ましいと考える。

イ 組織横断的な視点からの検討について

情報システムを更新する場合、その機会を捉え、担当部署の個別の視点に限定せず、組織横断的な視点からの検討が必要である。

消防局指令課が担当する「指令管制システム等のO S更新に伴うプログラム改修委託」に係る監査結果にも記載しているが、名古屋市全体で、どのような機能追加が必要となるか、各システム間で共通化できるものはないか等、経済性や効率性を検討することが望ましいと考える。

4 財政局 契約監理課

(1) 監査の結果（意見）

ア 評価委員と応募事業者との利害関係の有無の確認について

企画競争による委託業者の選定にあたり、募集要項に、事前に、評価委員を記載し、公表している場合がある。

また、募集要項には、留意事項として、「評価委員との選定にかかる接触の事実が認められた場合には、提案が無効となる場合がある」旨の記載がある場合がある。

これは、名古屋市で実施する企画競争の標準的な手続き及び留意点をまとめた「名古屋市企画競争実施ガイドライン」に沿った対応である。

しかし、評価委員を募集要項に記載し、公表している案件については、提案者が評価委員に不正な働きかけを行うおそれがあり、評価の公正性や透明性の確保に課題がある。

この点につき、名古屋市として、より契約締結時の公正性や透明性を確保する観点から、評価委員を募集要項に記載し、公表している案件については、事前の留意事項に加え、評価委員から、応募事業者からの不正な働きかけや利害関係がない旨の誓約書を、重ねて入手する等、名古屋市として統一的な対応を検討すべきと考える。

イ 契約書における仕様書等の整理について

製本された契約書を確認したところ、委託業務内容は、「仕様書のとおり」と記載されていたものの、製本の中に仕様書や設計図書が含まれていない契約が複数件認められた。

事業の実施過程において、受発注者双方が持つ仕様書等が異なる場合に委託業者とトラブルが生じないと言い難く、事業遂行を円滑に行うため、委託業者との合意に基づいた仕様書等を、契約書の製本の中に添付するなど、当該トラブルを回避するための対応を検討すべきと考える。

第 7章 各委託業務契約に対する指摘又は意見

第 1 会計室

1 財務会計総合システムの改造委託（令和元年度Ⅰ～Ⅲ期分）

(1) 業務委託の概要

システム改造計画から稼働に至るまでの一連の作業（設計、プログラム製造、テスト、リリース）

改造内容：電子決裁の動作変更等

ア 委託業者：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海

イ 担当部署：会計室 出納課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：18,430,280円（令和元年度Ⅰ～Ⅲ期分の合計額）

オ 契約期間：令和元年10月 1日から令和 2年 3月31日まで、ほか

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：業者からの見積書、また、過去に行った改修の際にかかった工数を参考に算定

ケ 履行確認の方法：納品書及び設計書の提出並びにシステムへの反映

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

2 名古屋市財務会計総合システム再構築開発業務委託（平成31年度分）

(1) 業務委託の概要

財務会計総合システムの開発

委託内容：旧財務システムから新財務システムへのデータ移行

ア 委託業者：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海

イ 担当部署：会計室 出納課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：1,620,000円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和元年 7月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：業者からの見積書、また、昨年以前の開発の際にかかった工数を参考に算定

ケ 履行確認の方法：納品書及び設計書の提出並びにシステムへの反映

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

第 2 防災危機管理局

1 同報無線の保守委託

(1) 業務委託の概要

同報無線に係る設備を常に最良の状態に保持し、適正な電波の質を確保するとともに、その機能及び性能を維持するために点検を行うもの。

- ア 委託業者：株式会社富士通ゼネラル
- イ 担当部署：防災危機管理局 危機対策室
- ウ 契約方法：随意契約
- エ 契約額：25,157,200円（令和元年度）
- オ 契約期間：平成30年 3月 7日から令和 3年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数：1回
- ク 予定価格の積算方法：業者から入手した「設計詳細内訳書」に基づく
- ケ 履行確認の方法：点検結果報告書の確認

(2) 監査の結果（指摘）

仕様書に基づく業務の履行確認について

本件契約の保守業務には、定期保守、障害保守、その他保守がある。

定期保守につき、仕様書「同報無線の保守委託」の別紙 3「定期保守項目」においては、保守業務の「点検項目」が詳細に記載されている。

一方、保守業務完了後、担当局へ提出される「点検結果報告書」の「点検項目」を確認したところ、一部の項目で上記仕様書の「点検項目」と整合していない点が見受けられた。例えば、以下の項目である。

仕様書における「定期保守項目」				点検結果報告書における「点検結果」		
機器名称	点検項目	点検項目（詳細項目）		点検項目	定格	結果
直流電源装置	電圧測定	電圧の測定を行うこと	入力電圧	電源電圧	AC100V ±10%	良・否
			出力電圧			
			負荷電圧			
			蓄電池電圧	蓄電池電圧	DC27V -10%、 +20%以内	良・否

仕様書では、定期保守項目として、詳細項目を定めているものの、委託業者が作成し、名古屋市として履行確認を実施している点検結果報告書では、詳細項目に基づいた点検結果が報告されていなかった。

この点につき、担当部署に確認したところ、点検結果報告書の「点検項目」は、仕様書の「点検項目」と名称が違う部分や複数の点検項目を包括的に記載している部分が一部あるが、点検報告書の「点検項目」を点検していれば仕様書の「点検項目」について当然に全て点検していると考えているとのことであった。

しかしながら、仕様書において「点検項目」を定めている以上は、仕様書に基づいた報告を受けることが適切であり、これにより、点検結果の確認がより明確になるものとする。

(3) 監査の結果（意見）

ア 報告書の入手について

本件契約の保守業務のうち、障害保守につき、報告書の有無について確認したところ、障害保守は実施していたものの、追加で費用が発生する内容ではなかったため、口頭による報告に済ませていたとのことであった。

追加費用の有無に関わらず、どのような障害が発生したかを、担当部署として共有し、将来的な障害に備えるためにも、書面による報告書を入手する必要があるものとする。

イ 点検結果に記載のある特記事項の対応について

点検報告書（実施日：令和元年10月23日～11月19日）を確認したところ、「特記事項」として、以下の記載があった。

点検未実施局 4局

- ・北区役所 アンテナ破損の為
 - ・宮前ポンプ前 日程調整が合わなかった為
 - ・東谷山フルーツパーク 日程調整が合わなかった為
 - ・県営七条住宅 無線機に木が当たっている為、伐採待ち
- その後、併せて 4局を実施予定 ※

※その後、手書きで、3月26、27日で実施した旨の記載がある。

これらの特記事項に係る、部局での対応状況を確認したところ、実施済みとの回答を得た。

ただ、どのような対応を図ったかについての対応結果の有無、あるいは、対応が求められる一覧リストの有無を確認したところ、特段作成しておらず、個々の案件ごとに緊急性や重要性を判断し、それに沿って対応しているとのことであった。

上記のケースでは、北区役所のアンテナ破損もあり、個々の案件ごとに緊急性や重要性を判断するのであれば、担当者が異動することも想定し、案件ごとに、対応結果を残しておくことで、担当部署として、統一的な判断ができることとなると考える。

第 3 総務局

1 名古屋市役所庁舎警備業務委託

(1) 業務委託の概要

名古屋市役所庁舎警備（庁舎内及び駐車場の警備業務）

- ア 委託業者：日本安全警備株式会社
- イ 担当部署：総務局 総務課
- ウ 契約方法：一般競争入札
- エ 契約額：69,733,938円（令和元年度）
- オ 契約期間：平成31年 3月25日から令和 4年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数：無
- ク 予定価格の積算方法：契約監理課の事務連絡「建築物の清掃及び建築物の警備の業務委託契約について（平成31年度分）」による。
- ケ 履行確認の方法：報告書の確認による。

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

2 名古屋市役所庁舎清掃業務委託

(1) 業務委託の概要

名古屋市役所本庁舎、東庁舎、西庁舎及び健康管理センター並びにその構内の清掃

ア 委託業者：株式会社マーケットマネジメント

イ 担当部署：総務局 総務課

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：22,432,200円（令和元年度）

オ 契約期間：平成31年 3月12日から令和 4年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：契約監理課の事務連絡「建築物の清掃及び建築物の警備の業務委託契約について（平成31年度分）」による。

ケ 履行確認の方法：報告書の確認による。

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

3 市庁舎電灯動力受変電設備点検保守委託

(1) 業務委託の概要

市庁舎電灯動力受変電設備の点検・保守業務

- ア 委託業者：川北電気工業株式会社
- イ 担当部署：総務局 総務課
- ウ 契約方法：一般競争入札
- エ 契約額：12,826,000円
- オ 契約期間：平成31年 4年 1日から令和 2年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数：無
- ク 予定価格の積算方法：建築保全業務積算基準に基づく算定及び業者見積りによる算定
- ケ 履行確認の方法：報告書の確認及び現場確認による（検査員は住宅都市局設備課職員）。

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

4 市庁舎空調衛生設備保全業務委託

(1) 業務委託の概要

- ・ 定期点検等及び保守業務（機械設備）
- ・ 運転、監視及び日常点検、保守業務（機械設備）
- ・ 運転、監視業務（閉庁日及び平日時間外の電気設備）
- ・ 空気環境測定
- ・ 各法令に基づく点検等

ア 委託業者：日本空調サービス株式会社

イ 担当部署：総務局 総務課

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：93,070,242円（令和元年度）

オ 契約期間：平成29年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：建築保全業務積算基準に基づく算定及び業者見積りによる算定

ケ 履行確認の方法：報告書の確認及び現場確認による（検査員は住宅都市局設備課職員。）

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

5 ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託

(1) 業務委託の概要

中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所へ持ち込んだ、今回処分対象のPCB廃棄物を分離・分解等により無害化处理するもの。

- ア 委託業者：中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所
- イ 担当部署：総務局 総務課
- ウ 契約方法：随意契約
- エ 契約額：270,706,436円
- オ 契約期間：令和元年 9月 2日から令和 2年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数：無
- ク 予定価格の積算方法：見積り徴取による。
- ケ 履行確認の方法：委託業者から交付される産業廃棄物の処分終了報告書であるマニフェストD票による。

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

6 名古屋市職員寮の管理等の業務委託

(1) 業務委託の概要

職員寮の管理及び警備に関する業務、職員寮の施設等の管理に伴う業務及びその他付随する業務の実施を行うもの。

ア 委託業者：株式会社アルファ

イ 担当部署：総務局 安全衛生課

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：11,068,990円（令和元年度）

オ 契約期間：平成29年 3月29日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：1回

ク 予定価格の積算方法：業者見積りをベースに過去の契約金額を加味し算出

ケ 履行確認の方法：日報（管理日誌）による。

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

7 平成31年度名古屋市職員の総合検診業務委託

(1) 業務委託の概要

平成31年度中に40、45、50、55及び60歳に到達する職員を対象とした総合検診及び特殊健康診断の実施

ア 委託業者：医療法人名翔会

イ 担当部署：総務局 安全衛生課

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：12,685,607円

オ 契約期間：平成31年 4月26日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：各検査項目の過去の契約単価を参考に賃金上昇率等を加味し積算

ケ 履行確認の方法：納品書、報告書等納品物による。

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

8 平成31年度名古屋市職員の健康診断（巡回会場）業務委託（A～C地区）

(1) 業務委託の概要

定期健康診断、特別健康診断及び特殊健康診断の実施

- ア 委託業者：医療法人高田ほか
- イ 担当部署：総務局 安全衛生課
- ウ 契約方法：一般競争入札
- エ 契約額：46,588,584円（A～C地区の合計額）
- オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：有
- キ 変更契約の回数： 1回
- ク 予定価格の積算方法：各検査項目の過去の契約単価を参考に賃金上昇率等を加味し積算
- ケ 履行確認の方法：納品書、事務日報等納品物による。

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

9 名古屋市職員の健康診断（本庁会場）業務委託

(1) 業務委託の概要

- ・本庁を健診会場とした職員の定期健康診断、特殊健康診断及び採用時健康診断の実施
- ・ツベルクリン反応検査及び同検査の結果判定の実施
- ・本市の産業医及び衛生管理医師が指示する検査及び車イス利用者等の健康診断の実施

ア 委託業者：医療法人高田

イ 担当部署：総務局 安全衛生課

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：24,417,635円（令和元年度）

オ 契約期間：平成30年 2月 5日から令和 3年 3月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：1回

ク 予定価格の積算方法：業者見積りと契約実績から想定した検診単価に各検診受診見込み者数を乗じて積算

ケ 履行確認の方法：納品書、事務日報等納品物による。

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

第 4 財政局

1 税務総合情報システム再構築・運用保守業務委託

(1) 業務委託の概要

税務総合情報システムの再構築及び運用保守業務の委託

- ア 委託業者：富士通株式会社東海支社
- イ 担当部署：財政局 税務システム整備室
- ウ 契約方法：一般競争入札（総合評価落札方式）
- エ 契約額：1,771,179,480円（令和元年度）
- オ 契約期間：平成30年11月 6日から令和 6年12月31日まで
- カ 再委託の有無：有
- キ 変更契約の回数：1回
- ク 予定価格の積算方法：複数業者から見積りを徴取し算出
- ケ 履行確認の方法：成果物の確認

(2) 監査の結果（意見）

評価委員と応募事業者との利害関係の有無の確認について

本事業は、一般競争入札（総合評価落札方式）によっており、入札書による価格点と、評価委員 5名（うち 2名は有識者）による提案書・機能実現証明書・追加機能提案書・経費見積書の技術点評価で落札者が決定されている。

技術点評価における各種資料の閲覧では、どの候補が作成した資料かわからないようにしてあったが、委員に選出されるような知識、経験を有する者であれば提案書から応募事業者の推測ができる可能性がある。

契約金額が多額であることから、例えば、評価後に評価委員から応募事業者と利害関係がない旨の誓約書を入手するなど、より委託業者選定時の公正性や透明性の確保を図ることが望ましい。

2 税務総合情報システムの保守・運用及びオペレーション業務委託

(1) 業務委託の概要

税務総合情報システムの保守・運用及びオペレーション業務の委託

- ア 委託業者：日本電気株式会社東海支社
- イ 担当部署：財政局 税務システム整備室
- ウ 契約方法：随意契約
- エ 契約額：86,766,180円（令和元年度）
- オ 契約期間：平成29年12月28日から令和 3年12月31日まで
- カ 再委託の有無：有
- キ 変更契約の回数： 1回
- ク 予定価格の積算方法：参考見積りを精査した上で、必要な工数を算出して積算
- ケ 履行確認の方法：成果物の確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

3 税務総合情報システム再構築管理支援業務委託

(1) 業務委託の概要

税務総合情報システムの再構築業務に係るプロジェクト管理の支援

- ア 委託業者：株式会社三菱総合研究所
- イ 担当部署：財政局 税務システム整備室
- ウ 契約方法：一般競争入札（総合評価落札方式）
- エ 契約額：54,540,000円（令和元年度）
- オ 契約期間：平成30年 6月29日から令和 4年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：有
- キ 変更契約の回数：無
- ク 予定価格の積算方法：複数業者から見積りを徴取し算出
- ケ 履行確認の方法：成果物の確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

4 税務総合情報システムの改善業務委託（上半期分）

(1) 業務委託の概要

法令の改正等及び事務処理の変更に伴う税務総合情報システムの改善

- ア 委託業者：日本電気株式会社東海支社
- イ 担当部署：財政局 税務システム整備室
- ウ 契約方法：随意契約
- エ 契約額：51,458,544円
- オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和元年 9月30日まで
- カ 再委託の有無：有
- キ 変更契約の回数：無
- ク 予定価格の積算方法：参考見積りを精査した上で、必要な工数を算出して積算する。
- ケ 履行確認の方法：成果物の確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

5 税務総合情報システムの改善業務委託（下半期分）

(1) 業務委託の概要

法令の改正等及び事務処理の変更に伴う税務総合情報システムの改善

- ア 委託業者：日本電気株式会社東海支社
- イ 担当部署：財政局 税務システム整備室
- ウ 契約方法：随意契約
- エ 契約額：48,484,920円
- オ 契約期間：令和元年10月 1日から令和 2年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：有
- キ 変更契約の回数：無
- ク 予定価格の積算方法：参考見積りを精査した上で、必要な工数を算出して積算する。
- ケ 履行確認の方法：成果物の確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

6 個人市民税特別徴収業務等の委託一式

(1) 業務委託の概要

給与支払報告書等の収受、点検からイメージ入力などの処理及び通知書等のプリント処理までの一連の事務

ア 委託業者：T I S 株式会社

イ 担当部署：財政局 市民税課

ウ 契約方法：一般競争入札（総合評価落札方式）

エ 契約額：476,355,853円（令和元年度）

オ 契約期間：平成27年 4月 1日から令和 2年 5月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：7回

ク 予定価格の積算方法：業者による下見積り（単価（円）×基礎件数＝金額）

ケ 履行確認の方法：委託業者からの報告及び成果物の確認

(2) 監査の結果（意見）

委託金額の上昇

平成27年度の委託契約（平成27年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで）において、契約当初から合計 7回の契約変更が行われている。当初契約額は契約変更ごとにおおむね増加しており当初契約額の 2,154,533,968円から令和元年 9月27日の 7回目の契約変更時においては 2,405,160,534円となっており、250,626,566円の増加となっている。

契約理由を担当者へ確認したところ、度重なる税制改正により、「①委託業者側のシステム改修」及び「②手作業の人員増加」に対応すべく、委託業者からの増額要求に応じ、見積書を提出してもらったうえで増額契約を行ってきたとのことであった。

令和 2年度以降の業務も同一の委託業者が受託しており、また近年の税制改正の頻度や内容を考慮すると、今後も増加傾向は続くものと思料する。

現状では、想定されるシステム改修費用や人件費から各作業単価をおき、予

定価格を設計しているとのことであったが、増加金額の内容が他の自治体と比較して妥当か否か、といった着眼点に基づき、契約金額の妥当性を検証し、今後の想定される税制改正に活用していくことが望まれる。

7 市税に係る申告書等入力業務委託

(1) 業務委託の概要

市税に係る申告書等（土地及び建物に係る登記済通知書、軽自動車税発生申告書、軽自動車税消滅申告書）の分類及び入力を行うもの。

ア 委託業者：東京ソフト株式会社

イ 担当部署：財政局 市民税課

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：9,464,887円（令和元年度）

オ 契約期間：平成28年 6月24日から令和 3年 6月30日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：1回

ク 予定価格の積算方法：業者による下見積り（単価（円）×基礎件数＝金額）

ケ 履行確認の方法：委託業者からの報告及び成果物の確認。

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

8 市税納付書作成業務委託

(1) 業務委託の概要

個人市民税・県民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び軽自動車税の納付書及び納税通知書の作成

ア 委託業者：T I S 株式会社

イ 担当部署：財政局 市民税課

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：95,079,145円（令和元年度）

オ 契約期間：平成30年 9月12日から令和 4年 1月 5日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：1回

ク 予定価格の積算方法：業者による下見積り（単価（円）×基礎件数＝金額）

ケ 履行確認の方法：委託業者からの報告及び成果物の確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

第 5 スポーツ市民局

1 住民票等への旧氏記載に伴う住民記録システムの改修業務委託

(1) 業務委託の概要

法改正により、住民票等への旧氏記載が始まることに対応するための住民記録システムの改修業務

ア 委託業者：日本電気株式会社東海支社

イ 担当部署：スポーツ市民局 住民課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：24,251,535円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：システム改修を行う S E の直接人件費及び業務管理費を基に積算

ケ 履行確認の方法：作業完了報告書により確認

(2) 監査の結果（指摘）

見積金額の検証

契約金額の基礎である見積書上、「人月」ベースの工数に、単価を乗じて金額を算出していることを確認した。

「人日」ベースの見積書の有無を質問したところ、そのような資料はなく、月ベースでの積算のみである旨、回答を得た。

本件業務は、随意契約により契約を締結しているが、随意契約の理由として「ソフトウェア等の開発元であり著作権を有すること、ソフトウェア等の詳細情報は開発元以外には公開されていないこと」を挙げており、競争入札になじまない点については理解できる。

ただ一方で、そうであるからこそ開発業者のいわば指値での委託にならな

いよう、見積書は批判的に検証する必要があり、例えば、「どのような作業にどの程度の日数が必要か」といった日数ベースでの検討をすることが必要であるとする。

2 名古屋市体育施設の管理運営（29協会 5年）（指定管理者制度）

(1) 指定管理の概要

名古屋市が保有する体育施設について、地方自治法の規定に基づき指定管理者を指定し、管理を行わせるもの。

ア 指定管理者：公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会

イ 担当部署：スポーツ市民局 スポーツ施設室

ウ 選定方法：条例に基づき、公募により募集し、選定委員会による選定結果を受け、議決を経て指定

エ 指定管理料：631,778,000円（令和元年度）

オ 指定期間：平成30年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 基本協定の変更回数：無

ク 指定管理料の決定方法：指定管理者として選定された事業者の提案金額を踏まえ、事業者との協議により決定している。

ケ 履行確認の方法：施設でのモニタリング、事業報告書の提出等により確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

3 名古屋市体育施設の管理運営（27年度募集）（指定管理者制度）

(1) 指定管理の概要

名古屋市が保有する体育施設について、地方自治法の規定に基づき指定管理者を指定し、管理を行わせるもの。

ア 指定管理者：公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会

イ 担当部署：スポーツ市民局 スポーツ施設室

ウ 選定方法：条例に基づき、公募により募集し、選定委員会による選定結果を受け、議決を経て指定

エ 指定管理料：291,923,000円（令和元年度）

オ 指定期間：平成28年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 基本協定の変更回数：無

ク 指定管理料の決定方法：指定管理者として選定された事業者の提案金額を踏まえ、事業者との協議により決定している。

ケ 履行確認の方法：施設でのモニタリング、事業報告書の提出等により確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

4 名古屋市体育施設の管理運営（29 J P N）（指定管理者制度）

(1) 指定管理の概要

名古屋市が保有する体育施設について、地方自治法の規定に基づき指定管理者を指定し、管理を行わせるもの。

ア 指定管理者：株式会社 J P N

イ 担当部署：スポーツ市民局 スポーツ施設室

ウ 選定方法：条例に基づき、公募により募集し、選定委員会による選定結果を受け、議決を経て指定

エ 指定管理料：225,254,000円（令和元年度）

オ 指定期間：平成30年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 基本協定の変更回数：無

ク 指定管理料の決定方法：指定管理者として選定された事業者の提案金額を踏まえ、事業者との協議により決定している。

ケ 履行確認の方法：施設でのモニタリング、事業報告書の提出等により確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

第 6 経済局

1 地域経済活性化促進事業業務委託（商品券販売等関係）

(1) 業務委託の概要

プレミアム付商品券発行にかかる、商品券の作成・販売・利用促進・店舗対応・配送・回収・廃棄・換金業務

ア 委託業者：株式会社ネクスコム

イ 担当部署：経済局 地域商業課

ウ 契約方法：随意契約（企画競争）

エ 契約額： 2,424,433,000円（令和元年度）

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 6月30日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数： 1回

ク 予定価格の積算方法：業者からの提案を踏まえ設定

ケ 履行確認の方法：業務完了届による。

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

2 中央卸売市場本場警備業務委託

(1) 業務委託の概要

中央卸売市場本場における不法投棄の監視・指導を含む警備業務

- ア 委託業者：中日本警備株式会社
- イ 担当部署：経済局 中央卸売市場本場 管理課
- ウ 契約方法：一般競争入札
- エ 契約額：59,036,580円（令和元年度）
- オ 契約期間：平成31年 3月14日から令和 4年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数：無
- ク 予定価格の積算方法：独自に経費等を積み上げて計算（参考として前契約者を含む 2業者から見積書を徴取）
- ケ 履行確認の方法：日報及び月次業務完了届による検査確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

3 中央卸売市場本場場内清掃委託

(1) 業務委託の概要

中央卸売市場本場の市場内及び市場周辺の清掃並びに関連業務棟排水処理施設の管理及び清掃業務

ア 委託業者：株式会社ソシオ

イ 担当部署：経済局 中央卸売市場本場 管理課

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：15,042,000円（令和元年度）

オ 契約期間：平成31年 3月14日から令和 4年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：独自に経費等を積み上げて計算（参考として前契約者から見積書を徴取）

ケ 履行確認の方法：日報及び月次業務完了届による検査確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

4 中央卸売市場北部市場場内清掃委託

(1) 業務委託の概要

名古屋市中央卸売市場北部市場内及び市場周辺の道路並びに関連施設の清掃を行うもの。

ア 委託業者：株式会社ソシオ

イ 担当部署：経済局 中央卸売市場北部市場 管理課

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：17,880,360円（令和元年度）

オ 契約期間：平成31年 3月22日から令和 4年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：1回

ク 予定価格の積算方法：主に建築保全労務単価を参考に積算

ケ 履行確認の方法：毎月委託業者から提出される業務完了届による。

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

5 南部市場電気空調設備等運転管理委託

(1) 業務委託の概要

電気設備、空調設備、衛生設備等の各種設備の運転管理及び点検整備

- ア 委託業者：アズビル株式会社ビルシステムカンパニー中部支社
- イ 担当部署：経済局 中央卸売市場南部市場 管理課
- ウ 契約方法：一般競争入札
- エ 契約額：112,578,950円（令和元年度）
- オ 契約期間：平成30年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：有
- キ 変更契約の回数：無
- ク 予定価格の積算方法：業者からの見積書及び建築保全業務積算要領等を適用した積算により算定
- ケ 履行確認の方法：報告書及び現場確認

(2) 監査の結果（意見）

契約方法の検討について

委託業者は平成19年 2月の市場開設当初から委託業者として当該業務に従事している。

当時の納品状況として、自動制御部分の製品は委託業者製であり、納入業者は、委託業者の販売代理店が担当していたとのことである（（自動制御部分以外の）機械本体は他社が請け負っている。）。

ここで、契約方法は一般競争入札ではあるが、委託業者以外が入札に参加した実績がない。したがって、一般競争入札のまま今後も継続するのであれば、入札参加者をより多く集められるよう、仕様書などを見直す必要があると考える。

あるいは、委託業務の性質上、随意契約へ変更する場合には、他の自治体の同様の価格を参考にし、現在の委託金額が適正な金額か否かを検証することが必要であると考ええる。

6 南部と畜場衛生管理委託

(1) 業務委託の概要

南部と畜場の衛生保持を図るため、と畜場開場日等にと畜機器の点検、と畜場施設・機器の清掃、ネズミ・昆虫等の防除措置、枝肉の細菌検査等を行うものの。

ア 委託業者：公益財団法人名古屋食肉公社

イ 担当部署：経済局 中央卸売市場南部市場 管理課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：90,644,400円（令和元年度）

オ 契約期間：平成30年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：環境局設計積算要領、建築保全業務積算基準等を適用し積算

ケ 履行確認の方法：報告書及び現場確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

7 中央卸売市場南部市場警備業務委託

(1) 業務委託の概要

市場内外における火災・犯罪・事故等の発生の防止及び市場利用者の安全・安心及び利便性の確保

ア 委託業者：ニットーケイビ株式会社

イ 担当部署：経済局 中央卸売市場南部市場 管理課

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：9,393,618円（令和元年度）

オ 契約期間：平成29年 3月10日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：建築保全単価を適用し積算

ケ 履行確認の方法：翌日提出される業務日報及び委託業務完了後に提出される完了報告書にて確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

第 7 観光文化交流局

1 なごや観光ルートバス運行業務委託

(1) 業務委託の概要

なごや観光ルートバス「メーグル」について、①観光文化交流局が保有する車両 5台を使用した運行管理の実施及び②土日休日の増便対応に使用するための予備車両の調達及びメーグル車両としての運行管理を委託するもの。

ア 委託業者：名古屋市交通局

イ 担当部署：観光文化交流局 観光推進課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：59,714,733円

オ 契約期間：平成31年 3月27日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：3回

ク 予定価格の積算方法：委託予定者からの見積書を基に作成

ケ 履行確認の方法：文書による週ごとの実績報告、月ごとの乗降人員報告及び委託業務終了後の最終実績報告

(2) 監査の結果（指摘）

再委託の承認過程

当該業務については名古屋市交通局が受託しており、さらに当該受託内容のうち一部の業務を再委託している。

再委託先は他県のバス運行会社であり、再委託先の従業員がドライバーとして名古屋市交通局の一部の営業所に常駐し、バス運転を行っている。

なお、バス車両自体は名古屋市観光文化交流局および交通局が所有しているものである。

この再委託契約について担当者に対し、いつ再委託の存在を把握したか質問したところ、契約時とのことであった。

また、再委託の内容（例：機密情報の取扱いやドライバーの労務管理、事故発生時における責任関係など）について、委託先と再委託先との契約書や仕様書の閲覧など、文書による確認を行っているか質問したところ、口頭では実施していたが文書の閲覧は行っていないとのことであった。

再委託金額44,048,705円の委託金額に占める割合は73%となっており、大部分の業務を再委託先が行っていることが思料される中で、委託先が再委託先とどのような契約を締結しているかについては、委託契約締結時に優先的に検討すべき項目と考える。

なお、令和2年度の契約で再委託先との契約を文書で確認しているとのことである。

(3) 監査の結果（意見）

目標設定について

「名古屋市総合計画2023」の事業名No. 454において「なごや観光ルートバスの運行」について記載されており、当該記載の「現況」及び「計画目標」において次の記述がある。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 現況：利用者数 392,416人・ 計画目標：名古屋城の東側にバス停新設 |
|---|

ところで、「名古屋市総合計画2023」は市全体の中期計画との位置づけであるが、さらに観光文化交流局の事業のみを切り出した「名古屋市観光戦略」を策定しており、「名古屋市総合計画2023」を上位計画とすると、「名古屋市観光戦略」は詳細を記述した下位計画という位置づけである。

しかし、「名古屋市総合計画2023」に記載された計画目標である「名古屋城の東側にバス停新設」については、「名古屋市観光戦略」に記載されていない。

つまり「名古屋市総合計画2023」と「名古屋市観光戦略」の両計画は整合性が図られておらず、市としての観光戦略がわかりづらい状況と言えるため、次回計画策定の際には、上位計画と下位計画の整合性を図り、有効な計画を立案すべきであると考ええる。

2 名古屋国際会議場屋根付歩廊整備事業（工事監理費相当）

(1) 業務委託の概要

名古屋国際会議場と公共交通機関とのアクセスを改善し、施設の利便性を向上させるため、国際会議場と地下鉄日比野駅とを結ぶ屋根付歩廊の整備事業に係る工事監理業務

ア 委託業者：北川組・市川三千男設計共同企業体

イ 担当部署：観光文化交流局 MICE推進室

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：398,546,301円（うち、工事監理費相当12,032,454円）

オ 契約期間：平成30年3月13日から令和元年12月27日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：2回

ク 予定価格の積算方法：設計コンサルタント業務の参考価格を基に設計書を作成

ケ 履行確認の方法：業務報告書を確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

3 M I C E施設利活用推進調査業務委託

(1) 業務委託の概要

国際展示場・国際会議場の現在の整備計画等を踏まえつつ、効果的な営業活動に必要な手法等を調査し、施設を活用したM I C E誘致の着実な推進を図るもの。

- ア 委託業者：株式会社三菱総合研究所
- イ 担当部署：観光文化交流局 M I C E推進室
- ウ 契約方法：随意契約（企画競争）
- エ 契約額：20,399,500円
- オ 契約期間：令和元年 7月11日から令和 2年 3月19日まで
- カ 再委託の有無：有
- キ 変更契約の回数：無
- ク 予定価格の積算方法：参考見積りを基に積算
- ケ 履行確認の方法：報告書の提出

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

4 名古屋市文化施設の管理運営（指定管理者制度）

(1) 指定管理の概要

名古屋市が保有する文化施設（名古屋市民会館及び名古屋市音楽プラザ等）について、地方自治法の規定に基づき指定管理者を指定し、管理を行わせるもの。

- ア 指定管理者：共立・名古屋共立共同事業体ほか
- イ 担当部署：観光文化交流局 文化振興室
- ウ 選定方法：条例に基づき、公募により募集し、選定委員会による選定結果を受け、議決を経て指定
- エ 指定管理料：218,723,000円（令和元年度）ほか
- オ 指定期間：平成28年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで、ほか
- カ 再委託の有無：有
- キ 基本協定書の変更回数：無
- ク 指定管理料の決定方法：指定管理者として選定された事業者の提案金額を踏まえ、事業者との協議により決定している。
- ケ 履行確認の方法：月次及び年次で文書による報告及び年 2回の担当者による施設におけるモニタリング及びヒアリング

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

5 名古屋市民御岳休暇村の管理運営（指定管理者制度）

(1) 指定管理の概要

名古屋市が保有する御岳休暇村について、地方自治法の規定に基づき指定管理者を指定し、管理を行わせるもの。

ア 指定管理者：公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社

イ 担当部署：観光文化交流局 文化振興室

ウ 選定方法：非公募

エ 指定管理料：290,710,000円（令和元年度）

オ 指定期間：平成28年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 基本協定の変更回数：無

ク 指定管理料の決定方法：指定管理者として指定された事業者の提案金額を踏まえ、事業者との協議により決定している。

ケ 履行確認の方法：月次及び年次で文書による報告及び年 2回の担当者による施設におけるモニタリング及びヒアリング

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

6 ナディアパーク管理者業務委託

(1) 業務委託の概要

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づき、ナディアパーク共用部分の管理者を選任、管理業務を委託するもの。

ア 委託先：株式会社国際デザインセンター

イ 担当部署：観光文化交流局 文化振興室

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：92,028,000円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：見積書による。

ケ 履行確認の方法：ナディアパーク三事業者会議（月 1回）での報告

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

7 名古屋城発券・改札・警備・清掃等業務委託

(1) 業務委託の概要

名古屋城における観覧券等の販売及び観覧料等の払込、改札、警備、案内、清掃等に係る業務

ア 委託業者：名古屋城サービス共同事業体

イ 担当部署：観光文化交流局 名古屋城総合事務所 管理活用課

ウ 契約方法：随意契約（企画競争）

エ 契約額：281,235,627円（令和元年度）

オ 契約期間：平成31年4月1日から令和5年5月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：4回

ク 予定価格の積算方法：前回契約からの賃金上昇等を加味し算定

ケ 履行確認の方法：毎日の日報の提出等により確認

(2) 監査の結果（指摘）

契約書における委託業務内容の整理について

製本された契約書を確認したところ、委託業務内容は、「仕様書のとおり」と記載されていたものの、製本の中に仕様書が含まれていなかった。

また、プロポーザルの公募時には、業務説明書を提示していたものの、「仕様書」の名称の資料はなかった。

当該業務説明書が仕様書であるとは推測されるが、本事業は、委託内容が多岐にわたり、事業の実施過程において、委託業者とトラブルが生じないとはいえず、事業遂行を円滑に行うため、契約書上、委託業者との合意に基づいた、委託業務内容を明確にする必要があると考える。

8 名古屋城木造天守閣実物大階段模型及び展示施設棟建設工事（工事監理費相当）

(1) 業務委託の概要

名古屋城木造天守閣実物大階段模型及び展示施設棟の建設工事の施工に係る工事監理業務

- ア 委託業者：株式会社竹中工務店名古屋支店
- イ 担当部署：観光文化交流局 名古屋城総合事務所 保存整備室
- ウ 契約方法：随意契約
- エ 契約額：90,452,160円（うち、工事監理費相当 2,357,640円）
- オ 契約期間：令和元年 5月15日から令和元年 9月25日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数：無
- ク 予定価格の積算方法：業者からの見積書により算定
- ケ 履行確認の方法：検査員による検査を実施し、業務報告書を確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

第 8 環境局

1 プラスチック製容器包装選別・梱包・保管委託

(1) 業務委託の概要

搬入されたプラスチック製容器包装を選別・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡すまで保管するもの。

ア 委託業者：神鋼環境メンテナンス株式会社

イ 担当部署：環境局 資源化推進室

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額： 700,946,704円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数： 1回

ク 予定価格の積算方法：廃棄物処理施設維持管理業務積算要領に基づく設計単価

ケ 履行確認の方法：月次報告による。

(2) 監査の結果（意見）

長期継続契約の検討について

本事業は、単年度の随意契約となっている。

この点につき、長期継続契約による経費削減の余地の有無について、過去に検討した資料があるか質問したが、確認できなかった。

毎年必要な事業であるならば、また、同一水準のサービスがより安価に提供されるのであれば、長期継続契約が望ましく、検討した結果、単年度契約となることはありえるが、少なくとも検討は必要であると考えている。

またこの点につき、再度、所管課に確認したところ、現在、環境省においてプラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括して回収・リサイクルする新たな体制の整備を進めているところ、プラスチックリサイクルに関し、長

期安定的に事業が継続できる見通しがつく状況となれば、長期継続契約の検討の余地もあると考えているとのことであった。

今後、継続的な留意が必要であるとする。

2 空きびん収集運搬業務委託

(1) 業務委託の概要

本市が指定する資源ステーションへ空きびん収集容器を配布、及び排出された空きびんを収集容器ごと収集し、本市が指示する搬入施設に運搬する業務

ア 委託業者：旭運輸株式会社ほか

イ 担当部署：環境局 作業課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：119,375,783円（令和元年度）ほか

オ 契約期間：平成28年 1月18日から令和 3年 3月31日まで、ほか

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：物件費（車両購入・燃料費等）及び人件費を参考に算出

ケ 履行確認の方法：月報・日報、確認調書

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

3 ごみ収集運搬業務委託

(1) 業務委託の概要

本市の一般家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック製容器包装を収集し、本市が指示する搬入施設に運搬する業務

ア 委託業者：名古屋陸送株式会社ほか

イ 担当部署：環境局 作業課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：498,404,977円（令和元年度）ほか

オ 契約期間：平成27年 1月 5日から令和 2年 3月31日まで、ほか

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：物件費（車両購入・燃料費等）及び人件費を参考に算出

ケ 履行確認の方法：月報・日報、確認調書

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

4 プラスチック製容器包装収集運搬業務委託

(1) 業務委託の概要

本市の一般家庭から排出されるプラスチック製容器包装を収集し、本市が指示する搬入施設に運搬する業務

ア 委託業者：旭運輸株式会社ほか

イ 担当部署：環境局 作業課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：76,130,916円（令和元年度）ほか

オ 契約期間：平成29年 1月13日から令和 4年 3月31日まで、ほか

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：物件費（車両購入・燃料費等）及び人件費を参考に算出

ケ 履行確認の方法：月報・日報、確認調書

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

5 昭和区空きびん収集運搬業務委託

(1) 業務委託の概要

昭和区内の本市が指定する資源ステーションへ空きびん収集容器を配布及び排出された空きびんを収集容器ごと収集し、本市が指示する搬入施設に運搬する業務

ア 委託業者：社会福祉法人ゆたか福祉会

イ 担当部署：環境局 作業課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：44,066,739円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：物件費（車両購入・燃料費等）及び人件費を参考に算出

ケ 履行確認の方法：業務報告書

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

第 9 健康福祉局

1 名古屋市ひとり暮らし高齢者緊急通報事業及び重度身体障害者緊急通報事業業務委託

(1) 業務委託の概要

ひとり暮らし高齢者及び重度身体障害者に心臓発作等の緊急事態が発生したとき、速やかに通報できる緊急通報体制を確保し、円滑な救助活動を行うもの。

ア 委託業者：ALSOKあんしんケアサポート株式会社

イ 担当部署：健康福祉局 高齢福祉課

ウ 契約方法：随意契約（企画競争）

エ 契約額：56,208,816円を上限とする額（令和元年度、単価契約）

オ 契約期間：平成30年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：過去の実績に基づき積算した予算の積算及び金入設計書を参考に設定

ケ 履行確認の方法：事業実績報告書

(2) 監査の結果（意見）

利用者満足度調査について

本事業の利用者に、直接、満足度調査を実施しているか確認したところ、実施していなかった。

委託業者に対する利用者の不満は本当に無かったか、不満は無いものの改善の余地はないか、事業は継続するものの同じ委託業者と契約して良いか等を判断するためには、利用者に確認する必要がある。

委託業者に対する委託料の効果を検証するため、本来は、次年度の契約締結前に、利用者満足度調査を実施し、結果を検討する必要があると考える。

2 名古屋市高齢者はつつ長寿推進事業実施委託

(1) 業務委託の概要

高齢者を対象に、地域の身近な場所において地域ボランティアとの協働により、健康増進活動及びレクリエーションなどの介護予防活動の普及並びに啓発を通じて介護予防への理解を促し、高齢者の自主活動又は地域活動等への参加促進を図ることを目的とする。

ア 委託先：社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会はじめ16区法人

イ 担当部署：健康福祉局 地域ケア推進課

ウ 契約方法：随意契約（企画競争）

エ 契約額：183,071,000円（令和元年度、16区の合計額）

オ 契約期間：平成30年 4月 1日から令和 3年 3月31日

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：1回

ク 予定価格の積算方法：業者からの見積書により算定

ケ 履行確認の方法：検査員が報告書等により運営状況を確認

(2) 監査の結果（指摘）

プロポーザルの公正性の確保について

本事業は、名古屋市にある16区ごとに、委託業者が選定され、契約が締結されている。公募であることは確認した。

また、結果的に、各区に1つずつある16の社会福祉法人のみが応募し、16区ごとに、書類に基づくプロポーザルにより、契約を締結している。

詳細は、以下である。

募集区	応募団体名
千種区	社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会
東区	社会福祉法人名古屋市東区社会福祉協議会
北区	社会福祉法人名古屋市北区社会福祉協議会

西区	社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会
中村区	社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会
中区	社会福祉法人名古屋市中区社会福祉協議会
昭和区	社会福祉法人名古屋市昭和区社会福祉協議会
瑞穂区	社会福祉法人名古屋市瑞穂区社会福祉協議会
熱田区	社会福祉法人名古屋市熱田区社会福祉協議会
中川区	社会福祉法人名古屋市中川区社会福祉協議会
港区	社会福祉法人名古屋市港区社会福祉協議会
南区	社会福祉法人名古屋市南区社会福祉協議会
守山区	社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会
緑区	社会福祉法人名古屋市緑区社会福祉協議会
名東区	社会福祉法人名古屋市名東区社会福祉協議会
天白区	社会福祉法人名古屋市天白区社会福祉協議会
計	16法人

ここで、プロポーザルの実施方法を確認したところ、評価委員からの質疑応答により、応募者ごとに評価項目に基づく評価を実施し、また、応募者の評価点数が基準点に満たない場合には、候補者として選出しないことになっていた。

ただ、プロポーザルは、応募した16法人を 2つのグループに分け、グループごとに、同時に 1つの会議室に同席し、評価委員からの質疑に答えていた。

この場合、他の応募者への評価委員からの質問内容や、回答を知ることができるため、公正性に欠ける。

したがって、契約額が多額であることも勘案し、同時のプロポーザルの実施は禁止すべきと考える。

(3) 監査の結果（意見）

委託業者ごとの利用者満足度の活用について

本事業においては、区ごと（すなわち委託業者ごと）に利用者満足度が調査・

集計されていた。

また、調査を実施した12項目について、全ての区の結果を集計した、名古屋市の、全体としての、事業の集計結果は、担当部署内で供覧されていた。

ただ、12の調査項目のうち、区ごと（委託者ごと）の調査結果の内訳について、供覧された項目と、供覧されなかった項目があり、以下となっていた。

（調査項目のうち、区ごと（委託業者ごと）の調査結果の内訳が、供覧された項目（5項目））

- ・はつらつ長寿推進事業に参加する前と比べて、事業に参加したことによって、現在のあなたの健康状態は変わりましたか。
- ・はつらつ長寿推進事業に参加してから外出は多くなりましたか。
- ・あなたは、はつらつ長寿推進事業に参加して満足していますか。
- ・はつらつ長寿推進事業に参加してから、あなた個人で習い事をはじめたり、はつらつの仲間同士で集まったり、サークル活動などをはじめたことはありますか。
- ・はつらつ長寿推進事業に参加してから、町内会や老人クラブ、地域の清掃活動やボランティア活動などをはじめたことはありますか。

（調査項目のうち、区ごと（委託業者ごと）の調査結果の内訳が、供覧されなかった項目（7項目））

- ・高齢者はつらつ長寿推進事業をどこからお知りになりましたか。
- ・高齢者はつらつ長寿推進事業に参加した動機や理由は何ですか。
- ・はつらつ長寿推進事業以外に、あなたが外出する頻度はどのくらいですか。
- ・外出が多くなった理由を教えてください。
- ・はつらつ長寿推進事業に参加して良かったことがあれば教えてください。
- ・はつらつ長寿推進事業に参加して良くなかったことがあれば教えてください。
- ・利用期間終了後、はつらつ長寿推進事業以外の通いの場として、どのような活動をしている場所に通いたいですか。

この点について確認したところ、区ごと（委託業者ごと）の調査結果の内訳を供覧しなかった理由としては、効率的な事務執行のためであり、担当部署としては、十分に利用者満足度を活用できていると認識しているとのことであった。

ただ、担当部署として調査が必要と考えた12の調査項目のうち、5項目を供覧したのみであり、供覧しなかった7つの調査項目の中には、区ごと（委託業者ごと）のサービス水準を活用できる項目もある。

委託契約は、区ごとに、16部の契約が締結され、16の委託業者が事業を実施しており、全ての委託業者が、利用者にとって同じ満足度のサービスを提供しているとは限らない。

本事業は、長期継続契約であり、また、せっかく調査していることもあり、全ての調査項目について、委託契約ごと・委託業者ごとに、利用者満足度を把握し、委託事業者へフィードバックすることで、市民や利用者のために、事業の改善の余地がないか等について検討できるようにしていくことが望ましいと考える。

- (4) 監査の結果（本来、名古屋市全体のルールとして検討すべき事項のため、参考のみ）

評価委員と応募事業者との利害関係の有無の確認について

本事業では、委託業者の選定にあたり、募集要項に、事前に、評価委員を記載し、公表している。

また、募集要項には、留意事項として、「委員と利害関係のある事業者が応募した場合は、その応募した法人の圏域にかかる審査についてのみ、当該委員を評価委員から除く」旨の記載がある。

しかし、評価委員を募集要項に記載し、公表している案件については、提案者が評価委員に不正な働きかけを行うおそれがあり、評価の公正性や透明性の確保に課題がある。

この点につき、名古屋市として、より契約締結時の公正性や透明性を確保する観点から、評価委員を募集要項に記載し、公表している案件については、事前の留意事項に加え、評価委員から、応募事業者からの不正な働きかけや利害

関係がない旨の誓約書を、重ねて入手する等、名古屋市として統一的な対応を検討すべきと考える。

3 名古屋市地域包括支援センター事業委託

(1) 業務委託の概要

地域包括支援センターの運営業務委託

- ア 委託業者：社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会ほか
- イ 担当部署：健康福祉局 地域ケア推進課
- ウ 契約方法：随意契約（企画競争）
- エ 契約額：1,539,428,000円ほか
- オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数：無
- ク 予定価格の積算方法：過去の事業実績を参考に積算する。
- ケ 履行確認の方法：実地にて運営状況の確認（年 1回）

(2) 監査の結果（指摘）

プロポーザルの公正性の確保について

地域包括支援センターは、名古屋市内を29圏域に分け、圏域ごとに、委託業者を公募している。公募であることは確認した。

29圏域の公募に対し、1つの法人で複数の圏域に応募することもできるため、9法人からの応募があった。ただし、初回の公募では29圏域のうち、28圏域での応募となったため、1圏域については再公募を行った。結果的に、書類に基づくプロポーザルにより、9法人と契約を締結した。なお、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会は、18圏域の事業を行っている。

また、プロポーザルの実施方法を確認したところ、評価委員からの質疑応答により、応募者ごとに評価項目に基づく評価を実施し、また、応募者の評価点数が基準点に満たない場合には、候補者として選出しないことになっていた。

ただ、初回のプロポーザルは、28圏域を3つのグループに分け、グループごとに、同時に1つの会議室に同席し、評価委員からの質疑に答えていた。

この場合、他の応募者への評価委員からの質問内容や、回答を知ることがで

きるため、公正性に欠ける。

したがって、契約額が多額であることも勘案し、同時のプロポーザルの実施は禁止すべきと考える。

- (3) 監査の結果（本来、名古屋市全体のルールとして検討すべき事項のため、参考のみ）

評価委員と応募事業者との利害関係の有無の確認について

本事業では、委託業者の選定にあたり、募集要項に、事前に、評価委員を記載し、公表している。

また、募集要項には、留意事項として、「委員と利害関係のある法人が応募した場合は、その応募した圏域のセンターの審査についてのみ、当該委員を評価委員から除く」旨の記載がある。

しかし、評価委員を募集要項に記載し、公表している案件については、提案者が評価委員に不正な働きかけを行うおそれがあり、評価の公正性や透明性の確保に課題がある。

この点につき、名古屋市として、より契約締結時の公正性や透明性を確保する観点から、評価委員を募集要項に記載し、公表している案件については、事前の留意事項に加え、評価委員から、応募事業者からの不正な働きかけや利害関係がない旨の誓約書を、重ねて入手する等、名古屋市として統一的な対応を検討すべきと考える。

4 名古屋市介護保険要介護認定事務業務委託

(1) 業務委託の概要

介護保険の認定業務における申請受付、申請勧奨、認定調査依頼や主治医意見書作成依頼、認定調査票や主治医意見書の回収、認定審査会資料の作成、審査会運営事務補助、事業者等からの問合せ対応、業務システムへの入力事務等

- ア 委託業者：株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
- イ 担当部署：健康福祉局 介護保険課
- ウ 契約方法：随意契約（企画競争）
- エ 契約額： 346,838,000円（令和元年度）
- オ 契約期間：平成30年 2月 1日から令和 5年 3月31日
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数： 1回
- ク 予定価格の積算方法：申請件数から事務量を想定して算出
- ケ 履行確認の方法：委託業者から毎日実施（進捗状況）報告を受けている。

(2) 監査の結果（意見）

単価契約による経費削減余地の検討について

本事業は、公募型企画競争（プロポーザル方式）により法人を選定しており、仕様書において、提案額は、契約上限金額の範囲内としている。

実際、契約時には、当該金額の範囲内で契約を締結しているが、支払額は、定額支払いとなっている。

業務内容としては、介護保険要介護認定業務の事務処理が中心であり、件数ごとの単価契約とともに支払金額の上限を定めることで、経費削減ができるか、検討の余地があると考えるが、当該検討をした資料が確認できなかった。

実質的に、経費の削減ができるかは確定的ではないものの、委託金額が多額であることもあり、少なくとも、検討は必要であると考える。

5 名古屋市総合リハビリテーションセンターの管理運営（指定管理者制度）

(1) 指定管理の概要

名古屋市の保有する総合リハビリテーションセンターについて、地方自治法の規定に基づき、指定管理者を指定し、管理を行わせるもの。

- ア 指定管理者：社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団
- イ 担当部署：健康福祉局 障害企画課
- ウ 選定方法：条例に基づき、公募により募集し、選定委員会による選定結果を受け、議決を経て指定
- エ 指定管理料：3,109,210,000円（令和元年度）
- オ 指定期間：平成27年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：有
- キ 基本協定の変更回数： 4回
- ク 指定管理料の決定方法：指定管理者として選定された事業者の提案金額を踏まえ、事業者との協議により決定している。
- ケ 履行確認の方法：毎月、事業の執行状況の報告を受け、年に 1度、協定に基づき管理運営状況の点検評価を行っている。

(2) 監査の結果（指摘）

指定管理料の返還について

「令和元年度総合リハビリテーションセンター指定管理料に係る協議について（令和 2年 2月 4日）」では、「薬品材料費に係る返還額」として、合計 60,000,000円の返還を求める協議をしている。金額の内訳は、次のとおりである。

薬品材料費に係る返還額	60,000,000円	
	（内訳）	
	リウマチ治療薬の購入額減少	53,000,000円
	薬価改定による購入額減少	7,000,000円

協議資料によれば、「附属病院における薬品材料費について、執行額が見込額を相当程度下回っている状況を踏まえ、継続して未執行となることが見込まれる薬品材料費相当額を今年度の指定管理料より返還していただきたく、管理業務に関する年度協定書第 5 条第 1 号に基づき、下記のとおり協議」をお願いするとしている。

また、リウマチ治療薬の購入額の減少は、医薬品を院外処方へ切り替えたことや、医師の処方減によることから生じたものとのことである。

当該院外処方への切り替え計画は、指定管理の年度当初から判明しているはずであり、当初計画時点で、指定管理料を少なく積算することができたと考ええる。

(3) 監査の結果（意見）

協定書の内容について

指定管理者に対する評価について、担当者へ質問したところ、年に一度実施しており、おおむね名古屋市が求めている要求水準は満たしていると判断しているが、医師の欠員が続いているため、人員確保を要請しているとのことであった。

人員確保のほか、障害者支援の在り方は、社会の要請に応じて変化している。

一方で、現在の委託者が指定管理者として指定されてから、協定書の内容は原則として10年間固定されている。

協定書の内容について、環境変化に対応できているか、見直しについて検討の余地があるかといった視点に立ち、柔軟に対応することが期待される。

6 名古屋市重症心身障害児者施設の管理運営（指定管理者制度）

(1) 指定管理の概要

名古屋市の保有する重症心身障害児者施設について、地方自治法の規定に基づき指定管理者を指定し、管理を行わせるもの。

ア 指定管理者：社会福祉法人むつみ福祉会

イ 担当部署：健康福祉局 障害者支援課

ウ 選定方法：条例に基づき、公募により募集し、選定委員会による選定結果を受け、議決を経て指定

エ 指定管理料：1,207,591,000円（令和元年度）

オ 指定期間：平成27年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 基本協定の変更回数：3回

ク 指定管理料の決定方法：指定管理者として選定された事業者の提案金額を踏まえ、事業者との協議により決定している。

ケ 履行確認の方法：毎月の執行状況や年度終了後の事業報告書等に基づき確認している。また、「指定管理者制度導入施設における管理運営状況の点検・評価について」に基づいた点検・評価を行っている。

(2) 監査の結果（意見）

ア 精算金の確認について

本事業においては、年度末に指定管理料の精算を行い、27,916,224円の精算金が返金されていた。

ただ、この精算金は、委託業者から報告された、資金収支計算書に基づいて計算されており、当該計算書自体の検証はなされていなかった。

この点につき、担当部署としては、令和元年11月15日の中間点検時に、帳簿や帳簿の基となった領収書等を確認しているとのことであったが、中間点検後、年度末までの間においても、同様に、正確な帳簿等に基づいて、年度末の資金収支計算書が作成されているとは限らない。

多額な公金の精算であることを踏まえ、一部抽出であっても、年度末に、資金収支計算書と、これに基づく帳簿、及び帳簿の基となった領収書等を照合し、当該計算書自体の正確性を検証した後に、指定管理料を精算する必要があると考える。

イ 利用者満足度調査の充実について

本事業においては、利用者満足度調査がなされていた。

ただ、調査結果は、施設入所者の回答率は52.3%（34／65家庭）、短期入所利用者の回答率は35.6%（47／132家庭）であり、高い回答率であるとはいえない。

より回答率を高め、広く施設利用者の意見を集約・検討することで、委託契約の効果を把握する必要があると考える。

7 特定健康診査・特定保健指導委託

(1) 業務委託の概要

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、名古屋市の国民健康保険の加入者に対して実施する特定健康診査及び特定保健指導について、名古屋市医師会を通じて、医師会の会員である医療機関のうち委託業務を受託した者に業務委託するもの。

ア 委託業者：一般社団法人名古屋市医師会を通じた各医療機関

イ 担当部署：健康福祉局 保険年金課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：1,226,779,672円を上限とする額（単価契約）

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：1回

ク 予定価格の積算方法：想定受診者数×健診単価、診療報酬点数表を基に積算

ケ 履行確認の方法：履行の審査等を委託している愛知県国民健康保険団体連合会から提出されたデータ等を確認している。

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

8 後期高齢者医療健康診査委託

(1) 業務委託の概要

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、愛知県後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査を名古屋市が受託するにあたり、名古屋市医師会を通じて、医師会の会員である医療機関のうち委託業務を受託した者に業務委託するもの。

ア 委託業者：一般社団法人名古屋市医師会を通じた各医療機関

イ 担当部署：健康福祉局 医療福祉課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：734,854,400円を上限とする額（単価契約）

オ 契約期間：令和元年 6月 1日から令和 2年 5月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：2回

ク 予定価格の積算方法：想定受診者数×健診単価、診療報酬点数表を基に積算

ケ 履行確認の方法：履行の審査等を委託している愛知県国民健康保険団体連合会から提出されたデータ等を確認している。

(2) 監査の結果（指摘）

金銭的負担について

本事業は、後期高齢者の健康診査について、愛知県後期高齢者医療広域連合が、名古屋市に委託し、また、名古屋市は、一般社団法人名古屋市医師会を通して、各医療機関に、再委託するものである。

本事業では、後期高齢者は、健康診査を各医療機関で実施し、各医療機関は、代金を、愛知県国民健康保険団体連合会を通して、名古屋市に請求する。

また、名古屋市は、当該代金を支払うとともに、愛知県後期高齢者医療広域連合に同額を請求し、入金を受け、名古屋市としての金銭的負担（持ち出し）はないこととなっている。

ここで、愛知県後期高齢者医療広域連合との契約では、名古屋市の、各医療機関への支払いが、委託契約年度の出納整理期間を超えた場合には、同連合に請求できないこととなっている。

一方、各医療機関からの、名古屋市への請求が遅く、出納整理期間を超えたとしても、名古屋市は委託料の支払いを行うため、持ち出しとなり、金銭的に負担せざるを得ない状況となっている。

ちなみに、令和元年度の持ち出し額は、73,772円である。

持ち出し額は公金であることを勘案し、各医療機関に、請求を早くする旨、出納整理期間を超えた場合には、名古屋市も委託料を支払わない旨について、協議する必要があると考える。

9 令和元年度定期予防接種委託

(1) 業務委託の概要

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5条に基づく定期予防接種の実施及び費用の請求支払事務等の委託をするもの。

ア 委託業者：一般社団法人名古屋市医師会

イ 担当部署：健康福祉局 感染症対策室

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額： 3, 062, 543, 696円を上限とする額（単価契約）

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数： 1回

ク 予定価格の積算方法：名古屋市の人口や過去の実績等を参考に、予防接種ごとの予定人員及び予定単価を見積もり、それぞれを乗じる形で予定単価を計算

ケ 履行確認の方法：請求書に基づき検査調書を作成し確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

10 名古屋市立第二斎場の管理運営（指定管理者制度）

(1) 指定管理の概要

名古屋市が保有する第二斎場について、地方自治法の規定に基づき指定管理者を指定し、管理を行わせるもの。

なお、八事斎場は現在の建物で業務を開始してからおよそ50年弱の歴史があり、老朽化した設備で滞りなく火葬を執行するために特別なノウハウが必要なことから直営で管理を行っている。

ア 指定管理者：太陽・近鉄グループ

イ 担当部署：健康福祉局 環境薬務課

ウ 選定方法：条例に基づき、公募により募集し、選定委員会による選定結果を受け、議決を経て指定

エ 指定管理料：277,555,000円（令和元年度）

オ 指定期間：平成31年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 基本協定の変更回数：無

ク 指定管理料の決定方法：指定管理者として選定された事業者の提案金額を踏まえ、事業者との協議により決定している。

ケ 履行確認の方法：毎月の連絡調整会議、各種報告書、現地確認、聞き取り調査などにより履行状況を確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

第10 子ども青少年局

1 名古屋市子育て応援拠点運営業務委託

(1) 業務委託の概要

子育て応援拠点（マーガレットま〜ま、はみんぐ、ぽかぽかひろば、桜木）の運営

ア マーガレットま〜ま

- (ア) 委託業者：特定非営利活動法人葡萄の木
- (イ) 担当部署：子ども青少年局 子育て支援課
- (ウ) 契約方法：随意契約（企画競争）
- (エ) 契約額：11,750,000円（令和元年度）
- (オ) 契約期間：令和元年 9月 2日から令和 6年 3月31日まで
- (カ) 再委託の有無：無
- (キ) 変更契約の回数：無
- (ク) 予定価格の積算方法：人件費、家賃、管理費、事業費等により算定
- (ケ) 履行確認の方法：毎月の利用実績報告による確認

イ はみんぐ

- (ア) 委託業者：一般社団法人はっぴーひろば
- (イ) 担当部署：子ども青少年局 子育て支援課
- (ウ) 契約方法：随意契約（企画競争）
- (エ) 契約額：11,650,000円（令和元年度）
- (オ) 契約期間：令和元年 9月 2日から令和 6年 3月31日まで
- (カ) 再委託の有無：無
- (キ) 変更契約の回数：無
- (ク) 予定価格の積算方法：人件費、家賃、管理費、事業費等により算定
- (ケ) 履行確認の方法：毎月の利用実績報告による確認

ウ ぽかぽかひろば

- (ア) 委託業者：特定非営利活動法人ひだまりの丘
- (イ) 担当部署：子ども青少年局 子育て支援課
- (ウ) 契約方法：随意契約（企画競争）
- (エ) 契約額：11,750,000円（令和元年度）
- (オ) 契約期間：令和元年 9月 2日から令和 6年 3月31日まで
- (カ) 再委託の有無：無
- (キ) 変更契約の回数：無
- (ク) 予定価格の積算方法：人件費、家賃、管理費、事業費等により算定
- (ケ) 履行確認の方法：毎月の利用実績報告による確認

エ 桜木

- (ア) 委託業者：社会福祉法人名古屋新生福祉会
- (イ) 担当部署：子ども青少年局 子育て支援課
- (ウ) 契約方法：随意契約（企画競争）
- (エ) 契約額：11,150,000円（令和元年度）
- (オ) 契約期間：令和元年 9月 2日から令和 6年 3月31日まで
- (カ) 再委託の有無：無
- (キ) 変更契約の回数：無
- (ク) 予定価格の積算方法：人件費、家賃、管理費、事業費等により算定
- (ケ) 履行確認の方法：毎月の利用実績報告による確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

2 先天性代謝異常等検査委託

(1) 業務委託の概要

先天性代謝異常等検査の実施

- ア 委託業者：愛知県健康づくり振興事業団
- イ 担当部署：子ども青少年局 子育て支援課
- ウ 契約方法：随意契約
- エ 契約額：57,090,000円
- オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数：無
- ク 予定価格の積算方法：検査単価により算定
- ケ 履行確認の方法：毎月の実績報告書の提出

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

3 乳幼児健診等母子保健情報の利活用の推進にかかるプログラム修正委託

(1) 業務委託の概要

国が示す乳幼児健康診査等の母子保健情報について、マイナンバー制度を活用し、市町村間で情報連携することにより、効果的・効率的な保健指導等を行えるよう母子保健システムの改修を行うもの。

- ア 委託業者：株式会社アイネス中部支社
- イ 担当部署：子ども青少年局 子育て支援課
- ウ 契約方法：随意契約
- エ 契約額：12,515,580円
- オ 契約期間：令和元年11月29日から令和 2年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数：無
- ク 予定価格の積算方法：改修項目、工数により算定
- ケ 履行確認の方法：システム稼働

(2) 監査の結果（指摘）

C I O補佐監制度の活用について

名古屋市では、情報システム関連経費の適正化等のため、一定額以上の経費の支出が見込まれるシステムの新規開発・再構築・改修の検討の際には、C I O補佐監による点検を受ける仕組みが導入されているが、点検対象を把握するために当該制度の所管課が行う全庁的な調査に対し、回答がなされておらず、この仕組みが活用されていなかった。

全庁的な調査に対する回答を行い、当該仕組みを活用すべきであったと考える。

4 妊婦健康診査、産婦健康診査及び乳児一般健康診査委託

(1) 業務委託の概要

妊産婦、乳児に対して実施する健康診査について、名古屋市医師会を通じて、医師会の会員である医療機関のうち委託業務を受託した者に業務委託するもの。

- ア 委託業者：一般社団法人名古屋市医師会を通じた各医療機関
- イ 担当部署：子ども青少年局 子育て支援課
- ウ 契約方法：随意契約
- エ 契約額：2,193,015,050円を上限とする額（単価契約）
- オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数：1回
- ク 予定価格の積算方法：診療報酬
- ケ 履行確認の方法：請求及び受診票の確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

5 どんぐりひろば樹木剪定委託 単価契約

(1) 業務委託の概要

市内16区 381か所のどんぐりひろばの樹木剪定を業務委託するもの。

- ア 委託業者：植芝園株式会社
- イ 担当部署：子ども青少年局 子育て支援課
- ウ 契約方法：指名競争入札
- エ 契約額：10,220,083円を上限とする額（単価契約）
- オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数：無
- ク 予定価格の積算方法：基準単価により算定
- ケ 履行確認の方法：請求及び実績報告

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

6 名古屋市子どもあんしん電話相談事業委託

(1) 業務委託の概要

原則として名古屋市内に居住する児童、その保護者及び相談を希望する者（但し、電話相談のため市外相談者を含む。）に対し、夜間の救急医療や育児に関する電話相談を行うもの。

- ア 委託業者：一般社団法人名古屋市医師会
- イ 担当部署：子ども青少年局 子育て支援課
- ウ 契約方法：随意契約
- エ 契約額：16,357,401円
- オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数：無
- ク 予定価格の積算方法：人件費、事業費等により算定
- ケ 履行確認の方法：毎月の実績報告書の提出

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

7 名古屋市子ども・子育て支援センター運営業務委託

(1) 業務委託の概要

子ども・子育て支援センターの運営

ア 委託業者：なごや子ども・子育て未来プロジェクト

イ 担当部署：子ども青少年局 子育て支援課

ウ 契約方法：随意契約（企画競争）

エ 契約額：54,733,032円（令和元年度）

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：人件費、管理費、事業費等により算定

ケ 履行確認の方法：毎月の利用者統計の提出

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

8 地域療育センター初診前サポートモデル事業業務委託

(1) 業務委託の概要

対象となる子どもとその保護者に対し、初診前の支援を実施するもの。

- ア 委託業者：東部地域療育センターぽけっと
- イ 担当部署：子ども青少年局 子ども福祉課
- ウ 契約方法：随意契約
- エ 契約額：18,363,596円
- オ 契約期間：令和元年 7月 1日から令和 2年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数：無
- ク 予定価格の積算方法：人件費、旅費、需用費、使用料及び賃借料により算定
- ケ 履行確認の方法：実績報告

(2) 監査の結果（意見）

ア 契約書における精算の取決めの明記について

本事業には、グループ療育事業と受付ヒアリング（面談）事業がある。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、グループ療育事業については、3月は休止していたものの、委託料は、当初契約のまま支払われていた。

この点につき、契約書上、精算についての取決めはなく、また以下の協議に関する記載があるが、委託料の精算に関する協議はなされていなかった。

（協議）

この契約に定めのない事項及びこの契約に関し生じた疑義については、甲・乙（監査人注：甲は名古屋市。乙は委託業者）協議して定める。

公金の支払いであることを踏まえ、契約書に基づき、精算の可否について協議する必要があったと考える。

また、今後の契約締結においては、精算の取決めについても、明記すること

が望ましいと考える。

イ 利用者満足度調査について

本事業は、令和元年度においてサポートモデル事業であったが、令和 2 年度においても継続している。

この点につき、本事業の利用者に、直接、満足度調査を実施しているか確認したところ、実施していなかった。

事業による効果があったか否かについては、検証されていたものの、事業を実施する以上、全く効果が無いことは想定されない。

委託業者に対する利用者の不満は本当に無かったか、不満は無いものの改善の余地はないか、事業は継続するものの同じ委託業者と契約して良いか等を判断するためには、利用者に確認する必要がある。

委託業者に対する委託料の効果を検証するため、本来は、次年度の契約締結前に、利用者満足度調査を実施し、結果を検討する必要があると考える。

9 母子生活支援施設名古屋市五条荘の管理運営（指定管理者制度）

(1) 指定管理の概要

名古屋市が保有する母子生活支援施設（五条荘）について、地方自治法の規定に基づき指定管理者を指定し、管理を行わせるもの。

ア 指定管理者：社会福祉法人名古屋厚生会

イ 担当部署：子ども青少年局 子ども福祉課

ウ 選定方法：条例に基づき、公募により募集し、選定委員会による選定結果を受け、議決を経て指定

エ 指定管理料：89,730,000円（令和元年度）

オ 指定期間：平成30年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 基本協定の変更回数：無

ク 指定管理料の決定方法：指定管理者として選定された事業者の提案金額を踏まえ、事業者との協議により決定している。

ケ 履行確認の方法：実績報告書にて確認している。

(2) 監査の結果（指摘）

貸付備品の現物確認について

本事業では、指定管理者に対して名古屋市の備品を貸し出している。

また、管理業務に関する基本協定書締結時に、貸付備品の管理に関する事務取扱要領も締結している。

当該要領を確認したところ、貸付備品の現物確認についての記載がなく、現物確認の実施もなされていなかった。

この点につき、本来、名古屋市が定める貸付備品の管理に関する事務取扱要領第 9条には、以下の記載がある。

（貸付備品の検査及び報告）

第 9 指定管理者等は、貸付備品の使用状況について毎年 1回、物品関係内

訳書に登載された情報と照合のうえ検査を行い、その結果を名古屋市に報告しなければならない。

名古屋市の資産である貸付備品を適切に管理するため、本件の貸付備品の管理に関する事務取扱要領にも、現物確認について明記し、指定管理者に現物確認を依頼するとともに、その結果を確認する必要があると考える。

- (3) 監査の結果（本来、名古屋市全体のルールとして検討すべき事項のため、参考のみ）

評価委員と応募事業者との利害関係の有無の確認について

本事業では、指定管理者の選定にあたり、募集要項に、事前に、評価委員を記載し、公表している。

また、募集要項には、留意事項として、「評価委員との選定にかかる接触の事実が認められた場合には、提案が無効となる場合がある」旨、また、「評価委員と利害関係のある事業者が応募者となった場合には、その委員は利害関係のある応募事業者に関する提案評価から除く」旨の記載がある。

しかし、評価委員を募集要項に記載し、公表している案件については、提案者が評価委員に不正な働きかけを行うおそれがあり、評価の公正性や透明性の確保に課題がある。

この点につき、名古屋市として、より協定締結時の公正性や透明性を確保する観点から、評価委員を募集要項に記載し、公表している案件については、事前の留意事項に加え、評価委員から、応募事業者からの不正な働きかけや利害関係がない旨の誓約書を、重ねて入手する等、名古屋市として統一的な対応を検討すべきと考える。

10 母子生活支援施設名古屋市にじが丘荘の管理運営（指定管理者制度）

(1) 指定管理の概要

名古屋市が保有する母子生活支援施設（にじが丘荘）について、地方自治法の規定に基づき指定管理者を指定し、管理を行わせるもの。

- ア 指定管理者：公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会
- イ 担当部署：子ども青少年局 子ども福祉課
- ウ 選定方法：条例に基づき、公募により募集し、選定委員会による選定結果を受け、議決を経て指定
- エ 指定管理料：104,979,000円（令和元年度）
- オ 指定期間：平成30年 4月 1日から令和10年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 基本協定の変更回数：無
- ク 指定管理料の決定方法：指定管理者として選定された事業者の提案金額を踏まえ、事業者との協議により決定している。
- ケ 履行確認の方法：実績報告書にて確認している。

(2) 監査の結果（指摘）

貸付備品の現物確認について

本事業では、指定管理者に対して名古屋市の備品を貸し出している。

また、管理業務に関する基本協定書締結時に、貸付備品の管理に関する事務取扱要領も締結している。

当該要領を確認したところ、貸付備品の現物確認についての記載がなく、現物確認の実施もなされていなかった。

この点につき、本来、名古屋市が定める貸付備品の管理に関する事務取扱要領第9条には、以下の記載がある。

（貸付備品の検査及び報告）

第9 指定管理者等は、貸付備品の使用状況について毎年1回、物品関係内

訳書に登載された情報と照合のうえ検査を行い、その結果を名古屋市に報告しなければならない。

名古屋市の資産である貸付備品を適切に管理するため、本件の貸付備品の管理に関する事務取扱要領にも、現物確認について明記し、指定管理者に現物確認を依頼するとともに、その結果を確認する必要があると考える。

- (3) 監査の結果（本来、名古屋市全体のルールとして検討すべき事項のため、参考のみ）

評価委員と応募事業者との利害関係の有無の確認について

本事業では、指定管理者の選定にあたり、募集要項に、事前に、評価委員を記載し、公表している。

また、募集要項には、留意事項として、「評価委員との選定にかかる接触の事実が認められた場合には、提案が無効となる場合がある」旨、また、「評価委員と利害関係のある事業者が応募者となった場合には、その委員は利害関係のある応募事業者に関する提案評価から除く」旨の記載がある。

しかし、評価委員を募集要項に記載し、公表している案件については、提案者が評価委員に不正な働きかけを行うおそれがあり、評価の公正性や透明性の確保に課題がある。

この点につき、名古屋市として、より協定締結時の公正性や透明性を確保する観点から、評価委員を募集要項に記載し、公表している案件については、事前の留意事項に加え、評価委員から、応募事業者からの不正な働きかけや利害関係がない旨の誓約書を、重ねて入手する等、名古屋市として統一的な対応を検討すべきと考える。

11 名古屋市児童福祉センター給食業務委託

(1) 業務委託の概要

児童福祉センター内の 5施設を利用する児童に給食を調理し提供するもので、①調理、②給食材料の保管・管理、③食器等の洗浄・消毒及び保管、④厨房内及び周辺施設の清掃や日常点検などの業務が含まれている。

ア 委託業者：栄屋食品株式会社

イ 担当部署：子ども青少年局 児童福祉センター 管理課

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：28,449,000円（令和元年度）

オ 契約期間：平成31年 3月19日から令和 4年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：常勤及び非常勤のスタッフにかかる人件費や諸手当、被服費や事務費などの諸経費を積算して算出

ケ 履行確認の方法：栄養士による検食や巡回

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

12 休日夜間子ども相談事業業務委託

(1) 業務委託の概要

- ・休日夜間子ども相談事業実施要綱第 2 条第 2 項第 1 号に定める電話相談業務
- ・上記要綱第 9 条に定める事業実績の報告
- ・その他、委託者の指示する事項に関すること

ア 委託業者：有限会社ナゴヤ・ベビーシッター・サービス

イ 担当部署：子ども青少年局 児童福祉センター 相談課

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：11,902,800 円（令和元年度）

オ 契約期間：平成31年 3月22日から令和 4年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：人件費（平日・休日の時間帯別×年間の平均時間数）
と通信費（電話回線使用料）により算定

ケ 履行確認の方法：実施報告書により内容を確認

(2) 監査の結果（意見）

ア 児童相談所に連絡する際の判断基準について

本業務の仕様書によると、委託業者は、相談内容により緊急を要すると判断した場合又は虐待が疑われる場合は、速やかに児童相談所へ通知することとされている。これらの場合に関して、内部で具体的な基準又は判断の基礎となるような指針等はなく、質問対応した個々の担当者の判断に委ねられているのが実情である。

この点について、相談事例の中には、深刻な結果を招きかねないような事案が含まれる可能性もあることからすると、担当者の判断に任せるよりも内部で判断の基準となるような指針等を整備し、対応困難な事例が発生する都度、更新するのが望ましい。

イ 相談員の知識経験・教育について

本業務の仕様書によると、従事者は、児童に関する相談について知識経験を有すること及び電話相談に必要な知識・技術等の事前研修の実施が求められている。これについて名古屋市は、1年に1回、委託業者から相談従事者の名簿を受け取っているものの、それをもって業務従事者の知識経験を有することを確認できるか定かではない。さらに、名古屋市は、委託業者が研修を実施したとの報告を受けているものの、その具体的な内容まで明らかではない。

本業務は、相談内容によっては児童相談所への連絡が必要か否か判断を迫られることがあり、又は、相談者に対し相談事由を所管するその他の公的機関を案内することにも必要となる。したがって、実際相談対応する業務従事者の質は一定水準に保たれるのが望ましく、そのためには、例えば研修などにより、上記アで述べた判断指針や案内すべき公的機関を担当者に周知させるのが望ましい。

ウ 委託業者の業務結果の検証について

委託業者は委託業務の結果について、「実施結果（年次）」に委託業者が利用者から電話相談を受けた件数を月次で記載し、名古屋市に報告している。当該報告資料は、委託業者の業務結果の検証及び評価に利用されているが、委託業者が網羅的に記載したものかどうか検証されていない。

なお、休日夜間の利用者からの相談に関する電話は委託業者へ自動的に転送されることとなっているため、例えば、その転送数を電話会社より把握し、委託業者からの報告件数と突き合わせることで、報告が網羅的になされていることを検証できる。そのため、そのような方法により委託先の業務結果が報告資料へ網羅的に記載されていることを検証した上で、委託業者の業務結果を評価した方が効果的である。

13 名古屋市西部児童相談所給食業務委託

(1) 業務委託の概要

- ・給食の調理に関すること
- ・給食材料の在庫管理に関すること
- ・食器等の洗浄、消毒および保管に関すること
- ・厨房内及び控室を含む周辺施設の清掃に関すること
- ・その他、前各号に付随する事項

ア 委託業者：日清医療食品株式会社

イ 担当部署：子ども青少年局 西部児童相談所

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：13,734,000円（令和元年度）

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：人件費や諸手当、被服費や事務費などの諸経費を積算して算出

ケ 履行確認の方法：給食の提供の有無

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

14 名古屋市東部児童相談所給食業務委託

(1) 業務委託の概要

- ・給食の調理に関する事
- ・給食材料の在庫管理に関する事
- ・食器等の洗浄、消毒および保管に関する事
- ・厨房内及び控室を含む周辺施設の清掃に関する事
- ・その他、前各号に付随する事項

ア 委託業者：栄屋食品株式会社

イ 担当部署：子ども青少年局 東部児童相談所

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：12,164,400円（令和元年度）

オ 契約期間：平成30年 4月27日から令和 3年 4月30日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：1回

ク 予定価格の積算方法：常勤正社員人件費（年額）とパート人件費（年額）の合計額に、厚生費・被服費・事務費などの経費を加算して算出

ケ 履行確認の方法：検食簿による。

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

15 名古屋市あけぼの学園給食業務委託

(1) 業務委託の概要

給食の調理及び運搬、給食材料の在庫管理、食器の洗浄・消毒・保管等、厨房の清掃

ア 委託業者：富士産業株式会社

イ 担当部署：子ども青少年局 あけぼの学園

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：20,185,056円（令和元年度）

オ 契約期間：平成29年 3月22日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：下見積りの徴取、前契約時の金額を参考に積算

ケ 履行確認の方法：給食の提供及び管理栄養士による巡回

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

16 植田山福祉団地給水空調設備保守管理業務委託

(1) 業務委託の概要

給水設備保守点検、空調設備等保守点検、空調設備等運転管理、遠隔監視

ア 委託業者：日本空調システム株式会社

イ 担当部署：子ども青少年局 あけぼの学園

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：10,142,330円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：下見積りの徴取、前契約時の金額を参考に積算

ケ 履行確認の方法：業務日誌等の確認及び現況による確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

17 平成31年度福祉総合情報システム（子ども・子育て支援業務）外部委託出力 処理委託

(1) 業務委託の概要

福祉総合情報システムへの情報入力、データ抽出、帳票出力及びそれらのバッチデータ処理委託

- ア 委託業者：株式会社アイネス中部支社
- イ 担当部署：子ども青少年局 保育企画室
- ウ 契約方法：随意契約
- エ 契約額：16,743,153円
- オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数：1回
- ク 予定価格の積算方法：下見積りと過去の実績を参考に積算
- ケ 履行確認の方法：半年ごとの実績報告（請求書の内訳）により確認

(2) 監査の結果（意見）

随意契約における契約金額の妥当性の検証について

他の自治体でも同様の業務が実施されているため、参考として、金額情報を入手しているか確認したところ、入手されておらず、結果として、随意契約金額が、他の自治体と比較して妥当か否かの検証がなされていなかった。

現状では、下見積りと過去の実績を参考に予定価格を設定しているとのことであったが、もともと金額が高いか安いかは十分に判断できない。

本件委託契約は、公金の支出を伴い、なおかつ随意契約であることから、少なくとも、同じ委託業者に委託している他の自治体から、参考としての単価情報や金額情報を入手し、重ねて契約金額の妥当性を検証すべきであると考え

18 名古屋市病児・病後児デイケア事業（医療機関型）に係る業務委託

(1) 業務委託の概要

名古屋市が実施する病児・病後児デイケア事業についての業務委託

- ア 委託業者：医療法人アライフサポートほか
- イ 担当部署：子ども青少年局 保育企画室
- ウ 契約方法：随意契約
- エ 契約額：12,470,000円ほか
- オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数： 1回
- ク 予定価格の積算方法：人数ごとに区分される国庫補助基準を基に積算。人数は昨年度の利用実績等を参考とする。
- ケ 履行確認の方法：毎月の利用人数等の報告を受けるとともに、年間の実績報告により事業の実績を確認する。

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

19 子ども・子育て支援新制度にかかる給付等事務等業務委託

(1) 業務委託の概要

子ども・子育て支援新制度に係る、施設への給付にかかる事務委託

ア 委託業者：株式会社パソナ

イ 担当部署：子ども青少年局 保育企画課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：42,825,200円（令和元年度）

オ 契約期間：平成30年 8月31日から令和 3年 9月30日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：下見積りと過去の実績を参考に積算

ケ 履行確認の方法：毎月の実績の報告（定例会等）、成果物の受取り等により確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

20 平成31年度名古屋市保育所等収納事務等に係る電子計算機処理業務委託

(1) 業務委託の概要

公立・民間保育料・公立幼児給食費の口座振替などの収納事務及び、収納事務に付随する帳票類の一括処理などの電算処理業務を委託

ア 委託業者：T I S株式会社

イ 担当部署：子ども青少年局 保育企画室

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：16,897,842円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：下見積りと過去の実績を参考に積算

ケ 履行確認の方法：毎月の実績の報告（請求書の内訳）により確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

21 幼児教育・保育の無償化にかかる給付事務等業務委託

(1) 業務委託の概要

幼児教育・保育の無償化にかかる、認可外保育施設等を利用した際の利用料に対する子どもための施設等利用費の給付事務

ア 委託業者：株式会社パソナ

イ 担当部署：子ども青少年局 保育企画室

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：57,978,259円（令和元年度）

オ 契約期間：令和元年10月15日から令和 3年 9月30日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：下見積りと類似事務の過去の実績を参考に積算

ケ 履行確認の方法：毎月の実績の報告（定例会等）、成果物の受取り等により確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

22 幼児教育・保育の無償化にかかる労働者派遣業務委託

(1) 業務委託の概要

幼児教育・保育の無償化にかかる、施設等利用給付認定事務を16区役所において行う。

ア 委託業者：株式会社オムニ

イ 担当部署：子ども青少年局 保育企画室

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：44,637,444円

オ 契約期間：令和元年 7月31日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：下見積りと過去の実績を参考に積算

ケ 履行確認の方法：毎月の実績の報告（請求書の内訳）により確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

23 公立保育所清掃業務委託

(1) 業務委託の概要

公立保育所（東部19か園、北部17か園、南部15か園、西部13か園）について、日々の保育所の清掃業務を委託するもの。

ア 東部19か園

- (ア) 委託業者：丸八興業株式会社
- (イ) 担当部署：子ども青少年局 保育運営課
- (ウ) 契約方法：一般競争入札
- (エ) 契約額：16,489,872円（令和元年度）
- (オ) 契約期間：平成30年 3月13日から令和 3年 3月31日まで
- (カ) 再委託の有無：無
- (キ) 変更契約の回数： 1回
- (ク) 予定価格の積算方法：参考見積りの平均値により算定
- (ケ) 履行確認の方法：月ごとに作業報告書を提出してもらい確認

イ 北部17か園

- (ア) 委託業者：丸八興業株式会社
- (イ) 担当部署：子ども青少年局 保育運営課
- (ウ) 契約方法：一般競争入札
- (エ) 契約額：14,889,822円（令和元年度）
- (オ) 契約期間：平成30年 3月 9日から令和 3年 3月31日まで
- (カ) 再委託の有無：無
- (キ) 変更契約の回数： 1回
- (ク) 予定価格の積算方法：参考見積りの平均値により算定
- (ケ) 履行確認の方法：月ごとに作業報告書を提出してもらい確認

ウ 南部15か園

- (ア) 委託業者：丸八興業株式会社

- (イ) 担当部署：子ども青少年局 保育運営課
- (ウ) 契約方法：一般競争入札
- (エ) 契約額：13,018,308円（令和元年度）
- (オ) 契約期間：平成30年 3月13日から令和 3年 3月31日まで
- (カ) 再委託の有無：無
- (キ) 変更契約の回数： 1回
- (ク) 予定価格の積算方法：参考見積りの平均値により算定
- (ケ) 履行確認の方法：月ごとに作業報告書を提出してもらい確認

エ 西部13か園

- (ア) 委託業者：株式会社マーケットマネジメント
- (イ) 担当部署：子ども青少年局 保育運営課
- (ウ) 契約方法：一般競争入札
- (エ) 契約額：11,615,040円（令和元年度）
- (オ) 契約期間：平成30年 3月13日から令和 3年 3月31日まで
- (カ) 再委託の有無：無
- (キ) 変更契約の回数： 1回
- (ク) 予定価格の積算方法：参考見積りの平均値により算定
- (ケ) 履行確認の方法：月ごとに作業報告書を提出してもらい確認

(2) 監査の結果（指摘）

ア 従事者の確認について

仕様書上、「従事者は、本業務を遂行できる十分な研修を受け、必要な知識と技術を有する者とする。」と記載されている。

この点につき質問したところ、仕様書どおりの従事者が配置されたか否かの確認がなされていなかった。

仕様書に記載していることもあり、清掃の質を確保するため、従事者の事業従事前、事前確認する必要があると考える。

イ 従事者の変更届の入手について

担当部署は、清掃事業の実施に先立ち、従事者名簿を入手している。また、仕様書上、「受託者（監査人注：委託業者）は、責任者又は従事者を変更する場合には、事前に委託者及び実施園に変更届を提出すること。」と記載されている。

この点につき質問したところ、変更届は入手されていなかった。

前項と同様、仕様書に記載していることもあり、清掃の質を確保するため、従事者の事業従事前、変更届を入手する必要があると考える。

ウ 使用物質の確認について

仕様書上、「化学物質に対する感受性が高い園児に配慮し、シックハウス症候群の原因となる化学物質（監査人注：洗浄剤に使われるトルエン、キシレン等）を含む資機材については、厚生労働省の指針に基づき使用すること。」と記載されている。

この点につき質問したところ、使用の有無は、特に確認できていないとのことであった。

前項と同様、仕様書に記載していることもあり、確認が必要であると考ええる。

24 保育所等巡回警備業務委託

(1) 業務委託の概要

市内の保育所等において、職員体制が手薄となる夕刻時間帯に施設周辺を巡回する警備員を配置することにより、保育所等周辺の安全を監視するとともに緊急事態発生時には速やかな対応をとるなど、利用子ども等の安全確保及び保育所等施設の安全管理を図るもの。

ア 西部

- (ア) 委託業者：セクダム株式会社
- (イ) 担当部署：子ども青少年局 保育運営課
- (ウ) 契約方法：一般競争入札
- (エ) 契約額：18,869,550円
- (オ) 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで
- (カ) 再委託の有無：無
- (キ) 変更契約の回数：無
- (ク) 予定価格の積算方法：昨年度落札業者積算内訳に伸び率1.08倍
(増加施設数を考慮)
- (ケ) 履行確認の方法：業務完了届により履行確認

イ 東部

- (ア) 委託業者：株式会社コアズ名古屋事業本部
- (イ) 担当部署：子ども青少年局 保育運営課
- (ウ) 契約方法：一般競争入札
- (エ) 契約額：21,782,215円
- (オ) 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで
- (カ) 再委託の有無：無
- (キ) 変更契約の回数：無
- (ク) 予定価格の積算方法：昨年度落札業者積算内訳に伸び率1.08倍
(増加施設数を考慮)

(ケ) 履行確認の方法：業務完了届により履行確認

(2) 監査の結果

名古屋市では、平成29年度に、公立保育所全園に防犯カメラや電子錠を設置し、また、民間保育所等に防犯カメラの設置等の防犯対策を行うための補助を行っている（決算額 245,511,000円）。

当該補助により、保育所等の防犯設備の強化が図られ、巡回警備を補完する防犯機能が保育所等に備わったため、本事業は、令和元年度を最後に、発展的に終了している。

本事業についての、保育所利用者からの満足度調査は実施されていなかったものの、詳細な監査手続は省略した。

25 令和元年度児童扶養手当法改正に伴う児童福祉システム改修業務委託

(1) 業務委託の概要

児童扶養手当法が改正され、手当の支払回数及び所得制限適用期間が変更になるため、現行の児童福祉システムを制度改正に対応できるようにシステム改修を行うもの。

ア 委託業者：株式会社アイネス中部支社

イ 担当部署：子ども青年局 子ども未来企画室

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：28,820,000円

オ 契約期間：令和元年10月 8日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：過去の同システムの改修実績を基に予定価格を設定

ケ 履行確認の方法：検証機、本番機で改修内容が反映されているか動作確認を実施

(2) 監査の結果（指摘）

ＣＩＯ補佐監制度の活用について

名古屋市では、情報システム関連経費の適正化等のため、一定額以上の経費の支出が見込まれるシステムの新規開発・再構築・改修の検討の際には、ＣＩＯ補佐監による点検を受ける仕組みが導入されているが、点検対象を把握するために当該制度の所管課が行う全庁的な調査に対し、回答がなされておらず、この仕組みが活用されていなかった。

全庁的な調査に対する回答を行い、当該仕組みを活用すべきであったと考える。

(3) 監査の結果（意見）

他の自治体からの情報入手について

同じ委託業者がシステム改修をしている、他の自治体から、金額情報を入手しているか確認したところ、入手されておらず、結果として、随意契約金額が、他の自治体と比較して妥当か否かの検証がなされていなかった。

現状では、過去の同システムの改修実績額を基に予定価格を設定しているとのことであったが、その他の情報も入手し、契約金額の妥当性を検証すべきであるとする。

26 平成31年度児童福祉システム運用保守業務委託

(1) 業務委託の概要

児童福祉システム運用保守業務の委託

- ア 委託業者：株式会社アイネス中部支社
- イ 担当部署：子ども青少年局 子ども未来企画室
- ウ 契約方法：随意契約
- エ 契約額：28,439,100円
- オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数：無
- ク 予定価格の積算方法：前年度までの実績を基に積算
- ケ 履行確認の方法：納品書により確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

27 平成31年度児童手当バッチ処理業務委託

(1) 業務委託の概要

システムによる手当事務のバッチ処理業務の委託

- ア 委託業者：株式会社アイネス中部支社
- イ 担当部署：子ども青少年局 子ども未来企画室
- ウ 契約方法：随意契約
- エ 契約額：49,385,592円
- オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数：無
- ク 予定価格の積算方法：前年度までの実績に基づき積算
- ケ 履行確認の方法：納品書により確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

28 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金システム改修業務委託

(1) 業務委託の概要

婚姻歴のない児童扶養手当受給者に対して国による特別給付措置が今年度限りで行われることになったため、現在運用されている児童福祉システムが当該事業に対応できるようシステム改修を行うもの。

ア 委託業者：株式会社アイネス中部支社

イ 担当部署：子ども青少年局 子ども未来企画室

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：10,005,187円

オ 契約期間：令和元年10月29日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：過去の同システムの改修実績を基に設定

ケ 履行確認の方法：検証機、本番機で改修内容が反映されているか動作確認を実施

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

29 平成31年度母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の徴収処理等にかかる業務委託

(1) 業務委託の概要

償還金の調定・収納にかかる電算処理及び帳票印刷

ア 委託業者：T I S株式会社

イ 担当部署：子ども青少年局 子ども未来企画室

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：11,312,835円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：1回

ク 予定価格の積算方法：過去 3年分の処理実績を基に積算

ケ 履行確認の方法：提出を受けた作成一覧表により、処理内容と件数を確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

30 平成31年度母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室運営業務委託

(1) 業務委託の概要

母子家庭の母等の就業支援・相談の拠点として開設する母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室（ジョイナス.ナゴヤ）の運営や講習会等の企画を委託するもの。

ア 委託業者：社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会

イ 担当部署：子ども青少年局 子ども未来企画室

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：55,405,974円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：当該年度の事業予定に必要な経費を算出して積算

ケ 履行確認の方法：相談件数等の実績報告書による履行確認

(2) 監査の結果（指摘）

ア 貸付備品の現物確認について

本事業では、委託業者に対して名古屋市の備品を貸し出している。

また、契約書の一部として、貸付備品の管理に関する事務取扱規程を定めている。

当該備品について、定期的に現物確認を実施しているか確認したところ、実施していないとのことであった。

この点につき、本来、名古屋市が定める貸付備品の管理に関する事務取扱要項第 9条には、以下の記載がある。

（貸付備品の検査及び報告）

第 9 指定管理者等は、貸付備品の使用状況について毎年 1 回、物品関係内訳書に登載された情報と照合のうえ検査を行い、その結果を名古屋市に報

告しなければならない。

名古屋市の資産である貸付備品を適切に管理するため、本件の貸付備品の管理に関する事務取扱規程にも、現物確認について明記し、委託業者に現物確認を依頼するとともに、その結果を確認する必要があると考える。

イ 精算額の確認について

本事業では、事業終了後に、委託先が「令和元年度母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室運営業務委託料精算書」を提出している。

また、当該精算書には精算内訳書が添付されており、支出の予算額に対する決算額との差引で予算の余剰金が算出され、合計で3,275,878円の精算による返金が行われている。

上記の内訳書について、支出の決算額の正確性を確認するために請求書、領収書等の裏付け資料と照合を行っているか質問したところ、実施していないとのことであった。

この場合、仮に、精算内訳書に記載されている支出額が水増しされた場合、本来返金されるべき金額が返金されないこととなる。

したがって、予算が適切に執行されるよう決算額の裏付け資料を部分的にでも検証する必要があると考える。

31 平成31年度名古屋市母子家庭等自立支援センター事業（県等合同事業）業務委託

(1) 業務委託の概要

ひとり親家庭の自立を支援するための母子家庭等就業支援センターを愛知県及び中核市と共同で委託。就業支援に加え法律相談や養育費相談等の相談事業を実施。

ア 委託業者：社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会

イ 担当部署：子ども青少年局 子ども未来企画室

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：17,489,107円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：当該年度の事業予定に必要な経費を算出して積算

ケ 履行確認の方法：相談件数等の実績報告書による履行確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

32 家庭訪問型相談支援モデル事業業務委託

(1) 業務委託の概要

不登校、成績などさまざまな悩みを抱える子どもと保護者を対象に、家庭訪問による相談支援等を行い、子どもや保護者の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減し、子どもが将来に意欲を持てるようになるための支援を行うもの。

ア 委託業者：一般社団法人愛知P F S協会

イ 担当部署：子ども青少年局 子ども未来企画室

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：基本額 158,943,422円に実績に基づく費用を加算した額

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：前年度までの実績に基づき積算

ケ 履行確認の方法： 1年間の事業実績が記載された事業報告書及び支出の内訳を明らかにした精算書の提出を受け、履行を確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

33 子どもライフキャリアサポートモデル事業委託

(1) 業務委託の概要

小学生から高校生である子ども一人ひとりの将来について、職業だけでなく生涯を通じたライフプランを描く支援を行うことで、児童生徒が夢や目標に向かって踏み出せる力を身につけることを目的とした事業を実施。

ア 委託業者：NPO法人ICDS

イ 担当部署：子ども青少年局 子ども未来企画室

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：97,914,096円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：前年度までの実績に基づき積算

ケ 履行確認の方法：提出を受けた実績報告書により確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

34 名古屋市子ども・若者総合相談センター運営業務委託

(1) 業務委託の概要

若年無業者（ニート）、ひきこもりなど、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の相談を行い、その子ども・若者の状況に応じた支援機関へつなぐ役割を果たす子ども・若者総合相談センターの運営を行うもの。

なお、令和元年 7月より金山にも開設するなど事業内容を拡大するにあたり、企画競争を実施したうえで、新たに契約を締結している。

ア 委託業者：よりそいネットワーク名古屋コンソーシアム

イ 担当部署：子ども青少年局 青少年家庭課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額： 18,710,406円と135,751,400円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和元年 7月28日まで、令和元年 7月12日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数： 1回

ク 予定価格の積算方法：受託団体からの提案額により算定

ケ 履行確認の方法：実績報告書及び収支報告書による確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

35 若者・企業リンクサポート事業運営業務委託

(1) 業務委託の概要

若者・企業リンクサポート事業運営業務

- ア 委託業者：草の根ささえあいプロジェクト
- イ 担当部署：子ども青少年局 青少年家庭課
- ウ 契約方法：随意契約（企画競争）
- エ 契約額：36,933,000円
- オ 契約期間：令和元年 7月12日から令和 2年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数：1回
- ク 予定価格の積算方法：受託団体からの提案額により算定
- ケ 履行確認の方法：実績報告書及び収支報告書による確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

36 名古屋市若者自立支援ステップアップ事業業務委託

(1) 業務委託の概要

名古屋市若者自立支援ステップアップ事業（北部ステップアップルーム及び南部ステップアップルーム）の業務

ア 北部ステップアップルーム

- (ア) 委託業者：一般社団法人愛知P F S協会
- (イ) 担当部署：子ども青少年局 青少年家庭課
- (ウ) 契約方法：随意契約（企画競争）
- (エ) 契約額：15,697,000円（令和元年度）
- (オ) 契約期間：平成31年 3月25日から令和 3年 3月31日まで
- (カ) 再委託の有無：無
- (キ) 変更契約の回数：無
- (ク) 予定価格の積算方法：受託団体からの提案額により算定
- (ケ) 履行確認の方法：事業報告書及び収支報告書による確認

イ 南部ステップアップルーム

- (ア) 委託業者：一般社団法人日本ダイバーシティ推進協会
- (イ) 担当部署：子ども青少年局 青少年家庭課
- (ウ) 契約方法：随意契約（企画競争）
- (エ) 契約額：15,696,476円（令和元年度）
- (オ) 契約期間：平成31年 3月25日から令和 3年 3月31日まで
- (カ) 再委託の有無：無
- (キ) 変更契約の回数：無
- (ク) 予定価格の積算方法：受託団体からの提案額により算定
- (ケ) 履行確認の方法：事業報告書及び収支報告書による確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

37 名古屋市若者自立支援ジャンプアップ事業業務委託

(1) 業務委託の概要

名古屋市若者自立支援ジャンプアップ事業の業務

ア 委託業者：NPO法人ICDS

イ 担当部署：子ども青少年局 青少年家庭課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：17,883,485円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：事業内容ごとに必要な人件費等を積算

ケ 履行確認の方法：実績報告書及び決算報告書による確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

38 名古屋市とだがわこどもランドの管理運営（指定管理者制度）

(1) 指定管理の概要

名古屋市が保有するとだがわこどもランドについて、地方自治法の規定に基づき指定管理者を指定し、管理を行わせるもの。

ア 指定管理者：社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

イ 担当部署：子ども青少年局 青少年家庭課

ウ 選定方法：条例に基づき、公募により募集し、選定委員会による選定結果を受け、議決を経て指定

エ 指定管理料：138,131,000円（令和元年度）

オ 指定期間：平成30年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 基本協定の変更回数：無

ク 指定管理料の決定方法：受託団体からの提案額により算定

ケ 履行確認の方法：事業報告書及び収支報告書による確認

(2) 監査の結果（指摘）

貸付備品の廃棄について

指定管理者が遊具等の貸付備品を廃棄した時に、廃棄証明等を入手しているかを確認したところ、指定管理者より不用になった旨の報告を受けた際は、不用かどうかの判断をしたうえで不用の決定を行い、廃棄するよう指示しているものの、実際に当該貸付備品が廃棄されたことまでは確認していないとのことであった。

名古屋市の遊具等の資産が、名古屋市に無断で、売り払われている可能性はないとは言えず、実際の廃棄までを確認する必要があると考える。

39 名古屋市青少年交流プラザの管理運営（指定管理者制度）

(1) 指定管理の概要

名古屋市が保有する青少年交流プラザ（分館及び本館）について、地方自治法の規定に基づき指定管理者を指定し、管理を行わせるもの。

ア 分館

- (ア) 指定管理者：名古屋ユースクエア共同事業体
- (イ) 担当部署：子ども青少年局 青少年家庭課
- (ウ) 選定方法：条例に基づき、公募により募集し、選定委員会による選定結果を受け、議決を経て指定
- (エ) 指定管理料： 75,578,00円（令和元年度）
- (オ) 指定期間：平成29年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで
- (カ) 再委託の有無：無
- (キ) 基本協定の変更回数： 1回
- (ク) 指定管理料の決定方法：受託団体からの提案額により算定
- (ケ) 履行確認の方法：事業報告書及び収支報告書による確認

イ 本館

- (ア) 指定管理者：名古屋ユースクエア共同事業体
- (イ) 担当部署：子ども青少年局 青少年家庭課
- (ウ) 選定方法：条例に基づき、公募により募集し、選定委員会による選定結果を受け、議決を経て指定
- (エ) 指定管理料： 100,055,000円（令和元年度）
- (オ) 指定期間：平成29年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで
- (カ) 再委託の有無：無
- (キ) 基本協定の変更回数：無
- (ク) 指定管理料の決定方法：受託団体からの提案額により算定
- (ケ) 履行確認の方法：事業報告書及び収支報告書による確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

40 児童館の管理運営（指定管理者制度）

(1) 指定管理の概要

名古屋市が保有する児童館（千種、高岳、上飯田、西、中村、前津、白金、瑞穂、熱田、中川、港、南、守山、緑、名東、天白）について、地方自治法の規定に基づき指定管理者を指定し、管理を行わせるもの。

ア 指定管理者：社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会ほか

イ 担当部署：子ども青少年局 青少年家庭課

ウ 選定方法：条例に基づき、公募により募集し、選定委員会による選定結果を受け、議決を経て指定

エ 指定管理料：38,274,000円（令和元年度）ほか

オ 指定期間：平成28年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 基本協定の変更回数：無

ク 指定管理料の決定方法：受託団体からの提案額により算定

ケ 履行確認の方法：事業報告書及び収支報告書による確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

41 名古屋市放課後事業業務委託（弥富小始め69校）、（名城小始め63校）、（旭丘小始め60校）、（内山小始め60校）、（新栄小始め 4校）、（川原小始め 2校）

(1) 業務委託の概要

トワイライトスクール、トワイライトルームの実施

- ア 委託業者：公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会、株式会社スターシャル教育研究所
- イ 担当部署：子ども青年局 放課後事業推進室
- ウ 契約方法：随意契約（企画競争）
- エ 契約額：697,641,926円を上限とする額（令和元年度）ほか
- オ 契約期間：平成30年 2月27日から令和 5年 3月31日まで、ほか
- カ 再委託の有無：有
- キ 変更契約の回数：弥富小始め69校：2回、名城小始め63校：3回
旭丘小始め60校：3回、内山小始め60校：2回
新栄小始め 4校：2回、川原小始め 2校：2回
- ク 予定価格の積算方法：運営スタッフの人件費、消耗品等の物件費等を計上
- ケ 履行確認の方法：月次・年次報告により開所日数等実施状況を確認

(2) 監査の結果（意見）

貸付備品の現物確認について

本事業では、委託業者に対して名古屋市の備品を貸し出している。

また、契約書の一部として、貸付備品の管理に関する事務取扱要項を定め、以下を記載している。

第 9 受託者は、貸付備品の使用状況について毎年 1回、物品関係内訳書に登載された情報と照合のうえ検査を行い、その結果を名古屋市に報告しなければならない。

上記について確認したところ、委託業者に貸付備品と物品関係内訳書を照

合させ、委託業者から当該内訳書を入手しているとのことであったが、委託業者が、当該内訳書と貸付備品の現物とを照合していることは明確に確認できなかった。

貸付備品は名古屋市の資産であり、資産管理の観点から、委託業者が定期的に物品関係内訳書と現物とを照合していることを、明確にするためには、書面で報告を求めるべきであると考ええる。

- (3) 監査の結果（本来、名古屋市全体のルールとして検討すべき事項のため、参考のみ）

評価委員と応募事業者との利害関係の有無の確認について

本事業では、委託業者の選定にあたり、募集要項に、事前に、評価委員を記載し、公表している。

また、募集要項には、留意事項として、「評価委員との選定にかかる接触の事実が認められた場合には、提案が無効となる場合がある」旨、また、「評価委員と利害関係のある事業者が応募者となった場合には、その委員は利害関係のある応募事業者に関する提案評価から除く」旨の記載がある。

しかし、評価委員を募集要項に記載し、公表している案件については、提案者が評価委員に不正な働きかけを行うおそれがあり、評価の公正性や透明性の確保に課題がある。

この点につき、名古屋市として、より契約締結時の公正性や透明性を確保する観点から、評価委員を募集要項に記載し、公表している案件については、事前の留意事項に加え、評価委員から、応募事業者からの不正な働きかけや利害関係がない旨の誓約書を、重ねて入手する等、名古屋市として統一的な対応を検討すべきと考える。

42 名古屋市トワイライト要配慮児童対応業務委託（内山小始め112校）

(1) 業務委託の概要

トワイライトスクールの実施において、特別な配慮を必要とする児童等の受入をするために、必要なスタッフを配置するもの。

ア 委託業者：公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会

イ 担当部署：子ども青少年局 放課後事業推進室

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額： 116,551,353円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数： 3回

ク 予定価格の積算方法：特別な配慮を必要としている児童が参加するトワイライトの校数又は児童数に単価を乗じて算定

ケ 履行確認の方法：四半期ごとの実績報告により確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

第11 住宅都市局

1 中川運河における水上交通定期運航・モニタリング調査（運航業務）委託

(1) 業務委託の概要

中川運河の再生と名古屋港のにぎわい創出を図るため、船舶の運航（愛称：クルーズ名古屋 中川運河ライン）を行うもの。

なお、別項の、「中川運河における水上交通の推進に係る船舶の運航業務委託」は、主に時期、コースが異なる（時期は重なっていない。）。

ア 委託業者：東山ガーデン株式会社

イ 担当部署：住宅都市局 名港開発振興課

ウ 契約方法：随意契約（企画競争）

エ 契約額：29,998,080円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和元年9月30日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：1回

ク 予定価格の積算方法：見積りを徴取し、予定価格を設定

ケ 履行確認の方法：書類検査

(2) 監査の結果（意見）

認知度向上の検討について

本事業の報告書を確認したところ、利用者のアンケート調査結果の他、収支状況（運賃収入額－運航経費額）が記載されていた。

収支状況は以下である。

期間	収支
2017.10～2018.3	▲24,297,485円
2018.4～2018.9	▲19,744,600円
2018.10～2019.3	▲26,382,691円

2019.4～2019.9	▲23,184,720円
---------------	--------------

また、収支をマイナスにしないために必要な乗船率などの記載はあったが、中期計画等の、今後の収支計画の有無を確認したところ、無いとのことであった。

本事業は、中川運河の再生と名古屋港のにぎわい創出を目的としており、営利活動を目的としていない。

ただ、収支が赤字のまま低迷しているということは、結果として、にぎわい創出が十分ではないことが推測できる。

名古屋市として、いつまで、いくらまでの赤字が許容できるかを、予め検討しておく必要があると考える。

なお、収支を改善させるために、運航日数を減らし、運航経費額を減らすことは、にぎわい創出の点で逆効果である。

この点で、例えば、別の部署の選挙管理委員会事務局では、「名古屋市議会議員一般選挙・愛知県議会議員一般選挙街頭啓発キャラバン及びバナー広告」の委託業務により、企画運営会社に、選挙や投票の周知を依頼している。

仮に、本事業においても、企画運営会社に、認知度向上を依頼し、委託料に見合う収支改善や、にぎわい創出、経済効果が期待できるならば、本来の事業趣旨に合致しており、検討の余地はあると考える。

- (3) 監査の結果（本来、名古屋市全体のルールとして検討すべき事項のため、参考のみ）

評価委員と応募事業者との利害関係の有無の確認について

本事業では、委託業者の選定にあたり、公募時の説明書に、事前に、評価委員を記載し、公表している。

また、当該説明書には、留意事項として、評価委員に対し、選定にかかる接触の事実が認められた者は失格になる旨の記載がある。

しかし、評価委員を募集要項に記載し、公表している案件については、提案者が評価委員に不正な働きかけを行うおそれがあり、評価の公正性や透明性

の確保に課題がある。

この点につき、名古屋市として、より契約締結時の公正性や透明性を確保する観点から、評価委員を募集要項に記載し、公表している案件については、事前の留意事項に加え、評価委員から、応募事業者からの不正な働きかけや利害関係がない旨の誓約書を、重ねて入手する等、名古屋市として統一的な対応を検討すべきと考える。

2 中川運河における水上交通の推進に係る船舶の運航業務委託

(1) 業務委託の概要

中川運河の再生と名古屋港のにぎわい創出を図るため、船舶の運航（愛称：クルーズ名古屋 中川運河ライン）を行うもの。

なお、別項の、「中川運河における水上交通定期運航・モニタリング調査（運航業務）」は、主に時期、コースが異なる（時期は重なっていない。）。

ア 委託業者：東山ガーデン株式会社

イ 担当部署：住宅都市局 名港開発振興課

ウ 契約方法：随意契約（企画競争）

エ 契約額：17,307,400円

オ 契約期間：令和元年10月11日から令和 2年3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：1回

ク 予定価格の積算方法：見積りを徴取し、予定価格を設定

ケ 履行確認の方法：書類検査

(2) 監査の結果

前項の、「中川運河における水上交通定期運航・モニタリング調査（運航業務）委託」参照。

3 有松駅前及び鳴海南駅前公共施設管理業務委託

(1) 業務委託の概要

有松駅前公共施設について、以下の業務

- ・ 自由通路の清掃、保守・監視、修繕補修
- ・ 立体横断施設の清掃、保守・監視、修繕補修
- ・ 自由通路エレベーターの清掃、保守・監視、保守・点検、修繕補修
- ・ 駅前広場モニュメントの修繕補修

鳴海南駅前公共施設について、以下の業務

- ・ 駅前広場の清掃、保守・監視、修繕補修
- ・ 歩行者連絡橋の清掃、保守・監視、修繕補修
- ・ 歩行者連絡橋エレベーターの清掃、保守・監視、保守・点検、修繕補修
- ・ 古鳴海停車場線北の植樹管理

ア 委託業者：株式会社イーストヒル

イ 担当部署：住宅都市局 緑都市整備事務所

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：16,247,000円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：市の単価及び、市の単価がないものについては見積りを徴取し積算

ケ 履行確認の方法：毎月提出される業務報告書により確認している。

(2) 監査の結果（指摘）

ア 随意契約の理由について

随意契約の内容を公表するための資料を確認したところ、随意契約の理由は以下の記載がなされていた。

同社（監査人注：委託業者）はビル（監査人注：有松駅前第1種市街地再開発事業による再開発ビル）全体の管理者であり、ビル内の監視施設で有松駅前公共施設のエレベーター監視カメラの映像を含めたビル全体の監視業務を行い、ビルと公共施設を一体的に管理している。また、鳴海南駅前公共施設のエレベーター監視カメラ映像も、光回線で同監視施設へ送られているため、ビル管理者である同社でなければ監視業務を行うことができない。

よって、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結するものである。

この点につき、本事業では、清掃業務も委託しているにも関わらず、上記理由の記載には明示されていない。

清掃業務と保守・監視業務は一体とは考えられず、上記理由をもって清掃業務も随意契約とする理由にはあたらないため、検討が十分ではないと考える。

なお、清掃業務と保守・監視業務を切り離し、清掃業務については、一般競争入札とすることも考えられる。

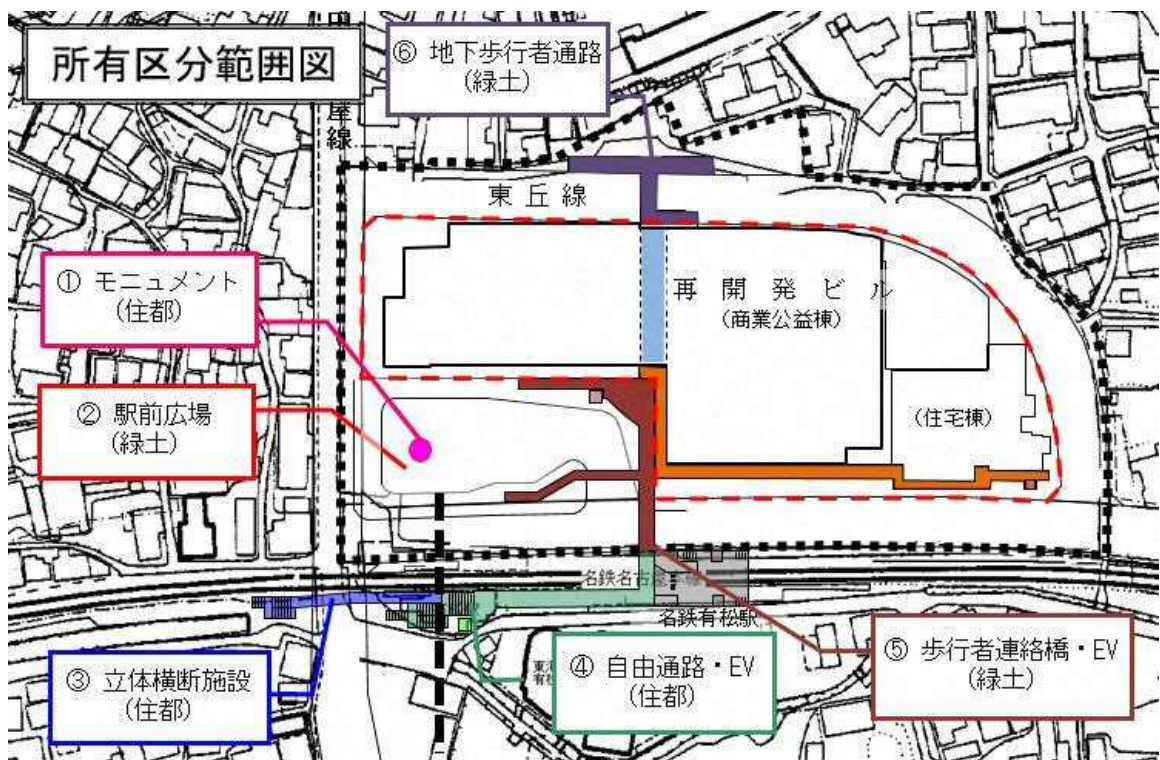
ただ、清掃の状況については、担当部署として、随時、確認しているとのことであり、監査人が、鳴海南駅前公共施設及び有松駅前公共施設を視察した限りにおいても、きれいに清掃がなされていた。

価格競争による清掃業務の質の低下のおそれは懸念されるところであり、本事業においては、むしろ、次項の随意契約金額の妥当性の検討の方が、より重要と考える。

イ 随意契約金額の妥当性の検討について

本事業は、随意契約により契約を締結しているものの、他に 2社から見積書を徴取し、契約価格の妥当性を検討している。

ただ、有松駅前公共施設は、一体の施設であるものの、以下の図にあるとおり、施設の管理者が異なるため、住宅都市局 緑都市整備事務所と、緑政土木局 緑土木事務所が、別々に、清掃・保守等の業務を契約している。



(出典：仕様書)

(注)

・住都：上記のうち、住宅都市局の管理部分

① モニュメント、③ 立体横断施設、④ 自由通路・EV (エレベーター)

・緑土：上記のうち、緑政土木局の管理部分

② 駅前広場、⑤ 歩行者連絡橋・EV (エレベーター)、⑥ 地下歩行者通路

この点につき、随意契約金額検討時に、名古屋市が作成している、金額の設計内訳書を比較したところ、以下の違いがあった。

区 分	住宅都市局 緑都市整備事務所の設計内訳	緑政土木局 緑土木事務所の設計内訳
有松駅前 エレベーターモニター 監視（1月あたり）	（税抜）105,000円	（税抜）109,125円
有松駅前 エレベーター保守点検 （1月あたり）	（税抜）60,510円	（税抜）73,308円

したがって、設計金額の内訳は、必ずしも正確とは言い切れず、価格交渉の余地があり、今後、契約時において、両局でのすり合わせが必要であると考え

る。
また、上記以外の、清掃・保守・監視業務についても、清掃面積等の対象範囲は違うものの、両局で設計単価が異なっていたため、これらも併せて、両局でのすり合わせが必要であると考え

ウ 契約書における仕様書の整理について

製本された契約書を確認したところ、「業務遂行にあたっては別添仕様書に従い履行するものとする。」と記載されていたものの、製本の中に仕様書が添付されていなかった。

契約書に「別添仕様書」と記載があるにもかかわらず、仕様書が添付されていない状況は、事業の実施過程において、委託業者とトラブルが生じないとは言い難く、事業遂行を円滑に行うため、委託業者との合意に基づいた仕様書を添付する必要があると考える。

エ 委託料の支払いについて

本事業の修繕業務のうち、照明灯の交換については、委託業者が外注業者に依頼し、当該外注費の実費と、委託業者の一般管理費が、名古屋市に請求され、支払われていた。

ここで、本事業の委託内容の中に修繕業務が含まれており、委託料として定

額を支払っているにも関わらず、追加で一般管理費を支払う根拠を、担当部署に確認したところ、仕様書には記載されていないとのことであった。

契約締結時に、仕様書の詳細について見直しが必要であると考ええる。

(3) 監査の結果（意見）

ア 契約の統一について

本件委託事業については、施設の管理者の違いにより、契約も分かれているが、有松駅前公共施設の他、別途、住宅都市局が委託している、鳴海南駅前公共施設の清掃・保守・監視業務を合わせて、3か所の委託業務を1つの契約とし、スケールメリットを活かした、予算の削減余地がないかを検討することが望ましいと考える。

イ 業務の見直しについて

「(2) 監査の結果（指摘）」「エ 委託料の支払いについて」に関連して、緑政土木局の管理部分において、照明灯の交換が必要になった場合には、緑土木事務所が最寄りにあるため、同事務所の職員が対応するため、追加支出はないとのことであった。

照明灯の交換に限らず、契約の統一を図り、業務の見直しを行うことで、経費削減の余地がないかを検討することが望ましいと考える。

第12 緑政土木局

1 有松駅前公共施設管理業務委託

(1) 業務委託の概要

有松駅前公共施設について、以下の業務

- ・歩行者連絡橋の清掃業務、保守業務
- ・歩行者連絡橋エレベーターの清掃業務、監視業務、保守点検
- ・駅前広場（歩行者通路部分）の清掃業務、監視業務
- ・地下通路の清掃業務、監視業務、保守点検

ア 委託業者：株式会社イーストヒル

イ 担当部署：緑政土木局 緑土木事務所

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額： 7,413,360円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：業者からの見積書により算定

ケ 履行確認の方法：毎月の報告書に基づき検査を行っている。

(2) 監査の結果（指摘）

ア 随意契約の理由について

随意契約理由書を確認したところ、随意契約の理由は以下の記載がなされていた。

下記業者（監査人注：委託業者）は、有松駅前再開発ビルの管理者であり、同ビルの中央監視室にて監視業務を行っている。当該地下通路及びエレベーターは中央監視室内にあるモニターにより監視されているため、下記業者でなければ対応することができない。

よって、下記業者と地方自治法施行令第167条の 2第 1項第 2号により随意契約を締結したい。

この点につき、本事業では、清掃業務も委託しているにも関わらず、上記理由の記載には明示されていない。

清掃業務と保守・監視業務は一体とは考えられず、上記理由をもって清掃業務も随意契約とする理由にはあたらないため、検討が十分ではないと考える。

なお、清掃業務と保守・監視業務を切り離し、清掃業務については、一般競争入札とすることも考えられる。

ただ、清掃の状況については、担当部署として、随時、確認しているとのことであり、監査人が、有松駅前公共施設を視察した限りにおいても、きれいに清掃がなされていた。

価格競争による清掃業務の質の低下のおそれは懸念されるところであり、本事業においては、むしろ、次項の随意契約金額の妥当性の検討の方が、より重要と考える。

イ 随意契約金額の妥当性の検討について

本事業は、随意契約により契約を締結しているものの、他に 2社から見積書を徴取し、契約価格の妥当性を検討している。

ただ、有松駅前公共施設は、一体の施設であるものの、以下の図にあるとおり、施設の管理者が異なるため、住宅都市局 緑都市整備事務所と、緑政土木局 緑土木事務所が、別々に、清掃・保守等の業務を契約している。



(出典：仕様書)

(注)

・住都：上記のうち、住宅都市局の管理部分

① モニュメント、③ 立体横断施設、④ 自由通路・EV (エレベーター)

・緑土：上記のうち、緑政土木局の管理部分

② 駅前広場、⑤ 歩行者連絡橋・EV (エレベーター)、⑥ 地下歩行者通路

この点につき、随意契約金額検討時に、名古屋市が作成している、金額の設計内訳書を比較したところ、以下の違いがあった。

区 分	住宅都市局 緑都市整備事務所の設計内訳	緑政土木局 緑土木事務所の設計内訳
有松駅前 エレベーターモニター 監視（1月あたり）	（税抜）105,000円	（税抜）109,125円
有松駅前 エレベーター保守点検 （1月あたり）	（税抜）60,510円	（税抜）73,308円

したがって、設計金額の内訳は、必ずしも正確とは言い切れず、価格交渉の余地があり、今後、契約時において、両局でのすり合わせが必要であると考え

る。
また、上記以外の、清掃・保守・監視業務についても、清掃面積等の対象範囲は違うものの、両局で設計単価が異なっていたため、これらも併せて、両局でのすり合わせが必要であると考え

(3) 監査の結果（意見）

契約の統一について

本件委託事業については、施設の管理者の違いにより、契約も分かれているが、有松駅前公共施設の他、別途、住宅都市局が委託している、鳴海南駅前公共施設の清掃・保守・監視業務を合わせて、3か所の委託業務を1つの契約とし、スケールメリットを活かした、予算の削減余地がないかを検討することが望ましいと考える。

(4) 監査の結果（本来、名古屋市全体のルールとして検討すべき事項のため、参考のみ）

契約書における仕様書の整理について

製本された契約書を確認したところ、業務内容は「設計図書のとおり」と記載されていたものの、製本の中に設計図書はなかった。

事業の実施過程において、受発注者双方が持つ仕様書等が異なる場合に委

託業者とトラブルが生じないとは言い難く、事業遂行を円滑に行うため、委託業者との合意に基づいた設計図書を、契約書の製本の中に添付するなど、当該トラブルを回避するための対応を検討すべきと考える。

2 水分橋修正設計業務委託

(1) 業務委託の概要

水分橋の修正設計業務一式

- ア 委託業者：開発虎ノ門コンサルタント株式会社中部支店
- イ 担当部署：緑政土木局 道路建設課
- ウ 契約方法：一般競争入札
- エ 契約額：85,400,200円
- オ 契約期間：平成30年11月 8日から令和 2年 3月27日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数： 4回
- ク 予定価格の積算方法：設計業務等標準積算基準書及び見積り
- ケ 履行確認の方法：検査員による書類検査

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

3 東海道新幹線 331 k 611m付近寺部跨線橋（笠寺橋）耐震補強工事に伴う 支障移転復旧等の施行に関する協定

(1) 業務委託の概要

東海道新幹線内にある本市橋脚に係る耐震補強工事に伴い、敷地内の支障移転復旧等の工事を東海旅客鉄道株式会社に委託するもの。

- ア 委託業者：東海旅客鉄道株式会社
- イ 担当部署：緑政土木局 道路建設課
- ウ 契約方法：—
- エ 協定額：156,367,690円
- オ 施行期間：平成30年 3月23日から令和元年 7月31日まで
- カ 再委託の有無：有
- キ 協定書の変更回数： 1回
- ク 予定価格の積算方法：—
- ケ 履行確認の方法：検査員による書類及び現場検査

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

4 枇杷島橋詳細設計業務委託

(1) 業務委託の概要

一級河川庄内川の河川整備事業に伴う枇杷島橋の架け替えについて、橋りょう、道路、仮設工の詳細設計及び地質調査、路線測量を実施したもの。

ア 委託先：中央コンサルタンツ株式会社

イ 担当部署：緑政土木局 道路建設課

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：105,648,140円

オ 契約期間：平成30年 7月23日から令和 2年 3月19日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：5回

ク 予定価格の積算方法：本市積算基準書及び業者からの見積書により算定

ケ 履行確認の方法：検査員による書類検査

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

5 都市計画墓園第 2号勅使ヶ池墓園の土地開発公社からの再取得

(1) 契約の概要

名古屋市土地開発公社が先行取得した事業用地の再取得

ア 契約の相手方：名古屋市土地開発公社

イ 担当部署：緑政土木局 緑地事業課

ウ 契約方法：—

エ 契約額：57,296,568円

オ 契約期間：—

カ 再委託の有無：—

キ 変更契約の回数：無

ク 取得価格の積算方法：用地取得費及び利子等の積上げ価格

ケ 履行確認の方法：引渡しによる。

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

第13 消防局

1 指令管制システム等のOS更新に伴うプログラム改修委託

(1) 業務委託の概要

指令管制システムは、Windows Server 2012、Windows 7などをシステムOSとしてプログラムが作成されており、マイクロソフト社のサポート期間の観点からシステムを更新する必要がある。

また、指令管制システムを構成する機器の大半はリース契約により調達されており、令和元年12月31日までの賃貸借契約となっている。そのため契約期間満了までに機器の更新も完了しなければならない。

本委託業務は、OS更新によって必要となる指令管制システム等のプログラム改修作業を行い、消防局が別途調達した賃貸借物件に改修したプログラムを導入することで障害発生リスクの低減及びセキュリティ対策の向上を図ることを目的としている。

ア 委託業者：日本電気株式会社東海支社

イ 担当部署：消防局 指令課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：913,140,000円（令和元年度）

オ 契約期間：平成30年 7月31日から令和 2年 1月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：構築業者と約 1年間に及ぶ協議を行い、要件定義を行った上での見積りを参考に積算している。見積りについては、精査しては再度見積り依頼を繰り返し、CIO補佐監の点検も受けている。

ケ 履行確認の方法：システム改修の範囲及び履行期間が長いことから、以下の方法により行っている。

- ① システム改修が完了した部分ごと等、随時の担当職員による現物の確認

② 工事写真、試験成績表等、提出書類による確認

(2) 監査の結果（本来、名古屋市全体のルールとして検討すべき事項のため、参考のみ）

総務局情報化推進課への意見として記載しているが、情報システムを更新する場合は、その機会を捉え、担当部署の個別の視点に限定せず、組織横断的な視点からの検討が必要である。

名古屋市全体で、どのような機能追加が必要となるか、各システム間で共通化できるものはないか等、経済性や効率性を検討することが望ましいと考える。

第14 選挙管理委員会事務局

1 平成31年 4月執行 市・県議会議員一般選挙にかかるポスター掲示板等処理業務委託

(1) 業務委託の概要

ポスター掲示板等（一般廃棄物）の適正処理（収集運搬）

ア 委託業者：大昭工業株式会社

イ 担当部署：選挙管理委員会事務局

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額： 3,315,600円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和元年 5月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：条例による一般廃棄物処理上限単価及び普通作業員日額単価により、業務価格を設計

ケ 履行確認の方法：報告書及び各区での現認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

2 名古屋市議会議員一般選挙・愛知県議会議員一般選挙街頭啓発キャラバン及びバナー広告業務委託

(1) 業務委託の概要

市・県議選における投票日等を広く市民に周知し、有権者に投票参加を呼びかけるための街頭啓発キャラバンの企画運営及びインターネットバナー広告掲出の企画運営

ア 委託業者：株式会社電通名鉄コミュニケーションズ

イ 担当部署：選挙管理委員会事務局

ウ 契約方法：随意契約（企画競争）

エ 契約額： 7,127,164円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から平成31年 4月 7日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数： 1回

ク 予定価格の積算方法：過去の契約実績から各作業単価を置き、業務価格を設計

ケ 履行確認の方法：報告書及び街頭啓発実施場所にて現認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

3 名古屋市議会議員選挙・愛知県議会議員選挙に関する意識調査実施業務委託

(1) 業務委託の概要

市・県議選に関する市内有権者の意識調査に係る、調査票等の印刷・発送・回収、結果集計、調査報告書の作成・納品

ア 委託業者：コムワークスエンジニアリング株式会社

イ 担当部署：選挙管理委員会事務局

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：1,276,000円

オ 契約期間：令和元年 5月29日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：1回

ク 予定価格の積算方法：過去の契約実績から各作業単価を置き、業務価格を設計

ケ 履行確認の方法：報告書の納品により確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

4 市県会選挙における投票用紙分類機の点検調整及び各種設定作業等業務委託

(1) 業務委託の概要

開票作業の際に各区で使用する投票用紙自動分類機（株式会社ムサシ製）の事前点検・候補者ファイル等の作成及び登録並びに開票立会い

ア 委託業者：株式会社ムサシ名古屋支店

イ 担当部署：選挙管理委員会事務局

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：2,628,720円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から平成31年 4月 8日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：過去の契約実績から各作業単価を置き、業務価格を設計

ケ 履行確認の方法：報告書及び各区での現認

(2) 監査の結果（意見）

随意契約における契約金額の妥当性の検証について

他の自治体でも同様の業務が実施されているため、参考として、金額情報を入手しているか確認したところ、入手されておらず、結果として、随意契約金額が、他の自治体と比較して妥当か否かの検証がなされていなかった。

現状では、委託業者から、委託業者の全国共通の料金表を適宜徴取し、確認しているとのことであったが、定価であり、もともと金額が高いか安いか、値下げ交渉の余地がないかは十分に判断できない。

本件委託契約は、公金の支出を伴い、なおかつ随意契約であることから、少なくとも、同じ委託業者に委託している他の自治体から、参考としての金額情報を入手し、重ねて契約金額の妥当性を検証すべきであるとする。

5 令和元年執行 参院選「選挙人名簿抄本」及び「選挙のお知らせ」等の作成等業務委託

(1) 業務委託の概要

令和元年参院選のための選挙人名簿抄本、選挙のお知らせ及び市外転出分封筒の帳票印刷を行うもの。

- ア 委託業者：T I S株式会社産業公共事業本部
- イ 担当部署：選挙管理委員会事務局
- ウ 契約方法：随意契約
- エ 契約額：19,321,702円
- オ 契約期間：令和元年 6月19日から令和元年 7月 2日まで
- カ 再委託の有無：有
- キ 変更契約の回数：無
- ク 予定価格の積算方法：過去の契約実績から各作業単価を置き、業務価格を設計
- ケ 履行確認の方法：報告書及び各区での現認

(2) 監査の結果（意見）

再委託先の作業従事者の名簿提出について

本事業において、委託業者は、一部事業を別の事業者にも再委託している。

この点につき、契約上、再委託にあたっては、情報の保護及び管理に関し優れた事業者であることについて、所定の書類の提出を求めているものの、再委託先の、作業従事者の名簿の提出までは、求めていなかった。

作業従事者の名簿を提出させることの意義は、情報へアクセスする者を限定することで情報流出のリスクをあらかじめ低減させることや、いったん流出事故が生じた際、速やかな原因究明を可能とするところにあると考えられる。

ここで、別事業である「名古屋市・愛知県議会議員一般選挙に係る期日前・不在者投票システム選挙時サポート業務委託及び参議院議員通常選挙に係る

期日前・不在者投票システム選挙時サポート業務委託」においては、作業従事者名簿を提出することとされていた。

本事業「参院選「選挙人名簿抄本」及び「選挙のお知らせ」等の作成等業務委託」においても、その情報管理には、慎重な対応が求められるため、作業従事者の名簿を提出させ、それによって情報管理を徹底させることが望ましいと考える。

6 参議院議員通常選挙街頭啓発キャラバン等実施業務委託

(1) 業務委託の概要

参院選における投票日等を広く市民に周知し、有権者に投票参加を呼びかけるための街頭啓発キャラバンの企画運営及び自由提案事業（コンペ結果：ナゴヤドームでの始球式・広告掲出等）の企画運営

ア 委託業者：株式会社電通名鉄コミュニケーションズ

イ 担当部署：選挙管理委員会事務局

ウ 契約方法：随意契約（企画競争）

エ 契約額： 5,022,000円

オ 契約期間：令和元年 6月 3日から令和元年 7月21日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：過去の契約実績から各作業単価を置き、業務価格を設計

ケ 履行確認の方法：報告書及び街頭啓発実施場所にて現認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

7 参議院議員通常選挙における投票用紙分類機の点検調整及び各種設定作業等業務委託

(1) 業務委託の概要

開票作業の際に各区で使用する投票用紙自動分類機（グローリー株式会社製）の事前点検・候補者ファイル等の作成及び登録並びに開票立会い

ア 委託業者：グローリー株式会社東海支店

イ 担当部署：選挙管理委員会事務局

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：2,246,400円

オ 契約期間：令和元年 7月 5日から令和元年 7月22日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：過去の契約実績から各作業単価を置き、業務価格を設計

ケ 履行確認の方法：報告書及び各区での現認

(2) 監査の結果（意見）

随意契約における契約金額の妥当性の検証について

他の自治体でも同様の業務が実施されているため、参考として、金額情報を入手しているか確認したところ、入手されておらず、結果として、随意契約金額が、他の自治体と比較して妥当か否かの検証がなされていなかった。

現状では、委託業者から、委託業者の全国共通の料金表を適宜徴取し、確認しているとのことであったが、定価であり、もともと金額が高いか安いか、値下げ交渉の余地がないかは十分に判断できない。

本件委託契約は、公金の支出を伴い、なおかつ随意契約であることから、少なくとも、同じ委託業者に委託している他の自治体から、参考としての金額情報を入手し、重ねて契約金額の妥当性を検証すべきであると考えます。

8 参議院議員通常選挙における投票用紙分類機の点検調整及び各種設定作業等業務委託

(1) 業務委託の概要

開票作業の際に各区で使用する投票用紙自動分類機（株式会社ムサシ製）の事前点検・候補者ファイル等の作成及び登録並びに開票立会い

ア 委託業者：株式会社ムサシ名古屋支店

イ 担当部署：選挙管理委員会事務局

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：2,967,840円

オ 契約期間：令和元年 7月5日から令和元年 7月22日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：過去の契約実績から各作業単価を置き、業務価格を設計

ケ 履行確認の方法：報告書及び各区での現認

(2) 監査の結果（意見）

随意契約における契約金額の妥当性の検証について

他の自治体でも同様の業務が実施されているため、参考として、金額情報を入手しているか確認したところ、入手されておらず、結果として、随意契約金額が、他の自治体と比較して妥当か否かの検証がなされていなかった。

現状では、委託業者から、委託業者の全国共通の料金表を適宜徴取し、確認しているとのことであったが、定価であり、もともと金額が高いか安いか、値下げ交渉の余地がないかは十分に判断できない。

本件委託契約は、公金の支出を伴い、なおかつ随意契約であることから、少なくとも、同じ委託業者に委託している他の自治体から、参考としての金額情報を入手し、重ねて契約金額の妥当性を検証すべきであるとする。

9 市県会選挙にかかる選挙用ビニールシートの収集運搬及び処分業務委託

(1) 業務委託の概要

各投票所で使用したビニールシート（産業廃棄物：廃プラスチック類）の適正処理（収集運搬及び処分）

ア 委託業者：株式会社日邦

イ 担当部署：選挙管理委員会事務局

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：2,442,636円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和元年 5月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：過去の契約実績や参考見積りの単価を参考に、各作業単価を置き、業務価格を設計

ケ 履行確認の方法：報告書、産業廃棄物管理票及び各区での現認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

10 参議院選挙にかかる選挙用ビニールシートの収集運搬及び処分業務委託

(1) 業務委託の概要

各投票所で使用したビニールシート（産業廃棄物：廃プラスチック類）の適正処理（収集運搬及び処分）

ア 委託業者：東海装備株式会社

イ 担当部署：選挙管理委員会事務局

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：1,776,330円

オ 契約期間：令和元年 7月25日から令和元年 9月30日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：過去の契約実績や参考見積りの単価を参考に、各作業単価を置き、業務価格を設計

ケ 履行確認の方法：報告書、産業廃棄物管理票及び各区での現認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

11 参院選 期日前・不在者投票システム選挙時サポート業務委託

(1) 業務委託の概要

期日前・不在者投票期間前後及び期間中における本システムの保守運用監視、ヘルプデスクの設置並びに住民記録システムサーバの延長オペレーション業務

ア 委託業者：日本電気株式会社東海支社

イ 担当部署：選挙管理委員会事務局

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：6,711,120円

オ 契約期間：令和元年 6月17日から令和元年 9月30日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：過去の契約実績から各作業単価を置き、業務価格を設計

ケ 履行確認の方法：報告書及び現認

(2) 監査の結果（意見）

随意契約における契約金額の妥当性の検証について

他の自治体でも同様の業務が実施されているため、参考として、金額情報を入手しているか確認したところ、入手されておらず、結果として、随意契約金額が、他の自治体と比較して妥当か否かの検証がなされていなかった。

現状では、過去の契約実績から各作業単価をおき、業務価格を設計しているとのことであったが、時勢を踏まえ、そもそも過去の契約金額が妥当であったとは言い切れず、その他の情報も入手し、契約金額の妥当性を検証すべきであるとする。

12 市県会 期日前・不在者投票システム選挙時サポート業務委託

(1) 業務委託の概要

期日前・不在者投票期間前後及び期間中における本システムの保守運用監視、ヘルプデスクの設置並びに住民記録システムサーバの延長オペレーション業務

ア 委託業者：日本電気株式会社東海支社

イ 担当部署：選挙管理委員会事務局

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：2,190,240円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和元年 5月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：過去の契約実績から各作業単価を置き、業務価格を設計

ケ 履行確認の方法：報告書及び現認

(2) 監査の結果（意見）

随意契約における契約金額の妥当性の検証について

他の自治体でも同様の業務が実施されているため、参考として、金額情報を入手しているか確認したところ、入手されておらず、結果として、随意契約金額が、他の自治体と比較して妥当か否かの検証がなされていなかった。

現状では、過去の契約実績から各作業単価をおき、業務価格を設計しているとのことであったが、時勢を踏まえ、そもそも過去の契約金額が妥当であったとは言い切れず、その他の情報も入手し、契約金額の妥当性を検証すべきであると考えている。

13 市議選に係る投開票速報システム運用サポート業務委託

(1) 業務委託の概要

速報用システム及びホームページを利用するための運用保守、投開票日本番を想定したシステムリハーサルを行う際の実施支援及び投開票日本番の実施支援等を行うもの。

ア 委託業者：日本電気株式会社東海支社

イ 担当部署：選挙管理委員会事務局

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：1,724,220円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から平成31年 4月26日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：過去の契約実績から各作業単価を置き、業務価格を設計

ケ 履行確認の方法：報告書及び現認

(2) 監査の結果（意見）

随意契約における契約金額の妥当性の検証について

他の自治体でも同様の業務が実施されているため、参考として、金額情報を入手しているか確認したところ、入手されておらず、結果として、随意契約金額が、他の自治体と比較して妥当か否かの検証がなされていなかった。

現状では、過去の契約実績から各作業単価をおき、業務価格を設計しているとのことであったが、時勢を踏まえ、そもそも過去の契約金額が妥当であったとは言い切れず、その他の情報も入手し、契約金額の妥当性を検証すべきであると考えている。

第15 教育委員会

1 名古屋市外国人英語指導助手派遣業務

(1) 業務委託の概要

外国人英語指導助手（A E T）の教育委員会が指定する学校等への派遣、派遣するA E Tに対する研修、派遣するA E Tの管理業務等

- ア 委託業者：株式会社アルティアセントラルほか
- イ 担当部署：教育委員会事務局 指導室
- ウ 契約方法：随意契約（企画競争）
- エ 契約額：56,276,017円（令和元年度）ほか
- オ 契約期間：平成29年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数： 1回
- ク 予定価格の積算方法：時間単価× 1日当たり時間数×年間最大派遣日数×派遣人数×消費税率
- ケ 履行確認の方法：派遣先の学校においてA E T（中学校・高等学校への外国人英語指導助手）の勤務状況一覧（出勤簿）を作成し、教育委員会に提出する。教育委員会は、派遣業者からも月別派遣状況報告書を徴取し、両者を突合することにより履行確認を行っている。

(2) 監査の結果（意見）

アンケート結果の活用について

本事業は、中学校・高等学校への外国人英語指導助手（A E T）派遣事業であり、公募型プロポーザル方式により 5社と契約し、1社当たり18名、合計90名の派遣を受けている。

また、年度末に、派遣先の学校に対してアンケート調査を実施し、集計しているとのことであったが、会議等でとりたてて報告することはせず、必要に応じて活用しているとのことであった。

本事業は、契約額が多額であり、長期継続契約でもあることも勘案し、委託契約の効果を把握するため、会議等において情報を共有化し、委託契約ごとに、改善の余地等がないかについて、アンケート結果を検討する必要があると考える。

2 中学校スクールランチ調理等業務委託

(1) 業務委託の概要

調理業務をはじめとする以下の業務を実施するもの。

①調理、②盛付・配膳、③食器具の洗浄、消毒、保管、④配送、⑤施設、設備の清掃及び日常点検、衛生管理、⑥残菜及び厨芥等の処理、⑦ランチカード・1か月予約食券の販売、食券予約機の管理、⑧前各号に付帯するその他必要な業務

ア 委託業者：株式会社松浦商店ほか

イ 担当部署：教育委員会事務局 学校保健課

ウ 契約方法：指名競争入札（入札不調の場合は随意契約）

エ 契約額：154,490,021円（令和元年度）ほか

オ 契約期間：平成30年3月27日から令和5年3月31日まで、ほか

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：3回

ク 予定価格の積算方法：独自に経費等を積み上げて計算

ケ 履行確認の方法：業務履行届、業務確認簿にて確認

(2) 監査の結果（意見）

委託業者ごとのアンケートの検討について

本事業は、名古屋市にある16区ごと及び汐路中学、白山中学分ごとに、委託業者が選定され、契約が締結されている。なお、汐路中学と白山中学が別契約になっている理由は、スクールランチ導入時に、調理運営形態の試行実施をした経緯があり、単独調理方式で現在も実施しているためである。

令和元年度においては、スクールランチ実施校110校を対象に、献立等についてのアンケートが実施され、集計結果を基に、政策としての本事業の効果が検討されていた。

ただ、委託業者ごとのアンケートについては、集計結果はあるものの、集計結果について、委託業者ごとに「検討」している資料は確認できなかった。

スクールランチは、委託業者ごとに事業が実施されており、全ての委託業者が、生徒にとって同じ満足度のスクールランチを提供しているとは限らない。

本事業は、契約額が多額であり、長期継続契約でもあることも勘案し、委託契約の効果を把握するため、委託契約ごと、委託業者ごとに、本当に翌年度も契約を継続して良いか、改善の余地がないか等についても、アンケート結果を検討する必要があると考える。

3 科学館警備業務委託

(1) 業務委託の概要

科学館敷地内の火災、盗難、不法侵入及び不法行為等の予防、警戒をし、不測の事態に対処するもの。また、夜間においては、敷地内の巡回警備を行うもの。

ア 委託業者：日本安全警備株式会社

イ 担当部署：教育委員会 科学館 総務課

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：20,704,699円（令和元年度）

オ 契約期間：平成29年 9月15日から令和 2年 9月30日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：1回

ク 予定価格の積算方法：建築保全業務積算基準等に基づき積算

ケ 履行確認の方法：警備報告書に基づき確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

第16 市会事務局

1 名古屋市会会議録・委員会記録検索システム運用保守及びデータ作成業務委託

(1) 業務委託の概要

名古屋市会会議録・委員会記録検索システムの運用保守と会議録データ及び委員会記録データの作成を委託するもの。

ア 委託業者：株式会社社会議録研究所

イ 担当部署：市会事務局 議事課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：2,252,340円を上限とする額

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：業者からの見積書により算定

ケ 履行確認の方法：検索システムを操作し、正常に稼働しているか、また、作成データが正確に反映されているか確認している。

(2) 監査の結果（意見）

随意契約における契約金額の妥当性の検証について

本事業の委託料は、契約額を限度とし、会議録・委員会記録検索システム運用保守に加え、作成した会議録や委員会記録のページ数に1ページあたりの単価を乗じて支払っている。

同様の事業は、他の自治体でも実施されているため、参考として、他の自治体の1ページあたり単価等の金額情報を入手しているか確認したところ、他の自治体とは仕様等が異なることを理由として入手されておらず、結果として、随意契約金額が、他の自治体と比較して妥当か否かの検証がなされていなかった。

現状では、業者からの見積書により予定価格を設定しているとのことであったが、その他の情報も入手し、契約金額の妥当性を検証すべきであると考え
る。

2 名古屋市会本会議インターネット中継配信機器構築業務(HDカメラ用配信機器)委託

(1) 業務委託の概要

名古屋市会本会議中継配信(ライブ配信及びVOD(ビデオ・オン・デマンド)方式)を行うため、議場HDカメラに対応したハードウェア及びソフトウェアシステムの構築を行うもの。

ア 委託業者：株式会社大和速記情報センター名古屋営業所

イ 担当部署：市会事務局 調査課

ウ 契約方法：指名競争入札

エ 契約額：4,389,000円

オ 契約期間：令和元年11月7日から令和2年3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：業者からの見積書により算定

ケ 履行確認の方法：検査員による検査、機器の動作確認

(2) 監査の結果(指摘)

ア ハードウェア及びソフトウェアシステムの所有権について

本件業務は、令和元年度に実施した、名古屋市会本会議中継配信を行うための議場HDカメラに対応したハードウェア及びソフトウェアシステムの構築であるが、令和2年度に、名古屋市会本会議中継配信の委託業者が変更となったため、これにあわせて、当該システムにかかる機器等は、上記委託業者に回収されていた。

この点につき、当該機器等の所有権が、名古屋市に帰属するか、委託業者に帰属するかについて、担当部署に質問したところ、名古屋市に所有権はないとのことであったが、契約書上は明示されておらず、確認できなかった。

本来、機器等の所有権が、名古屋市か委託業者の、どちらに帰属するかは、契約書上、明示すべきであったと考える。

イ 完了検査について

本件業務の完了検査は、少なくとも本会議の最終開催日である令和 2年 3月17日以降でなければならないが、令和 2年 2月12日に検査調書を作成するとともに、委託業者からの納品書に基づき、担当部署として納品確認をしていた。

令和 2年 2月12日は、機器等の設置作業完了日にすぎず、本来は、令和 2年 3月17日以降の委託業務完了時点において、委託業務完了報告書の提出を求め、完了検査を実施すべきであったと考える。

(3) 監査の結果（意見）

機密情報の消去について

前述のとおり、機器等の所有権は、名古屋市にはないとのことであり、契約終了により当該機器等が回収されたとのことであったが、当該機器内のハードディスクには、名古屋市会本会議に関連した機密情報が多く含まれているため、回収時に、ハードディスクを物理的に破壊するなど、データの消去を行う必要がある。

この点につき、名古屋市の「事務の委託等に関する情報の保護及び管理のための基準」の附則 3（令和 2年 3月 1日施行）に基づき、データの消去をどのように実施したか、委託業者が実施した場合には、報告書を入手したかを質問したところ、「データの消去は、契約に基づき委託業者が実施し、その確認のために報告書の提出を依頼したところ、委託業者からは口頭での報告のみであった。」とのことであった。また、「この対応は施行日前に締結した契約については、努力義務であるため、口頭での報告を了承した。」とのことであった。

確かに、上記附則 3では、報告書の入手は努力義務となっているものの、一方で、包括外部監査を実施した日以降、担当部署として、令和 2年 9月25日付で、「令和 2年 6月 4日に、ハードディスクを物理的に破壊した」旨の報告書を入手していた。

名古屋市会本会議に関連した機密情報は重要である。包括外部監査の有無に関わらず、口頭による報告のみではなく、機器等の回収時に書面による報告

書を入手し、機密情報が消去された旨の確認を、より確実に実施するよう努力すべきであったと考える。

3 名古屋市会本会議インターネット中継配信業務委託

(1) 業務委託の概要

名古屋市会本会議の中継放送をインターネットによるライブ方式及びVOD（ビデオ・オン・デマンド）方式で行うため、必要なハードウェア及びソフトウェアシステムを構成し、中継配信業務の管理を行うもの。

ア 委託業者：株式会社大和速記情報センター名古屋営業所

イ 担当部署：市会事務局 調査課

ウ 契約方法：指名競争入札

エ 契約額：1,504,200円（令和元年度）

オ 契約期間：平成27年 3月12日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：1回

ク 予定価格の積算方法：業者からの見積書により算定

ケ 履行確認の方法：検査員による検査、機器の動作確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

4 名古屋市会委員会インターネット中継配信業務委託

(1) 業務委託の概要

名古屋市会委員会の中継放送をインターネットによるライブ方式及びVOD（ビデオ・オン・デマンド）方式で行うため、必要なハードウェア及びソフトウェアシステムを構成し、中継配信業務の管理を行うもの。

- ア 委託業者：株式会社社会議録研究所
- イ 担当部署：市会事務局 調査課
- ウ 契約方法：指名競争入札
- エ 契約額：2,561,500円（令和元年度）
- オ 契約期間：平成27年 3月12日から令和 2年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数：1回
- ク 予定価格の積算方法：業者からの見積書により算定
- ケ 履行確認の方法：検査員による検査、機器の動作確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

第17 病院局

1 受水槽等清掃業務委託

(1) 業務委託の概要

飲用水槽及び雑用水槽の消毒・点検・清掃・水質検査を委託するもの。

ア 委託業者：新生ビルテクノ株式会社名古屋支店

イ 担当部署：病院局 西部医療センター 管理課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額： 561,000円

オ 契約期間：令和 2年 1月24日から令和 2年 2月28日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：業者からの見積書により算定

ケ 履行確認の方法：作業報告書による現場確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

第18 上下水道局

1 メータ点検業務等徴収関係業務委託（東部ブロック）

(1) 業務委託の概要

水道メータ点検業務、井水メータ点検業務、上下水道料金の督促業務、徴収業務等を委託するもの。

ア 委託業者：第一環境株式会社中部支店

イ 担当部署：上下水道局 営業課

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：48,329,858円（令和元年度）

オ 契約期間：令和元年 9月24日から令和 6年 1月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：複数業者からの見積りを基に予定価格を算定

ケ 履行確認の方法：毎月の履行実績の報告を基に委託管理担当職員にて確認している。

(2) 監査の結果（意見）

自主監査について

名古屋市上下水道局においては、「名古屋市上下水道経営プラン2028（令和元～10年度）」を策定し、施設の老朽化、巨大地震や気候変動により頻発化・激甚化が懸念される気象災害への備え、また人口が減少に転じる中で将来的に経営状況の悪化や人材不足が想定されることから人材育成や経営基盤の強化を図る方針である。

こうした大きな流れの中において、メータ検針業務の委託に加えて、特に令和 2年 2月からは未納料金の督促業務など委託範囲の拡大を図っている。

(参考) 名古屋市上下水道経営プラン2028 (令和元～10年度) より抜粋

6-2 業務執行体制の見直しと官民連携の推進

営業所における未納料金の督促業務や検定満期メータ取替業務等の委託を進めるなど、業務の効率化を図るとともに、9営業所・3サービスステーション体制を管路センターと同じ4方面別に再編します。

ここで、「メータ点検業務等徴収関係業務委託(東部ブロック)仕様書」の第24条では、委託業者による自主監査について次のとおり規定されている。

(自主監査)

第24条 受注者(注 委託業者のこと)は、発注者(注 名古屋市上下水道局のこと)の指示に従い、監査責任者を定め、年1度以上委託業務全般及び個人情報保護対策が適正に執行されているか自主的に監査を行うものとし、項目、方法等について事前に発注者の承認を得るとともに、監査結果を発注者に報告しなければならない。

この点につき、令和2年8月の包括外部監査のヒアリング時点において、担当者に、「項目、方法等」について名古屋市として承認をしているか、また「監査結果」の報告すべき内容や実施時期等を取り決めているかを確認したところ、「当該条項は、委託範囲の拡大に併せ、令和2年2月より追加した委託内容であり、現時点(8月時点)においては、まだ承認していない。」とのことであった。

自主監査の対象は、未納料金の徴収・督促業務を含んでおり、従来、名古屋市が実施していた業務である。

委託業者による自主監査と、発注者がその項目、方法等を事前に承認し、結果の報告を受けることは、当該業務の水準を維持するために重要であり、

2月の履行開始後、8月まで自主監査項目等を定めていないことは望ましくない。

本来は、履行開始後、速やかに、名古屋市として「項目、方法等」について承認するとともに、「監査結果」の報告すべき内容等についても、取り決めるべきであると考え。

なお、本件については、事前に発注者の承認を得た上で、令和 2年10月に委託業者が自主監査を実施し、その監査結果を11月に発注者へ報告している。

2 令和元年度下半期分配水管等移設工事

(1) 委託料支出の概要

下水道工事を施工するにあたり水道管等が支障となるため水道事業会計へ依頼しその費用を補償するもの。

ア 支出先：名古屋市上下水道局長

イ 担当部署：上下水道局 配水課

ウ 契約方法：—

エ 支出額： 142, 988, 295円

オ 協定期間：—

カ 再委託の有無：—

キ 協定書の変更回数：—

ク 予定価格の積算方法：—

ケ 履行確認の方法：精算通知書にて完了を確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

3 正江橋築造工事（鋼桁製作工及び左岸鋼製階段製作工）に伴う上水道配水管添架工事

(1) 委託料支出の概要

名古屋市が行う橋りょう（正江橋）築造工事において配水管を橋りょうに添架するために橋りょうの補強に要する費用の一部を当局が分担するもの。

- ア 支出先：名古屋市長（緑政土木局）
- イ 担当部署：上下水道局 配水課
- ウ 契約方法：—
- エ 支出額：2,996,000円（令和元年度）
- オ 協定期間：平成31年 1月25日から令和 2年 3月27日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 協定書の変更回数：無
- ク 予定価格の積算方法：—
- ケ 履行確認の方法：精算通知にて完了を確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

4 都計 3・2・42大津町線開橋改築工事に伴う上水道配水管添架工事

(1) 委託料支出の概要

名古屋市が行う橋りょう（開橋）改築工事において配水管を橋りょうに添架するために橋りょうの補強に要する費用の一部を当局が分担するもの。

ア 支出先：名古屋市長（緑政土木局）

イ 担当部署：上下水道局 配水課

ウ 契約方法：—

エ 支出額：5,110,000円（令和元年度）

オ 協定期間：平成29年 7月28日から令和元年 9月30日まで

カ 再委託の有無：無

キ 協定書の変更回数：無

ク 予定価格の積算方法：—

ケ 履行確認の方法：精算通知にて完了を確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

第19 交通局

1 職員身分証の作製等業務委託

(1) 業務委託の概要

交通局が発売処理を行うことができる I C カード乗車券を使用した職員身分証の作製業務

ア 委託業者：株式会社名古屋交通開発機構

イ 担当部署：交通局 人事課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額： 369,360円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数： 2回

ク 予定価格の積算方法： 1社見積り

ケ 履行確認の方法：業務完了届で確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

2 期限更新機点検整備業務委託

(1) 業務委託の概要

名古屋市内の区役所及び支所22か所に設置する期限更新機の点検整備業務を委託するもの。

- ア 委託業者：株式会社名古屋交通開発機構
- イ 担当部署：交通局 営業課
- ウ 契約方法：一般競争入札
- エ 契約額：12,013,260円
- オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数：1回
- ク 予定価格の積算方法：1社見積り（ただし見積額が予算額を越えているため予算額を設計額としている。）
- ケ 履行確認の方法：隔月検査作業報告書で確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

3 消費税率改定に伴う運賃適用作業（業務委託）

(1) 業務委託の概要

消費税改正による当局乗車料改定の内容を、各駅駅務機器へ適用するための作業を委託するもの。

- ア 委託業者：株式会社名古屋交通開発機構
- イ 担当部署：交通局 営業課
- ウ 契約方法：指名競争入札
- エ 契約額： 7,095,000円
- オ 契約期間：令和元年 8月 6日から令和元年10月16日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数：無
- ク 予定価格の積算方法： 2社見積り
- ケ 履行確認の方法：完了後検査作業報告書で確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

4 I C敬老パス及びI C福祉特別乗車券の再発行登録業務委託

(1) 業務委託の概要

I C敬老パス・I C福祉特別乗車券の再交付のため、区役所等からの依頼に基づき、各サービスセンターに設置されている定期券発行機で再発行登録処理をするもの。

ア 委託業者：株式会社名古屋交通開発機構

イ 担当部署：交通局 営業課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：1,614,578円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：1回

ク 予定価格の積算方法：1社見積り

ケ 履行確認の方法：毎月検査業務完了報告書で確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

5 駅務機器の祝日データ変更作業（業務委託）

(1) 業務委託の概要

内閣府の定める国民の祝日の変更に伴い自動改札装置の祝日データの設定変更の実施を委託するもの。

ア 委託業者：株式会社名古屋交通開発機構

イ 担当部署：交通局 営業課

ウ 契約方法：指名競争入札

エ 契約額： 426,888円

オ 契約期間：令和 2年 1月31日から令和 2年 3月19日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：前回実績、 1社見積り

ケ 履行確認の方法：完了後検査作業報告書で確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

6 伏見駅の係員操作型 I C 定期券発行機移設業務委託

(1) 業務委託の概要

伏見駅駅長室の移設に伴い、I C 定期券発行機の移設作業を委託するもの。

ア 委託業者：株式会社名古屋交通開発機構

イ 担当部署：交通局 営業課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：149,299円

オ 契約期間：令和元年 5月23日から令和元年 6月 7日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：1社見積り

ケ 履行確認の方法：完了後検査作業報告書で確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

7 フルマルチ券売機の多言語対応業務委託

(1) 業務委託の概要

日本信号製フルマルチ券売機の接客画面の文言および音声案内の一部を中国語（簡体字、繁体字）、韓国語に対応するため、プログラム等のソフトウェア改修の実施を委託するもの。

ア 委託業者：日本信号株式会社中部支店

イ 担当部署：交通局 営業課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額：81,400,000円

オ 契約期間：令和元年 9月13日から令和 2年 3月19日まで

カ 再委託の有無：有

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：1社見積り

ケ 履行確認の方法：完了後検査作業報告書で確認

(2) 監査の結果（指摘）

金入設計書の積算内訳について

金入設計書にある内訳書を確認したところ、次のとおりであった。

項目	単位	金額
設計費	一式	(記載省略)
検証費	一式	(記載省略)
作業費	一式	(記載省略)
諸経費	一式	(記載省略)
上記計		(記載省略)
消費税等相当		(記載省略)
設計総額		(記載省略)

上記金入設計書はすべて単位が「一式」となっており、詳細な内訳の記載がなかった。

通常、システム設計等を行う場合には詳細なフェーズを期間に応じて設定し、SEやプログラマーなどの担当者がフェーズごとに何人必要かといったところまで落とし込んで作業に取り掛かるものとする。

当該業務は実際の券売機での作業を伴うため単純にシステム開発と同列で考えることはできないものの、基本的な業務の進め方は同様であると考えられる。

また、金額的に多額であることから工数（人数）に単価を乗じた形で金入設計書を積み上げるべきとする。

したがって、本件の金入設計書は詳細な工数と単価を設けたうえで作成すべきとする。

8 広告管理業務委託

(1) 業務委託の概要

広告物管理業務（広告募集・受付、広告料金請求及び収納、広告の審査等）、
広告着脱業務

ア 委託業者：株式会社名古屋交通開発機構

イ 担当部署：交通局 資産活用課

ウ 契約方法：随意契約

エ 契約額： 306,255,351円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：仕様内容ごとに必要日数を算出し、ハローワーク
の単価などから積算

ケ 履行確認の方法：業務完了届による。

(2) 監査の結果（意見）

より競争性の高い契約方式の検討について

契約方式は随意契約であり、平成 6年度から継続して株式会社名古屋交通
開発機構（以下「開発機構」という。）が受託している。広告管理業務自体は
他の鉄道会社でも同様の事業を実施していることから、開発機構だけが実施
できる理由について契約審査会の選定理由（随契理由）を確認したところ、そ
の要旨は次のとおりであった。

- 1 業務内容は広告管理業務（以下、管理業務）及び広告着脱業務（以下、着脱
業務）の 二つである。
- 2 いずれも守秘性が求められる業務である。
- 3 管理業務（受付、提出承認、料金徴収等の一連の事務）には公正性・公平性
が求められる。

- | |
|---|
| <p>4 確実な着脱業務のためには、管理業務と一体で行う必要がある。</p> <p>5 両業務の履行を担保するためには民間団体と資本関係のある団体に管理業務と着脱業務を委託させることはできない。</p> |
|---|

上記について、委託内容が異なるため単純な比較はできないものの、長年外郭団体と随意契約を締結してきた案件について、公募型プロポーザル方式等、より競争性を発揮できる契約方式に改めた例もある。

本業務においても、守秘性や公平性・公正性を仕様等で担保することで、より競争性を高めた契約方式とすることは可能であると考ええる。

より競争性の高い契約方式の導入を検討されたい。

9 高蔵変電所受電設備等更新に伴う工事施工管理業務委託

(1) 業務委託の概要

高蔵変電所受電設備等更新における現地工事等の施工が円滑に行われるように工事施工管理業務を委託するもの。

- ア 委託業者：株式会社名古屋交通開発機構
- イ 担当部署：交通局 電気課
- ウ 契約方法：一般競争入札
- エ 契約額：16,917,120円以内
- オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 2月28日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数： 1回
- ク 予定価格の積算方法：複数の業者に見積りを徴取し積算
- ケ 履行確認の方法：施工管理業務報告書（日報）及び業務完了届

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

10 バス車両清掃業務委託

(1) 業務委託の概要

市バス営業所におけるバス車両清掃を委託

ア 委託業者：株式会社名古屋交通開発機構

イ 担当部署：交通局 管理課

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：42,176,703円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数： 1回

ク 予定価格の積算方法：前年度実績に労務単価上昇を見込んだもの

ケ 履行確認の方法：清掃指示書に必要な事項を記入し当局係員の検査を受ける。

(2) 監査の結果（意見）

入札参加者を増やす施策について

契約方法としては過去から一般競争入札として実施されているが、平成29年度以降は株式会社名古屋交通開発機構（以下「開発機構」という。）のみが入札に参加している。過去の契約期間と入札参加企業を、遡ることができる平成22年度まで確認したところ次のとおりであった。

（バス車両清掃業務委託）

年度	契約期間	入札参加企業 (下線は落札企業)
平成22～24年度	長期継続契約	<u>開発機構</u> 名鉄産業株式会社
平成25～27年度	長期継続契約	<u>開発機構</u> 株式会社ソシオ
平成28年度	単年度契約	<u>開発機構</u> 株式会社ソシオ

平成29年度～	単年度契約	開発機構のみ
---------	-------	--------

結果的に開発機構のみが受託しており、考えられる理由を質問したところ、以下が推定されるとのことであった。

- ・タイムスケジュールなどバスの車両清掃の時間が限られている。
- ・バスの車両清掃の特殊性
- ・直営の 7営業所で 673台のバスを所有しており、大量の清掃に対応できる委託業者は限られる。

推定した理由ではあるものの、バス車両清掃業務委託について開発機構のみが受託する理由としては十分とは言えず、他の清掃業者でも当該業務の受託は可能と考える。

平成29年度以降は開発機構のみが入札に参加しており、一般競争入札の趣旨である競争原理が働かない状況であるため、入札参加者を増やす施策の検討が望ましいと考える。

11 バス停留所施設の清掃点検業務委託

(1) 業務委託の概要

市バス停留所の清掃を委託

ア 委託業者：株式会社名古屋交通開発機構

イ 担当部署：交通局 自動車運転課

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：12,990,715円

オ 契約期間：平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数： 1回

ク 予定価格の積算方法：前年度実績

ケ 履行確認の方法：工程表等に必要な清掃箇所を記入し当局係員の検査を受ける。

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

第20 緑区役所

1 緑区役所電話交換業務委託

(1) 業務委託の概要

緑区役所において代表電話を受信し、架電者に対し照会に対する回答、関係部署への取次ぎ及び関係公所等の連絡先の紹介を行うもの。

- ア 委託業者：株式会社バックスグループ
- イ 担当部署：緑区役所 総務課
- ウ 契約方法：一般競争入札
- エ 契約額：月額 358,400円（令和元年度）
- オ 契約期間：平成29年 3月31日から令和 2年 3月31日まで
- カ 再委託の有無：無
- キ 変更契約の回数： 1回
- ク 予定価格の積算方法：必要工数に時給を乗じて積算
- ケ 履行確認の方法：受託者が選任した管理者が委託者に対し月次で業務実施報告書を提出及び業務を行った電話交換業務従事者が委託者に対し日次で電話交換業務従事者報告書を提出

(2) 監査の結果（意見）

仕様書に基づく業務の履行確認について

本業務の仕様書によると、管理者は、月次で業務実施報告書を提出することとされ、そこには電話交換業務従事者から報告を受けた業務実施内容や苦情処理の内容を総括して記載することとなっている。さらに、同報告書には、管理者が電話交換業務従事者の勤務状態を管理するために、1か月に1回以上、電話交換業務従事者全員に対し一対一でヒアリングと必要な指導等を行い、その内容をも記載することとされている。また、電話交換業務従事者は、業務を行った日に電話交換業務従事者報告書を作成し、委託者に対し次の区役所開庁日までに提出することとされている。

これらの報告書の一部を閲覧したところ、総じて記載内容が少なく、報告書からだけでは受託者による業務実施内容を把握することができなかった。担当者によると、電話対応で問題が生じた場合などは、重要と思われるものを除いて電話交換業務従事者がその場で対応し、必要に応じて関係部署とも調整を行っているとのことである。ただし、これでは総務課として電話交換業務の実施状況を適切に把握できているとは言い難い。

仕様書によると、名古屋市は、管理者に対し、管理者が確認する電話交換業務従事者の業務遂行状況を報告するよう請求することができ、さらに電話交換業務従事者の意見の取りまとめを請求し報告させることもできる。したがって、報告書の記載が少ない場合、問題が生じていなければ必ずしも頻繁に行う必要はないものの、仕様書の規定に基づき詳細な報告を請求し業務実施内容を積極的に確認するのが望ましい。

2 緑区役所庁舎警備業務委託

(1) 業務委託の概要

緑区役所において建物内外の警戒巡視及び防犯防災上の点検等の警備業務並びに外来者への応対等警備業務に付帯する業務を行うもの。

ア 委託業者：ニットーケイビ株式会社

イ 担当部署：緑区役所 総務課

ウ 契約方法：一般競争入札

エ 契約額：月額 839,234円（令和元年度）

オ 契約期間：平成31年 3月19日から令和 4年 3月31日まで

カ 再委託の有無：無

キ 変更契約の回数：無

ク 予定価格の積算方法：必要工数に時給を乗じて積算

ケ 履行確認の方法：受託者が毎日提出する警備報告書及び警備業務日誌にて確認

(2) 監査の結果

指摘及び意見はない。

大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見書の提出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 2月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サポーレ熱田店

名古屋市熱田区新尾頭二丁目 411番 ほか 8筆

2 意見書の提出状況

提出された意見書の件数

2件

3 提出された意見の概要

(1) 設置者が配慮すべき基本的事項

ア 地域住民への適切な説明

(ア) 出入り口に一番近い我が家には令和 2年11月24日に説明があるまで工事の連絡はなく、工事の工程表さえももらっていなかった。

(2) 施設の配置及び運営方法に関する事項

ア 駐車需要の充足等周辺の住民の利便及び商業その他の業務の利便確保のための配慮事項

(ア) 駐車需要の充足等交通に係る事項

a 駐車場の位置及び構造等

(a) 店舗南側に面している道路は片側一車線で歩道も狭く住民の通学路でもあり交通量も歩行者も多い場所でもあり南側に出入り口

をつくることで住民の生命も危険にさらされる可能性も高まりかつ交通の支障にもなるため、令和元年末の説明会で複数の住人より南側に出入り口を作る事に反対の意見が出た。

(b) 11月24日に、要望書も出したが未だに回答がないのに工事が進められて南側の出入り口だけ先に作られている。

(c) 店舗南側道路は特に大型車両の通行も多く、渋滞も多い上に道幅が狭く歩行者も譲り合って通行している現状である。店舗を出入庫する車が対向車線にはみ出す恐れがありそれにあわせて南側住居前歩道は北側歩道に比べて車道との段差も全くないので歩行者への危険も高まることが予想される。通学路であるので子供のことが大変心配である。

(d) 一方店舗西側の道路は通学路でもなく民家もなく道幅も広く両側に段差がある歩道もあり歩行者も少なく歩行者の安全も守られやすく交通の支障にも南側に比べるとなにくいので南側ではなく西側に出入り口をつくることを当初から強く要望してきた。

(e) 地域の安全を、子どもの生命を本当に守る考えがあるのか問いたい。

4 提出された意見書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

熱田区役所情報コーナー、中区役所情報コーナー及び中川区役所情報コーナー

5 意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 2月10日から同年 3月10日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課